

はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、平成21年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、NASVAに係る平成21年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目 次

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 組織運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 業務の運営の効率化
 - ①指導講習業務・適性診断業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - ②療護施設の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - ③交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - ④業務全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 指導講習業務・適性診断業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (2) 指導講習業務・適性診断業務の実施期間になろうとする民間団体への支援・・・・・・・・ 43
- (3) 療護施設の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- (4) 介護料支給等支援業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (5) 交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- (6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実・・・・・・・・ 69
- (7) 自動車アセスメント情報提供業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- (8) 自動車事故対策に関する広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

4. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

6. 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設及び設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
- (2) 人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

II. 自主改善努力評価に関する事項

1. 自動車事故被害者団体との意見交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

2. 療護センター担当者会議の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 107

3. 療護センターの広報（パンフレット、DVD）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

4. 積極的な広報の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

5. 内部統制に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

(中期目標)

主管支所及び支所ごとの業務実態を把握した上で、業務の集約化・効率化を図る。

(中期計画)

業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。

(年度計画)

顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、管理職の一般職への振替を始めとする管理体制のスリム化及び支所業務の合理化により、業務実態に対応した職員配置を順次実施します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

業務の繁忙状況や地域特性等を勘案し、利用者サービスの確保の観点を踏まえつつ、支所の職員配置を見直し、一層効率的な業務体制の構築を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

○ 顧客ニーズに対応した業務体制の構築を図るため、管理体制のスリム化として管理職の配置に係る見直しを進め、前年度までに独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24 閣議決定）に定められた平成18年度（前中期計画期間最終年度）比10%を上回る14.4%（△28人）の削減を行ったところであるが、平成21年度においてさらに1人を削減し、平成18年度末比で14.9%の削減を行った。

・平成18年度末	194人
・平成19年度末	179人（△15人）
・平成20年度末	166人（△13人、累計△28人）
・平成21年度末	165人（△1人、累計△29人）
削減率	14.9%

○ 支所における大規模な講習会や業務繁忙期の出張診断において、主管支所の職員が支所へ出向いて業務を行う等、業務の繁閑に柔軟に対応した要員の弾力的運用を実施した。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度は、引き続き、業務の実態に対応した職員配置を実施するとともに、インターネット通信網を利用した新適性診断サービスを提供するネットワーク端末機の導入・普及による支所業務の合理化の観点から、機動的・弾力的な業務配分の見直しを検討する等、組織運営の効率化を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 人材の活用

(中期目標)

業務に必要な職員を確保するとともに、職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

(中期計画)

業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

(年度計画)

- ① 機構が、事故防止、被害者援護の分野で中核的な機能を果たすための組織を構築するため、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 事故防止業務や被害者援護業務の質の向上を図るため、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 組織の活性化を図るため、産業カウンセラー等の資格取得者について、全国的に適正に配置し、職員の活用を積極的に図ることとした。
- 新たな事業展開に対応するため、専門的知見を有する者や即戦力となる経験者等を確保し、職員の資質向上を図る。
- 平成19年11月より全職員を対象に能力・実績評価制度を導入したことから、引き続き、より適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、機構職員としての使命を積極的に果たせる環境作りを推進する。
- 研修の充実を図り、職員の資質向上を図る。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 産業カウンセラーの資格取得者14名について、新たにカウンセラーとして指名し、全国の適性診断業務に従事する職員のうち、122人の有資格者を配置し、職員の積極的活用を図った。
職員資質の向上を図る観点から、専門的知見を有する者3名（システム開発に関する民間の実務経験を有する者、企業コンサルに関する民間の実務経験を有する者、交通機械工学を専攻した新規採用者）を採用した。
- 職員の安全対策に係る専門的知識の習得を目的として、地方運輸局（自動車運送事業者の監査等を担当する部門）との人事交流を実施した。（21年度末現在 6箇所、6人）
- 引き続き勤務評価制度を適正に運用し、勤勉手当及び定期昇給の判定に際し、評価結果を反映させた。

○ 各研修制度の実施

(1) 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 指導講習業務のうち、「自動車運転者の適性管理に関すること」等について講義することができる※1 第Ⅲ種指導講習講師を育成するため、7人に対して第Ⅲ種指導講習講師育成研修を実施するとともに、「自動車事故に係る生理的及び心理的な要因に関すること」等について講義することができる※1 第Ⅱ種指導講習講師を育成するため、10人に対して第Ⅱ種指導講習講師育成研修を実施した。
- ・ 21年度より、飲酒運転防止の観点から指導講習におけるアルコール専門教育を行う講師の育成をするために、「ASKの飲酒運転防止インストラクター養成講座」を54人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第Ⅲ種指導講習講師：（基礎、一般、特別）講習の一部について講義できる講師
第Ⅱ種指導講習講師：（基礎、一般）講習の大半と特別講習の全てについて講義できる講師
第Ⅰ種指導講習講師：（基礎、一般、特別）講習の全てについて講義できる講師

(2) 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断などにおいてカウンセリングを実施することができる※2 カウンセラーを養成するため、14人に対してカウンセラー研修を実施した。
- ・ カウンセラーの教育・訓練等を行うことができる※2 指導主任者を育成するため、14人に対して、指導主任者資格要件研修を実施した。
- ・ ※2 指導主任者48人に対して、指導主任者教育訓練研修を実施し、助言・指導の事例検討や交通心理学の講義により、指導講習の質の維持・向上を図った。

※2 カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者）
特別診断カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（指導主任者のうち部内試験合格者）
指導主任者：カウンセラーの指導を行う者（カウンセラーのうち研修修了後、部内試験合格者）

(3) 安全マネジメント業務の展開に向けた対応

- ・ 安全マネジメント業務を担当する職員49人に対して、安全マネジメント担当者研修を実施し、安全マネジメントに関する最新の情報知識の習得及び技能向上を図った。
- ・ 安全マネジメント業務のうちコンサルティングを担当する職員64人に対して、コンサルティング担当者研修を実施し、コンサルティング手法の習得及び技術の向上を図った。
また、21年度より新たに※3 安全管理会計プランを取り入れたコンサルティングの実習等を研修カリキュラムに取り入れ研修の充実を図った。

※3 安全管理会計プラン：経営者に自社で実施している安全管理の事故防止活動とそれに係るコストを把握し、今後の安全対策に関するPDCAサイクルに活用する手法

(4) 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

- ・ 21年度より新たに、介護料受給者宅等への訪問支援サービスを行う職員のうち29人に対して、療護センターにおいて、看護師、メディカルソーシャルワーカーを講師とした訪問支援サービス業務研修を実施し、自宅介護で使われる医療機器、用語及び介護に関する専門的な知識の習得を図る等、業務の質の向上を図った。
- ・ 被害者援護業務を担当する9人に対して被害者援護業務研修を実施し、被害者救済対策に関する知識の習得を図った。
- ・ 階層別研修に係るカリキュラムの一環として、療護センターにおける意見交換を実施するなど、被害者の視点に立った業務を目指した取組みを行った。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度は、引き続き、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用及び研修の充実による職員の資質向上により人材の有効活用を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

職員に対して、NASVAのミッションや行動指針を示すとともに、NASVAの業務・組織運営等に関する今後の方向性を示した「NASVAWAY」により、職員の意識の啓発を図っている。

(3) 業務の運営の効率化

① 指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。

(年度計画)

ア 引き続き、効果的に適性診断業務を推進するため、インターネットを活用した新適性診断システムを4主管支所及び11支所（15支所）へ順次導入します。

また、受講者管理業務の効率化のために講習受講総合システムの改善を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

適性診断業務においては、従来の診断機器に比して小型・軽量化、導入コストの低減を図りつつ、インターネット通信網を利用した新適性診断サービスを19年度に開発し、20年度より既存機器の更新となる支所等（19支所）から順次導入を行っている。21年度においては引き続き、4主管支所及び11支所へ順次、ネットワーク端末機の導入を図ることとした。

また、運行管理者等指導講習業務においては、業務の効率化を図るため、現行の運行管理者指導講習システムの操作性の向上や他支所との情報の共有化等に関して改善を行うこととした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

○ 札幌、仙台、新潟、高松、山梨、滋賀、山口、徳島、愛媛、高知、長崎、宮崎、沖縄、熊本、大分の4主管支所及び11支所にネットワーク端末機を導入した。これにより、全国で34支所においてネットワーク端末機の導入を完了した。

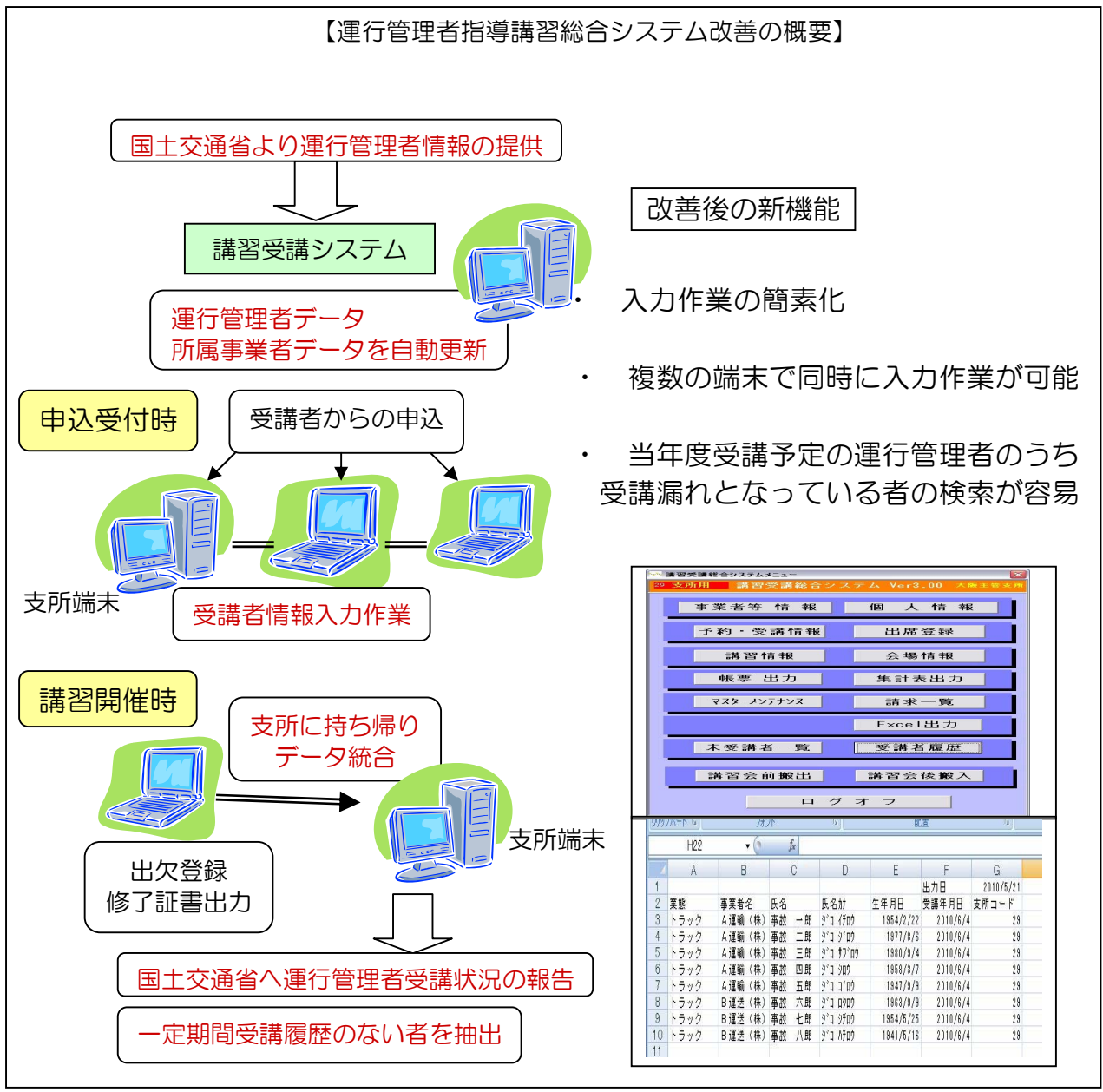
また、ネットワークによる適性診断サービスを「i-NATS（アイナッツ）」と命名した。

i-NATSによるサービスの導入により、1台のネットワーク端末機で全ての診断項目の実施が可能となることから、業務の効率化や診断時間の短縮化が図られるとともに、機器導入のコスト低減、機器の小型化による省スペース化等、効果的な業務の推進、業務運営の効率化を図ることができた。

【i-NATSで診断を受けるドライバー】



- 運行管理者等指導講習業務の効率化を図るため、運行管理者等指導講習総合システムの改善を行い、2月より運用を開始した。
この結果、複数のPCによる同時作業が可能となり、受講者情報の入力作業や国土交通省への報告データの作成業務が効率化されることとなった。
また、併せてシステムの改善によって今後、一定期間受講歴のない者等の検索業務が容易になる。



- 2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し
- ・ 平成22年度においては、ネットワーク端末機を5主管支所及び11支所の合計16支所等に順次導入し効果的な診断業務を推進することとしている。これによって、全ての支所等でi-NATSによる診断サービスを行うこととなる。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

i-NATSによる診断と現行の適性診断との比較



(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。

指導講習

基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比4%)以上増加させます。
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。
特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。

適性診断

一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに11,300人(前中期目標期間の実績(3年間)の平均比5%)以上増加させます。
初任診断 適齢診断	地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。
特定診断	地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受講漏れをなくすようにします。

また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。

以上の措置を講ずること等により、自己収入比率について、中期目標期間の最終年度までに50%以上に引き上げます。

(年度計画)

イ トップセールス等により事故防止に関する機構の取り組み等のPRを促進するとともに地方運輸局等と連携を強化し、受講者、受診者の拡大を図ります。また、インターネットを活用した新診断システムの利便性を積極的にPRし、同システムの利用促進、受診者の拡大を図ります。

以上の措置を講ずることにより、自己収入比率(平成21年度)について、48%以上に引き上げます。

(注1) 自己収入比率=自己収入(手数料収入等)/総収入(=総経費)

◎ 年度計画における目標設定の考え方

トップセールス等によるPRの促進・強化を図り、受講者・受診者の拡大を目指すとともに、運輸局等との連携を強化し、一般講習、特別講習、初任・適齢・特定診断の受講漏れ、受診漏れを防止する。また、ネットワーク端末機の利用を促進し、事業者の受診需要に適切に対応した受診機会を提供することにより、受診者の拡大を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 各事業者、各協会に対するトップセールス等において、21年度に策定した※NASVA事業用自動車安全プラン2009に基づき、事故防止に関する機構の取組み等をPRするとともに、受講・受診の促進等を行った。

※「NASVA事業用自動車安全プラン2009」：国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」に掲げられた死者数半減、人身事故件数半減、飲酒運転ゼロ等の目標の達成に向けて、NASVAが自動車運送事業者の事故防止活動を総合的に支援する取組み。

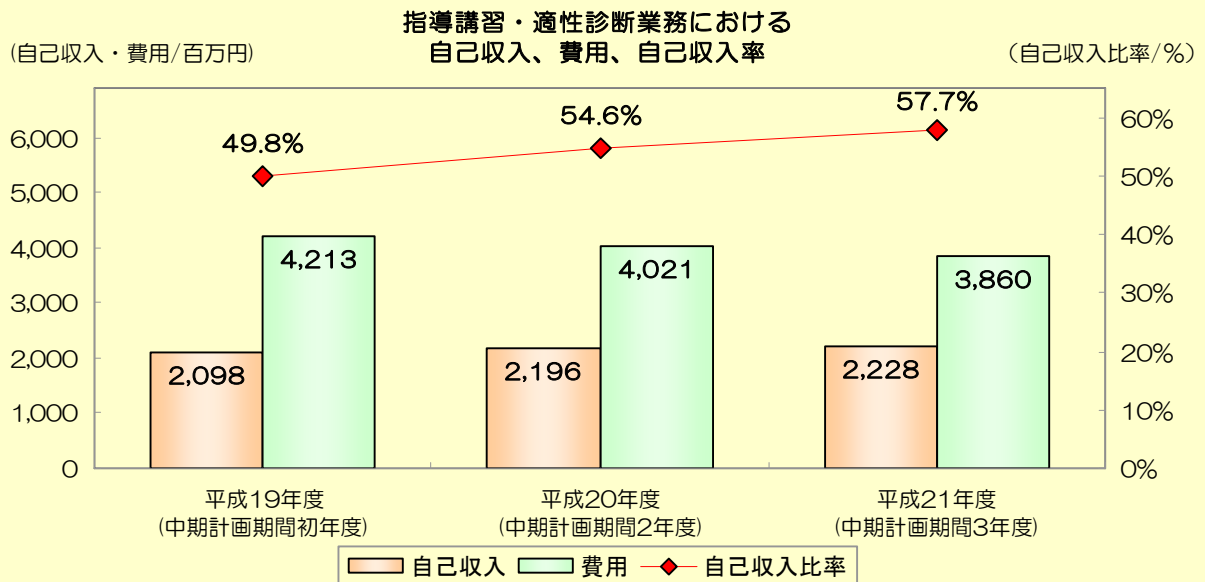
- 任意の基礎講習の受講者は運行管理者補助者制度が定着したことから前年度に対して、6,418人減少し、41,020人。また、任意の一般・特別診断の受診者はトップセールスによる受診促進等の取組みにより、前年度に対して、19,334人増加し、275,176人となった。

中期計画の達成状況			
	18年度実績 〔前中期計画期間 最終年度〕	中期計画目標値	21年度実績 〔中期計画期間 3年度〕
基礎講習	23,149人	23,999人	41,020人
一般・特別診断	252,031人	263,331人	275,176人

(参考) 平成21年度 受講・受診実績			
講習全体	139,163人	診断全体	455,016人
基礎講習	41,020人	一般・特別診断	275,176人
一般講習	95,907人	初任診断	127,853人
特別講習	2,236人	適齢診断	49,122人
		特定診断	2,865人

- 義務の受講、受診漏れを防止するため、国土交通省及び地方運輸局との連携を強化し、綿密な情報交換等を行うとともに、自動車運送事業者団体に対し、受講・受診促進の働きかけを行った。

○ トップセールス等による受講・受診の促進を図ったが、指導講習は運行管理者補助者制度の定着等により基礎講習受講者が減少した。また、適性診断はi-NATSによる一般診断受診者の増加及びドライバーの高齢化に伴う適齢診断受診者が増加した結果、自己収入比率は前年度に対して、3.1ポイント増となる57.7%（指導講習61.5%、適性診断55.8%）となった。



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

各主管支所及び支所において、自己収入比率向上のための数値目標を設定するとともに、その目標達成のための施策を実行することにより、さらなる自己収入比率の向上を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

② 療護施設の設置・運営

(中期目標)

ア 質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(中期計画)

ア 医療水準・コスト水準等に関シタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

(年度計画)

ア 医療水準・コスト水準等に関シタスクフォース（注2）により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注2）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

◎ 年度計画における目標設定の考え方

医療水準・コスト水準等に関シタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

平成21年度の実績値について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

(1) 運営経費の節減に対する取組み

運営経費（委託費）については、広報活動等による入院患者数の増加に伴った医業収入の増加等による合計155百万円の収入増となった一方、療護センター職員の定期昇給による人件費の増加等による合計43百万円の支出増となったが、全体の運営経費（委託費）は昨年度より112百万円（△5.6%）削減されており、一定の努力が認められる。

なお、外部検査の受託による収入は昨年度より5百万円増の194百万円となっているが、受託件数については10,664件と年度計画の達成目標11,000件に達していない。

療護センターは遷延性意識障害者に対する治療及び看護を行う特殊性から一般病院とは異なることから、今後も高度な治療・看護の水準を確保しつつ病床のより効率的な運用を行うとともに、運営経費の節減に努めるなど、業務運営の効率的実施に引き続き取組む必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取組み

療護センターにおいては、患者への適切な治療・看護を行うことにより、脱却による退院患者数が年度計画の達成目標15人を上回る16人となっており、努力が認められる。

一方、遷延性意識障害者に十分かつ公平に治療・看護機会を確保するために平成19年12月から患者の受入を開始した2委託病床においても、脱却による退院患者数が4人（開設時からの累計は5人）となるなど、一定の効果が認められる。

また、自動車事故の発生件数・死亡者数はともに減少しているものの、重度後遺障害者数は減少に転じることなく、年間2千人以上発生する悲惨な状況にあることから、今後、既存の療護施設への入院が地理的に困難と考えられる地域への委託病床のさらなる拡充を行う必要がある。

さらに、高度先進医療機器の活用、患者家族への支援、地域医療への貢献等によりサービス水準の向上が図られているものの、療護センターの看護師による在宅介護者へのアドバイス等を実施し療護センターの成果を在宅介護者、一般病院等に幅広く提供するなど、更なるサービス水準の向上に向けた取組みを着実に実施していく必要がある。

「遷延性意識障害度評価表」（ナスバスコア）を活用した療護施設入院患者の治療改善度の統一的な評価については、評価指標によるデータの蓄積がさらに進められ、平成22年3月に分析結果が初めて公表されている。

こうした統計的な根拠に基づく遷延性意識障害者の治療改善効果の分析は、療護施設の治療・看護水準のさらなる向上のため、今後は違った角度での新たな分析も検討しつつ、引き続き分析結果を公表していくことが必要である。

広報活動については、三つ折りパンフレットに加え、療護施設の取組等を一般の方々に広くPRするためのDVDを新たに作成し、イベント等での上映、医療機関等への配布が行われている。

また、医療機関のソーシャルワーカーに対する研修の場において、ナスバの担当者が療護施設のPRを行うなど一定の努力が認められる。

今後もこうした広報活動をより効率的、効果的に行うことにより、医療関係者等に対し、療護センターの質の高い看護技術、ノウハウを伝播していく必要がある。



【「業績評価のための特別なタスクフォース」
における審議の様子（H22.6.16）】

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

イ 自己収入の増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れる。

(中期計画)

イ 療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託します。

(年度計画)

イ 引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託します。

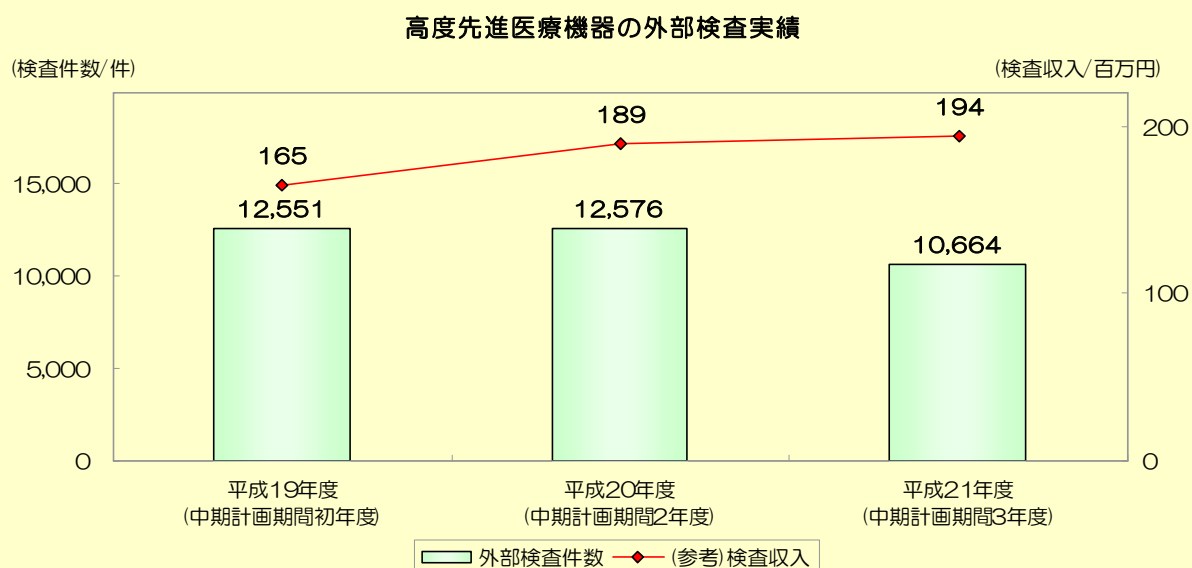
◎ 年度計画における目標値設定の考え方

地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

◎ 実績値

1) 平成21年度における取組み

○ 各療護センターにおいては、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、10,664件（対前年度比1,912件、15.2%減）の外部検査を受託し、1億9,400万円（対前年度比500万円、2.6%増）の収入を得た。



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、年間11,000件以上の外部検査を受託する。

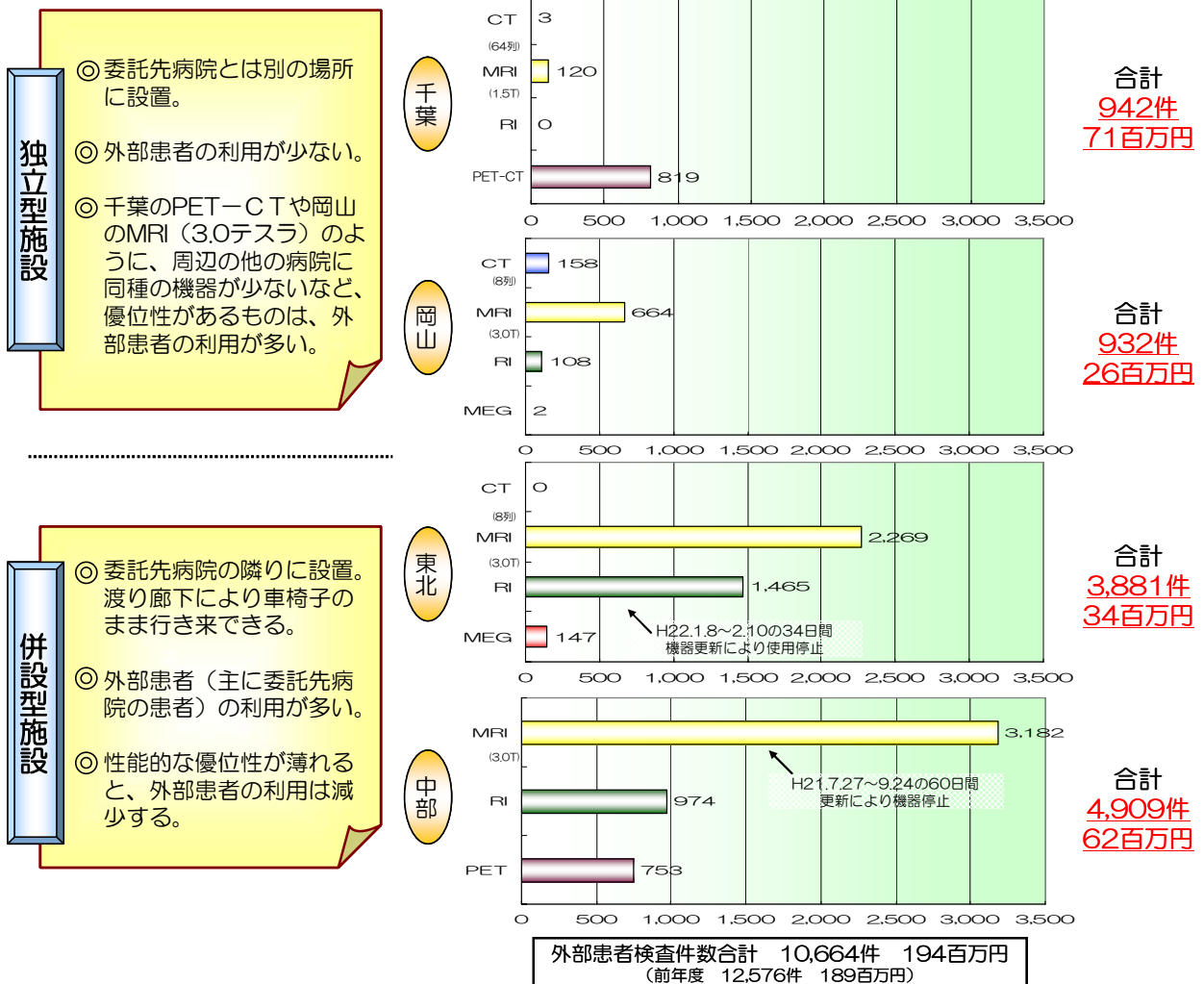
◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成21年度における外部検査の受託件数は10,664件で、前年度実績(12,576件)及び「年間11,000件以上」の目標のいずれも下回る結果となった。

受託件数が伸び悩んだ主な要因として、例年多くの外部検査を受託している中部療護センターのMRI及び東北療護センターのRIが機器の更新により、それぞれ60日間及び34日間使用できず、これらの影響が想定以上に大きかったことがあげられる。

一方で外部検査の受託による収入は1億9400万円となり、前年度実績(1億8900万円)を上回った。

【外部患者検査件数（平成21年度分・単位:件）】



③ 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

ア 業務運営等の見直しにより、債権回収率90%以上を確保しつつ、更なるコスト削減を図る。

(中期計画)

ア 債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図ります。

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

(年度計画)

ア 債権回収等に関して効率的な業務運営に努め、債権管理規程等に基づく、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画に基づき、債権管理規程による管理方法の遵守、債権管理マニュアルの活用により効果的な管理を行い、債権回収率を毎年度末に90%以上確保することとした。

◎ 実績値

1) 平成21年度における取組み

○ 債権回収率の実績

債権回収率

回収予定額 (A) ※1	回収額 (B) ※2	回収率 (B÷A)
22,257百万円	20,237百万円	90.9%

※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

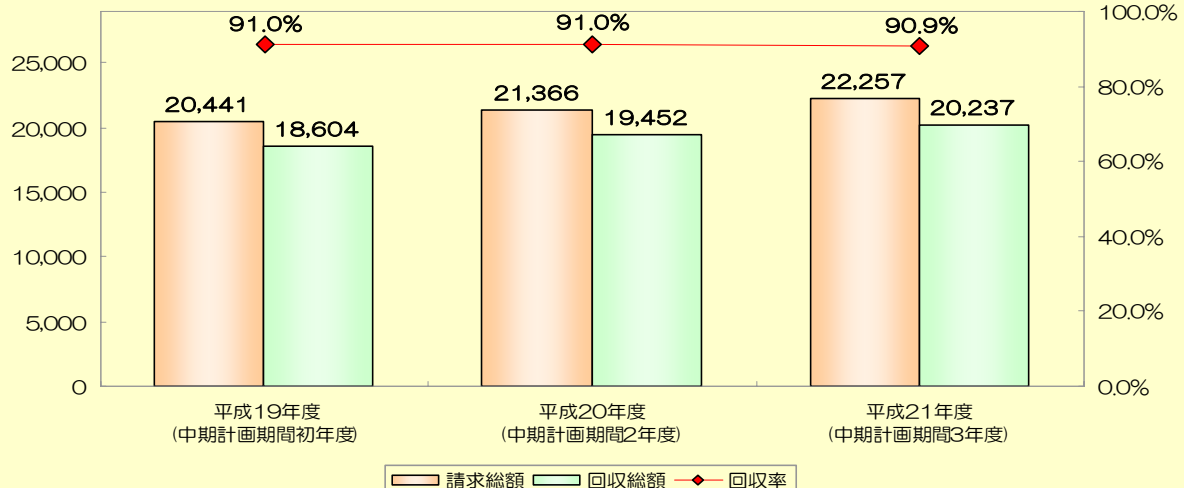
※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている

(請求総額・回収総額/百万円)

請求総額、回収総額、債務回収率

(回収率)



○ 効果的な債権回収の取組み

(1) 債権管理規程に基づく効果的な債権管理の実施

債権管理規程に基づき、債権の適正な管理を図る目的から、状況に応じて債権を分類し、それぞれの管理方法に従い管理した。

(2) 債権回収マニュアルの活用

債権の効率的な回収を図るため、延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について調査・把握することとし、状況に応じた回収方策を講じることとしている。

また、平成22年1月に主管支所担当職員研修を実施し、個別債権の状況に応じて統一的な債権回収の実施方法を示した債権回収マニュアルを活用するとともに、遺児家庭の生活状況を把握するため積極的に訪問折衝等を行うこととした。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、回収率90%以上を確保する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。

(中期計画)

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

(年度計画)

イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

○ 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表した。

貸付債権の評価

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	評価額 (a×b)
一般債権	6,879,353	99.7%	6,858,715
貸倒懸念債権	5,079,117	56.2%	2,854,464
破産更生債権等	364,690	0%	0
合計	12,323,160	78.8%	9,713,179

貸倒引当金

(単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	引当率 (b)	貸倒引当金 (a×b)
一般債権	6,879,353	0.3%	20,638
貸倒懸念債権	5,079,117	43.8%	2,224,653
破産更生債権等	364,690	100%	364,690
合計	12,323,160	21.2%	2,609,981

※ 貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度においても、引き続き債権管理委員会において、適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 債権残額の推移（債権区分別）

(単位：百万円)

	一般債権 (1)	貸倒懸念債権 (2)	破産更生債権等 (3)	合計 (4)=(1)+2+3)	貸倒懸念債権、破産更生債権等計 (5)=(2)+3)	債権残額に占める貸倒懸念債権、破産更生債権等の割合 (5/4)	対前年度増減ポイント
平成19年度	8,424	4,874	385	13,683	5,259	38.4%	+ 3.3
平成20年度	7,635	4,976	372	12,982	5,348	41.2%	+ 2.8
平成21年度	6,879	5,079	365	12,323	5,443	44.2%	+ 3.0

○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の増加要因

生活資金貸付は、生活保護、所得税の非課税など生活困窮家庭の者に対する貸付であることから、最近の社会、経済情勢の影響等により債務がすべて滞りなく返済されているとはいえない状況にある。

平成21年度において、一般債権から不良債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）に分類換えとなった193件について、その理由が判明しているものは121件となっており、内訳としては「無職・失業」21件、「低所得」7件、「パート・アルバイト」30件など安定した雇用が確保できないため返還金を滞納しているものが58件、「生活保護受給、非課税者等」18件、「多重債務等」5件、「病気・身体障害等」8件などの理由により返還金を滞納しているものが55件となっている。また、「破産、連帯保証人の死亡等」により分類換えとなったものが8件である。その他は不在や回答無しのため滞納理由が不明などのものが72件となっている。

○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の解消に向けた取組み

滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別の債権の状況に応じた統一的な取り扱いである「債権回収マニュアル」の一層の徹底を図るとともに、遺児家庭の生活状況を把握するため積極的に訪問折衝等を行い、今後も債権回収実績の向上を図る。

④ 業務全般

(中期目標)

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度^(注)において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。(注)平成23年度

(中期計画)

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。

(年度計画)

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成20年度予算の5%程度に相当する額を削減します。

イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成20年度予算の4%程度に相当する額を削減します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.94参照）における効率化係数（一般管理費0.98/年、業務経費0.99/年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の5%程度、業務経費については対前年度予算の4%程度に相当する額の削減目標を設定することとした。

一般管理費・業務経費（特殊要因等を除く）年度別削減計画

年 度	一般管理費	業務経費
平成19年度	対前年度予算の7%削減	対前年度予算の7%削減
平成20年度	対前年度予算の2%削減	対前年度予算の1%削減
平成21年度	対前年度予算の5%削減	対前年度予算の4%削減
平成22年度	対前年度予算の3%削減	対前年度予算の3%削減
平成23年度	対前年度予算の2%削減	対前年度予算の1%削減

(注1) 平成21年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2%削減、業務経費1%削減）にそれぞれ3%が上乗せされている。

(注2) 平成22年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2%削減、業務経費1%削減）にそれぞれ1%、2%が上乗せされている。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み（実績値）

(1) 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

平成21年度は、業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲ 5%程度削減）を上回る経費削減（▲ 7.5%）を達成

特に、ネットワーク端末機導入支所においては、レイアウトの見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースの返還等により、23百万円の賃借料削減を達成

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成21年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 19百万円	▲ 28百万円	
	▲ 7.5%	
削減目標額 ▲ 19百万円 = 前年度予算額 374百万円 × 削減目標率 ▲ 5%	削減実績額 ▲ 28百万円 = 平成21年度決算額 346百万円 - 前年度予算額 374百万円	対前年度予算比 ▲ 7.5% = 削減実績額 ▲28百万 ÷ 前年度予算額 374百万円

(参 考)

平成21年度一般管理費（人件費を除く）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成20年度 予 算 額 (A))	平成21年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	374	356	346	▲ 19	▲28	9
特殊要因等経費	788	797	795	9	7	2
合 計	1,162	1,153	1,142	▲ 10	▲20	11

※ 特殊要因等経費 … 公租公課、事務所借料等

(2) 業務経費（特殊要因等を除く）の削減実績

平成21年度は、業務運営の効率化を推進すると共に、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲4%程度削減）を上回る経費削減（▲14.3%）を達成

なお、平成21年度削減実績額のうち511百万円は、療護センターの運営経費について、入院率(平均94%)に応じて削減した経費（看護師等の人件費等）の額及び医業等収入の増加に伴う運営委託費の減少額であり、この額を除いた削減実績額は、▲184百万円（対前年度予算比▲3.8%）となっている。

業務経費（特殊要因等を除く）の平成21年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	対前年度予算比
		▲194百万円
削減目標額 ▲194百万円 = 前年度予算額 4,852百万円 × 削減目標率 ▲4%	削減実績額 ▲695百万円 = 平成21年度決算額 4,157百万円 - 前年度予算額 4,852百万円	対前年度予算比 ▲14.3% = 削減実績額 ▲695百万円 ÷ 前年度予算額 4,852百万円

(参考)

平成21年度業務経費（介護料を除く。）予算・決算額

(単位：百万円)

区分	基準 (平成20年度 予算額 (A))	平成21年度		比較増▲減額		
		予算額 (B)	決算額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	4,852	4,658	4,157	▲194	▲695	501
特殊要因等経費	329	322	287	▲8	▲43	35
合計	5,181	4,980	4,444	▲202	▲775	536

※ 特殊要因等経費 … 「一般病院への委託経費」、「安全マネジメント支援経費」、「交通事故被害者ホットライン経費」

(参 考)

経 費 削 減 方 策

1. 経費削減の基本方策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図ると共に、次のような削減方策を実施

- ① 既定経費の徹底した見直し
- ② 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
- ③ 予定価格の適正な設定
- ④ 随意契約の適正な運用
- ⑤ 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
- ⑥ 電話料料金の割引制度の活用
- ⑦ 事務用品の一括購入の推進
- ⑧ 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度等の活用）
- ⑨ 内部監査における随意契約の重点的監査 等

2. 個別方策

【印刷物、用紙関係】

- ・ 印刷物全般について、紙ベースでのものが必要かを検証し、できるだけ電子媒体化（ペーパーレス化）を図る。
- ・ 紙ベースのものが必要な場合は、両面・縮小コピー、プリントとする。
- ・ 内部広報誌等については、紙媒体での提供手段を見直し、サイボウズガルーンへの掲載を行う。
- ・ 回覧、周知文書はサイボウズガルーン、電子メール等を使用し、紙を使わない。
- ・ 印刷物については、作成部数の検討を厳格に行い、余剰在庫が発生しないようにする。

【定期購読物等】

- ・ 定期購読物等については、共同利用や必要性の徹底した見直しにより対象や部数を削減する。
- ・ 法令検索情報システム等の活用により加除式法令集の購入を取りやめる。

【物品等の調達】

- ・ 物品等の調達にあたっては、過剰な仕様となっていないかの見直しを行う。
- ・ ボールペン、蛍光ペンは替芯式やインク補充式を使用する。
- ・ 使用済みハードファイルの再使用

【光熱水料の削減】

- ・ 休憩時間等の節電（昼休み時の消灯、残業時の不在スペースの消灯等）
- ・ 冷暖房の適正温度の徹底（冷房28度、暖房20度）
- ・ OA機器等については、未使用時にはこまめに電源スイッチをオフにする。
- ・ 機構車運行の際のエコドライブ励行（不要なアイドリング防止、タイヤ空気圧の点検等）
- ・ 節水

【電子メール等の利用】

- ・ 外部との連絡は、できる限り電子メールを使用する。やむをえず、ファクシミリを使用するときは、送り状と用件を1枚で済ませるようにする。

【出張旅費の削減】

- ・ 宿泊パック等割引制度の積極的活用
- ・ 航空機を利用する際には、原則として割引航空運賃を活用

【事務所スペース及び賃借料の見直し】

- ・ ネットワーク端末機導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースの返還等による賃借料の削減

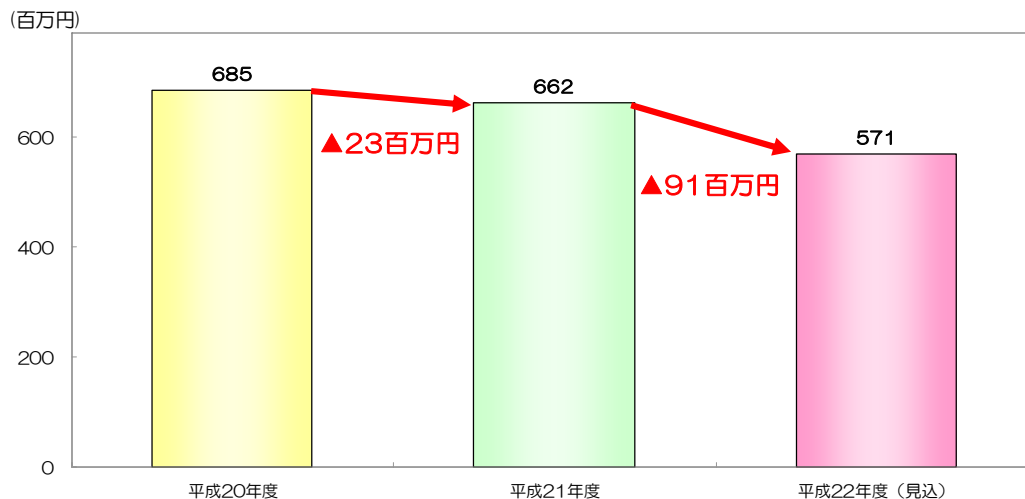
2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度（平成22年度）については、一般管理費及び業務経費（特殊要因等を除く。）について、平成22年度予算編成過程で決定された効率化係数（一般管理費0.97、業務経費0.97）に基づき、一般管理費、業務経費についてともに対前年度予算の3%程度に相当する額の削減目標を設定することとした。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

ネットワーク端末機導入に伴い、事務室のレイアウト見直しによる余剰スペースの返還及び賃借料の値下げ交渉を実施し、節減を図った。

事務所賃借料の節減状況



（中期目標）

イ 業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達に適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

（中期計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達に適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

（年度計画）

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達に適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受けて策定した随意契約の見直し計画（平成19年12月24日）に基づき、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

契約に関しては、中期計画に基づき、国における見直しの取組（「公共調達に適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）を受けて策定した随意契約の見直し計画（平成19年12月24日）に基づき、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み（実績値）

○ 契約件数及び契約金額の状況

① 一般競争入札の状況

平成21年度においても、一般競争入札を推進した結果、契約金額については、随意契約見直し計画（平成19年12月策定）における基準年度である平成18年度実績と比較し、△1.9（億円）であった。

入札件数については平成18年度の実績35件に比べ、78件と大幅に増加（43件増）した。

② 競争性のある随意契約（企画競争、公募）の状況

平成21年度においても、企画競争に加えて公募を推進したことにより、競争性のある随意契約については、契約件数で平成18年度実績14件に比べ、33件と増加（19件増）し、契約金額では、平成18年度実績1.4億円に比べ、6.1億円と増加（4.7億円増）した。

③ 競争性のない随意契約

平成21年度においても、一般競争入札を推進し、公募の導入等契約方法を見直した結果、契約件数で平成18年度実績143件に比べ、86件と大幅に減少（57件減）し、契約金額で36.9億円に比べ、29.5億円と減少（7.4億円減）した。

区 分		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
一般競争入札等	一般競争入札	35	11.8	49	10.5	80	11.8	78	9.9
	うち総合評価入札方式	1	8.2	4	4.2	2	2.6	2	5.2
	競争性のある随意契約 (企画競争、公募)	14	1.4	17	1.4	34	7.0	33	6.1
競争性のない随意契約		143	36.9	111	34.1	89	30.6	86	29.5
合 計		192	50.1	177	46.0	203	49.5	197	45.5

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 情報公開の充実

随意契約の見直しとして「平成 19・20 年度における随意契約見直し計画のフォローアップ」及び「平成 20 年度に締結した競争性のない随意契約に係る契約情報」、また、平成 21 年度（第一～第三四半期分）一般競争落札結果・随意契約、公益法人への支出状況等についてホームページに掲載し情報公開の充実を図った。

2) 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 1 月 17 日付閣議決定）の趣旨を踏まえ、「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」（平成 21 年 1 月 15 日付理事長達（経理）第 23 号）を設置した。

平成 21 年度においては、機構監事及び外部有識者 3 名により、平成 20 年度に締結した 1 者応札・1 者応募 34 件、競争性のない随意契約 89 件、及び 19 年度以前に締結した複数年契約、平成 21 年度の事前検証（平成 21 年 12 月 15 日以降の契約及び締結が予定されている調達案件）34 件、平成 21 年度上期（4 月～9 月）の物品調達に係る一般競争契約であって、落札率が 90% 以上、かつ、入札における応札者が二者以上であったものについて 5 件のそれぞれについて点検・見直しを行った。

今後は、点検・見直しの結果に基づき、新たな随意契約等見直し計画を策定し実行することとし、締結された契約についてはその改善状況をフォローアップし、契約監視委員会の審議概要とともにホームページに掲載し公表する。

3) 個々の契約における監事等のチェックについて

① 監事等のチェックプロセスの状況

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。

平成 21 年度においては、監事監査については本部外 18 支所（5 主管支所及び 13 支所）、会計監査人については本部外 3 主管支所の監査を実施している。

なお、監事による監査対象先は、本部は毎年、主管支所は原則 2 年に 1 回、支所は原則 3 年に 1 回行われることとしており、会計監査人による監査対象先は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年 2～3 主管支所において監査が行われている。

また、契約予定金額が 1 千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。

② 監事による具体的なチェック状況

監事による監査では、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に従い平成21年12月15日に設置された「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」に於いて、平成20年度・21年度の契約につきその透明性・公平性について再度厳格な見直しを実施した。

当年度は、「契約監視委員会の意見に従い、一者応札の改善策を今後とも講じ、引き続き透明性・公平性の確保に努められたい。」として監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。

③ 会計監査人による具体的なチェック状況

随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

4) 中期計画達成に向けた次年度以降の見通し

次年度（平成22年度）については、引き続き契約に関し国における見直しの取組（「公共調達 の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえるとともに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を受けて設置された契約監視委員会において、随意契約の徹底した見直し及び一般競争入札等の競争性確保等契約の点検・見直しを受けることにより、競争性及び透明性の確保を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1. 平成21年度の競争性のない随意契約86件の内訳

事務所賃貸借（本部及び50支所）	54件	659百万円
事務所清掃業務	4件	9百万円
事務所移転に伴う原状回復工事	2件	11百万円
事務所設備工事（本部地下電源・空調工事）	1件	3百万円
適性診断システム再リース（含出張診断用）	2件	2百万円
療護センター等運営委託費	7件	2,180百万円
自動車アセスメント試験車両購入	14件	76百万円
20年度財務諸表官報掲載料	1件	2百万円
会計監査人との監査契約（主務大臣が選任）	1件	6百万円
合 計	86件	2,948百万円

（注1）金額は、四捨五入してあるので、合計とは端数において一致しない場合がある。

（注2）事務所賃貸借契約について

- ・東京主管支所は貸主が2社である。
- ・大分支所及び熊本支所は、年度途中で貸主の変更があった。

2. 内部統制のための取り組み

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

3. 契約手続の審査体制の整備状況

(1) 契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

(2) 監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施しているほか、上記2による内部監査強化の一環として「契約方法について（随意契約の点検など）」を21年度監査の重点項目（中期目標）に掲げ、監査を実施した。

(3) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成21年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

(4) 総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に8～9名任命することとし、総合評価委員会においては、

① 評価項目及び得点配分の決定

② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

なお、平成21年度においては、中部療護センター・東北療護センターが高度先進医療機器（中部：磁気共鳴断層撮影装置、東北：核医学画像診断装置）の購入・据付計2件を、総合評価落札方式により調達している。

(5) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3名以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

① 提案者に求める内容等の妥当性

② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定

③ 提案書の特定

④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

なお、平成21年度においては、9件の企画競争を実施している。

(6) 審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

4. 1者応札・1者応募に係る改善方策について

平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、1者応札・1者応募となっている事例が散見されたことから、実質的な競争性を確保するため、以下のとおりの具体的な改善方策を進めている。

(1) 公告期間等の十分な確保

①公告期間

現在、公告期間については、原則10日間以上を確保しているが、入札参加のための準備期間を更に確保できるようにするため、公告期間をできる限り長く設定するよう努めている。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。

②業務準備期間

専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を①以上確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

(2) 競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者としており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定する。

(3) 仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載する。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社とする。

(4) 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、原則として入札説明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高める。また、入札参加希望者からの質問に対しては随時回答する。

(5) 公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととする。

(6) 一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考とする。

5. 第三者に再委託している状況の把握

当機構における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課している。

なお、平成21年度においても、再委託のための書面が提出されたことはない。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

- ① 受講者・受診者・事業者のニーズに適切に対応した講習及び診断を実施するとともに、より事故防止に効果的なものとするため、講習内容及び診断内容の充実・改善を図る。

(中期計画)

- ① 受講者・受診者・事業者のニーズを踏まえ、指導講習の教材等の充実を行うなど効果的な講習を実施及び診断機器の改良・導入等により、事業者の安全対策の充実・改善を図ります。

(年度計画)

- ① 講習内容及び診断内容の充実・改善
 - ア 運行管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習の開催回数の設定及び自動車運送事業者を取り巻く経営環境に依りて適切に講習用テキストの改訂を行います。
 - イ 受診需要に適切に対応した受診機会を提供するため、インターネットを活用した新適性診断システムの利用促進を図ります。
 - ウ 受講需要に適切に対応した適性診断活用講座を開催するとともに、新たにステップアップ化した同講座を実施します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 平成21年度は、運行管理者補助者制度の定着から基礎講習の受講需要が減少することが予測されるため、基礎講習の開催回数を削減した。これにより、講習全体でも前年度より少ない開催回数を設定することとした。
- 事業経営に悪影響を及ぼす事故を防止するため、飲酒運転防止の観点からアルコールに関する記述内容を充実させ、受講者が自社において飲酒運転防止に関する指導に活用しやすいテキストの改訂を行うこととした。
- 遠隔地の事業者等の受診を促進するため、ネットワーク端末機及び貸出機器による適性診断の利用促進を図ることとした。
- ステップアップ化した講座について、昨年度の試行結果を踏まえた新たなカリキュラムにより開催する。

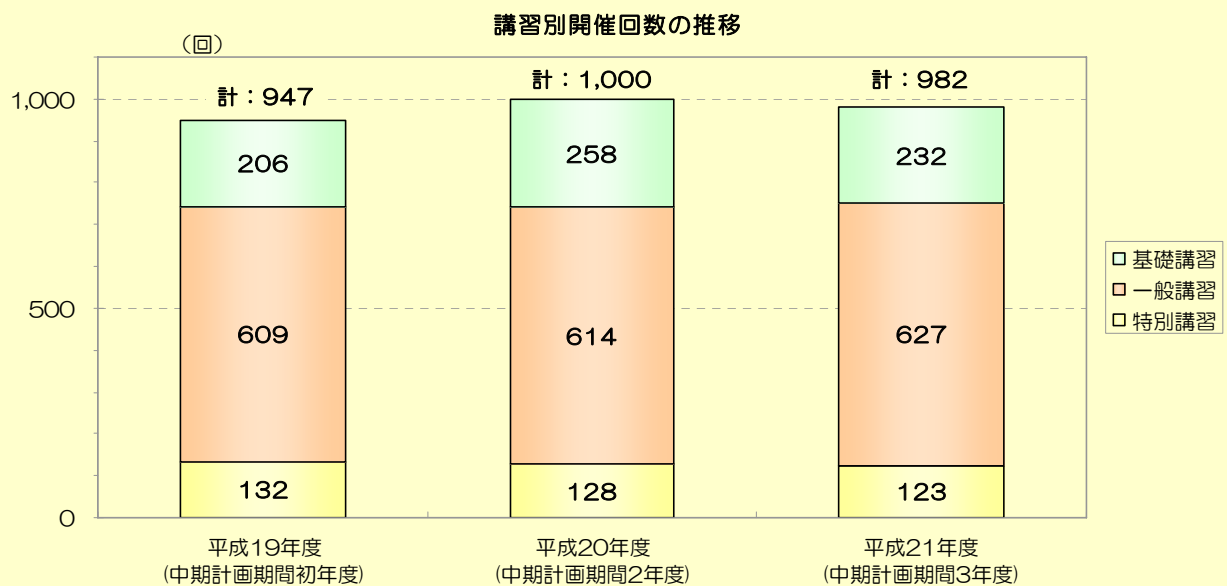
◎ 当該年度における取組み及び次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

○ 運行管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習回数の設定

平成21年度の講習会については、運行管理者補助者制度の定着により、受講者が減少するとの予測から基礎講習の開催回数を前年度より26回削減し、232回開催する等適切な対応を図った。

なお、一般講習等を含む講習会全体では、982回の講習会を開催した。



【講習実施風景】



○ 講習用テキストの改善について

受講者が自社において事故防止に関する指導に活用しやすいテキストとなるよう改訂を行った。本年度は「NASVA事業用自動車安全プラン2009」を踏まえ、飲酒運転防止の観点から、アルコール教育に関する記述内容を充実した。

【講習用テキストの掲載例】

特定非営利活動法人ASK (アルコール薬物問題全国市民協会)
飲酒運転対策特別委員会

社会は大きく動いています。飲酒運転の危険性や犯罪性が、これほど多くの人に認識された時代はありません。飲酒して運転し、人を傷つけたり死なせるのは、決して「過失」ではなく「故意の犯罪」であることが、法律の枠組みによっても示されました。

危険運転致死傷罪が新設されたのも、酒気帯びの基準値が引き下げられたのも、同乗者や管理者などを含む飲酒も、事業者へのアルコール検知器の義務化や行政処分の強化も、その流れの一つです。

こうした社会の動きの中で、バス・タクシー・トラックをはじめ多くの事業者が、管理の強化を行なっています。しかし、規則を変えることはすぐにできても、長年培われた習慣や風土というものは一朝一夕には変わりません。

それは、酒気帯び運転は、ドライバーの「長年の飲酒習慣」や「酒に甘い地域性・職場の風土」を背景にして起こるからです。つい飲みすぎて前夜の酒が抜け切れていなかったり、アルコールの脳への作用による気の緩みから「これぐらいなら大丈夫」と思ったり、寝酒からいつの間にかアルコール依存へと足を踏み入れてしまったりということが起きます。飲酒運転防止が、一筋縄ではいかないのはそのためです。

アルコールの1単位

純アルコール約20グラムを含む酒類

酒類	アルコール%	容量
ビール	5%	500ml缶
日本酒	15%	1合 (180ml)
ウイスキー	43%	ダブル1杯 (60ml)
ワイン	12%	小グラス2杯 (200ml)
チューハイ	7%	350ml缶
焼酎	25%	コップ半分 (100ml)

ドライバーに必ず覚えてほしいのが、「アルコールの1単位」です。なぜ、1単位が大事なのか？ このグラフを見て下さい。

飲酒量とアルコールが体内に留まる時間の目安

単位	留まる時間
1単位	4時間
2単位	8時間
3単位	12時間
4単位	16時間
5単位	20時間
6単位	24時間

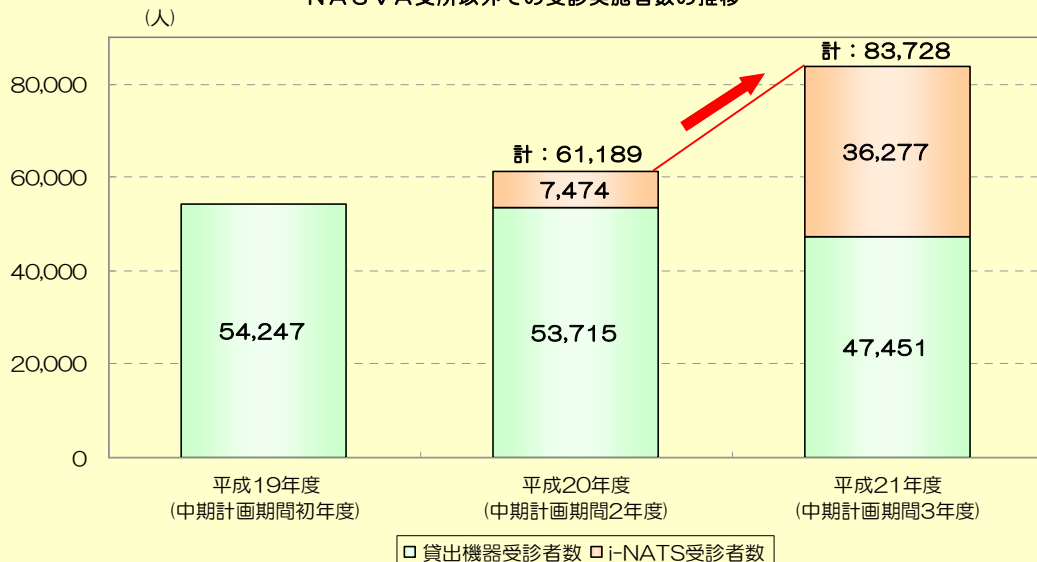
これは、1単位のアルコールの処理にかかる時間を表したものです。個人差はありますが、1単位のアルコールを処理するためには、目安として4時間かかると思えてください。

3単位になると12時間、半日必要になりますから、飲んだ翌朝まで出勤すると、酒気帯びになる可能性が十分あります。

○ ネットワーク端末機及び貸出機器による適性診断の利用促進について

ネットワーク端末機による診断の促進及び支所から遠隔地にある業者を中心に貸出機器による診断の促進を図ったことにより、NASVA支所以外での受診者数は、8万人を超え、一般診断受診者の30.5%を占めるまでになった。

NASVA支所以外での受診実施者数の推移



【協同組合が所有するナスバネット巡回車両で診断を受けるドライバー】

○ 適性診断活用講座の実施について

適性診断活用講座を全支所で203回（受講者数2,190人）実施した。

ステップアップ化した活用講座では、前年度の試行実施結果を踏まえ、運転者を個別に指導する手法のスキルアップを目指して、「傾聴＝相手をわかろうとする態度」「話が具体的になる、上手な質問の仕方」を受講者の方々に身につけていただくカリキュラムとした。21年度と同講座については、9主管支所において合計で79名の受講者があった。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 前年度に引き続き、事業者へi-NATSによる適性診断の促進を行うとともに、支所においては5主管11支所にネットワーク端末機の導入を行い、22年8月以降、総ての主管・支所においてi-NATSによる適性診断を行うこととしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ② 職員の資質の向上を図るとともに、自動車の運行管理を適切に実施する安全確保体制の強化に資するため、運送事業者の安全マネジメント等の支援を実施する。

(中期計画)

- ② 行政の施策による安全マネジメントの支援を図るとともに、運送事業者に対し、事故防止に関する機構のノウハウを提供することにより、事故防止に貢献します。

(年度計画)

- ② 指導講習、適性診断等を行う職員の資質の向上を図るための研修を行います。
また、自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築を支援するため、安全マネジメントに関するコンサルティング及び講習等を実施するとともに、ドライブレコーダー等の運行管理を支援する機器等に関する講習を開催します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 本部において、指導講習、適性診断等を行う職員の資質向上のために研修を実施することとした。
- 各主管支所及び支所において、積極的にトップセールス等のPRを行い安全マネジメントコンサルティングを実施することとした。
- 本部において、大規模セミナーを開催することとした。
- 全国50支所において、安全マネジメント講習会を開催することとした。
- 各主管支所及び一部支所において、内部監査講習会を開催することとした。
- 全国50支所において、安全マネジメント支援ツール（デジタル式タコグラフ、ドライブレコーダ、SAS（睡眠時無呼吸症候群））講習会を開催することとした。
- 運送事業者及び事業者団体等の要請に基づき安全マネジメント等に係る講師を派遣することとした。

◎ 当該年度における取組み及び次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 職員の資質の向上等を目的に、次のとおり研修を実施した。
 - ・安全マネジメント担当者等研修
新たに選任された安全マネジメント業務を担当する職員（49名）に対し、安全マネジメント制度に関する最新の情報提供及び知識の習得並びに技能向上を図る研修を実施。（4月）
 - ・アドバイザー・資格取得研修
新たに選任されたコンサルティング業務を担当する職員（41名）に対し、コンサルティング手法の習得及び技術の向上を図る研修を実施。（5月）
 - ・アドバイザー・スキルアップ研修
コンサルティング業務を担当した職員（23名）に対しコンサルティングの手法及び技術の向上を図る研修を実施。（3月）
また、21年度より新たに安全管理会計プランを取り入れたコンサルティングの実習等を研修カリキュラムに追加した。
 - ・指導主任者教育訓練研修
指導主任者（48名）に対して、指導主任者教育訓練研修を実施し、助言・指導の事例検討や交通心理学の講義により、指導の質の向上を図る研修を実施。（半期毎に1回）

○ 安全マネジメントコンサルティング

トップセールス、講習会開催時等に積極的なPRを行い、全国で88件（バス31件、ハイタク23件、トラック33件、その他1件）の安全マネジメントコンサルティングを当該事業所（本社、営業所等）で実施した。

【事業者からのコメント】：「社員の事故に対する意識、取り組み方が良い方へ変わった。」、「車両の点検整備、点呼時の実施の充実」、「ドライバーの安全意識が高まった。」、「規程の等の見直しを図ることができた。」など

【コンサルティング実施風景】



○ 安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知及び浸透させ、より多くの事業者において安全の取り組みを確立していただくために安全マネジメントに関する最新情報や取り組み事例、安全マネジメント支援ツールの活用等に関する講演を中心としたセミナーを東京で開催した。

【経営者等からのコメント】：「マネジメントの仕組みを実例に基づいて解説していただき解りやすかった。」、「普段講義を聴くことができない先生方の話を聞くことができた。」、「各社が社風に応じた実状に見合った目標、取組みを行っていることがわかり参考になった。」など。

【セミナー実施風景】

・本部主催

『第4回 NASVA安全マネジメントセミナー』

日時：平成21年10月20日（火）

11：00～17：30

会場：東京国際フォーラム

（東京都千代田区）

参加者：776名（平成20年：635名）



【講習実施風景】

○ 安全マネジメント講習会

事業者における運輸安全マネジメントの取り組みを支援することを目的とした、安全マネジメント講習会を全国50支所で95回開催し、4,219名の自動車運送事業の経営者等が受講した。

【経営者等からのコメント】：「安全マネジメントの取り組みが理解できた。」、「他社の取組みが参考になった。」など



○ 安全マネジメント内部監査講習会

事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査ことを目的とした内部監査講習会を全国42支所で67回開催し、1,558名の監査担当者等が受講した。

【監査担当者等からのコメント】：「グループ討議でのケーススタディは実践的で良かった。」、「内部監査の観点がよく分かった。」、「安全教育の重要性が認識できた。」など

【講習風景（グループ討議）】



○ 安全マネジメント支援ツール講習会

運行管理の新技术としてデジタル式タコグラフ、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器、アルコール検知器等の事故防止関連のツールが普及拡大している状況等を踏まえ、活用方法、健康管理方法を紹介するための安全マネジメント支援ツール講習会を、全国50支所で59回開催し、1,210名の自動車運送事業の運行管理者等が受講した。

【運行管理者等からのコメント】：「デジタル式タコグラフ、ドライブレコーダーの危険予知トレーニング活用方法を再度見直すことができた。」、「アルコールの知識について参考になった。」、「SASの恐さが十二分に知れた。会社のミーティングの課題にしたい。」など

【講習実施風景】

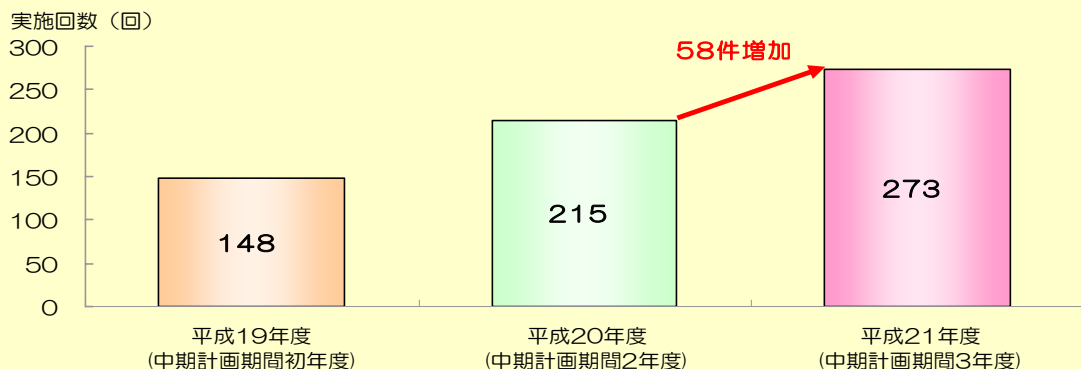


○ 講師派遣

運送事業者及び事業者団体等から輸送の安全意識の向上や専門的知見を広げるため、「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等に関する講師要請に対して、NASVA職員を全国で273件派遣した。

（事業者等からのコメント）：「当たり前のように普段認識が乏しい事などを、実例やテスト等を用いて、親切丁寧に紹介頂いた内容は、何れも記憶に残るものであり感銘した次第」など

講師派遣実績



○ 安全マネジメント評価事業

新たに、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの浸透・定着状況の確認及び助言等を行う運輸安全マネジメント評価事業を平成21年10月から開始し、全国で3件（バス、ハイタク、トラック各1件）実施した。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、本部において、指導講習、適性診断等を行う職員の資質向上のために研修を実施する。また、自動車運送事業に係る安全マネジメント体制の構築と情報提供を図るため、安全マネジメントセミナーを開催するとともに、事故防止に関するコンサルティング、講習及び運輸安全マネジメント評価事業等の取り組みを本格化する。

また、ドライブレコーダー等に関する支援ツール講習を開催するとともに、「事業用自動車総合安全プラン2009」に掲げられた運行管理者の更なるスキルアップのための新たな上級講習（仮称）を平成22年度に試行する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

③ 以上により、事業者の安全対策の充実・改善を促進し、事故防止効果を高める。

(中期計画)

③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

(年度計画)

以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成21年度）について、4.0以上とします。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

年度計画による施策を実施することにより指導講習受講者・適性診断受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する5段階評価の調査を実施し、4.0以上の評価を獲得することとした。

◎ 実績値

1) 平成21年度における取組み

○ 受講者・受診者、事業者に対する安全対策への支援効果に関する調査を以下のとおり実施した。

【調査概要】

・調査期間：平成21年12月～22年2月

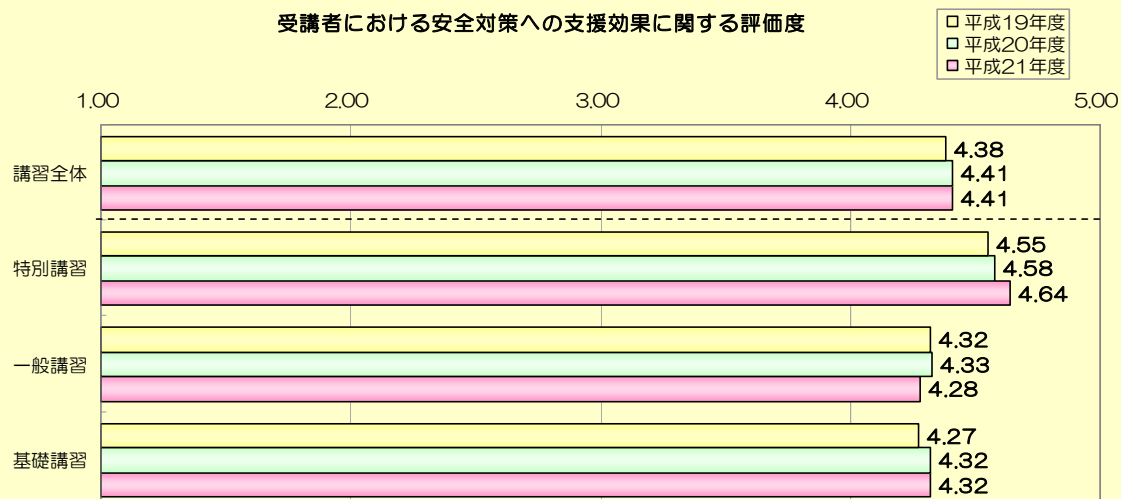
受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	5,580	5,110	340	2,493	2,000
回収件数	5,201	4,529	202	2,493	855
回収率	93.2%	88.6%	59.4%	100%	42.8%

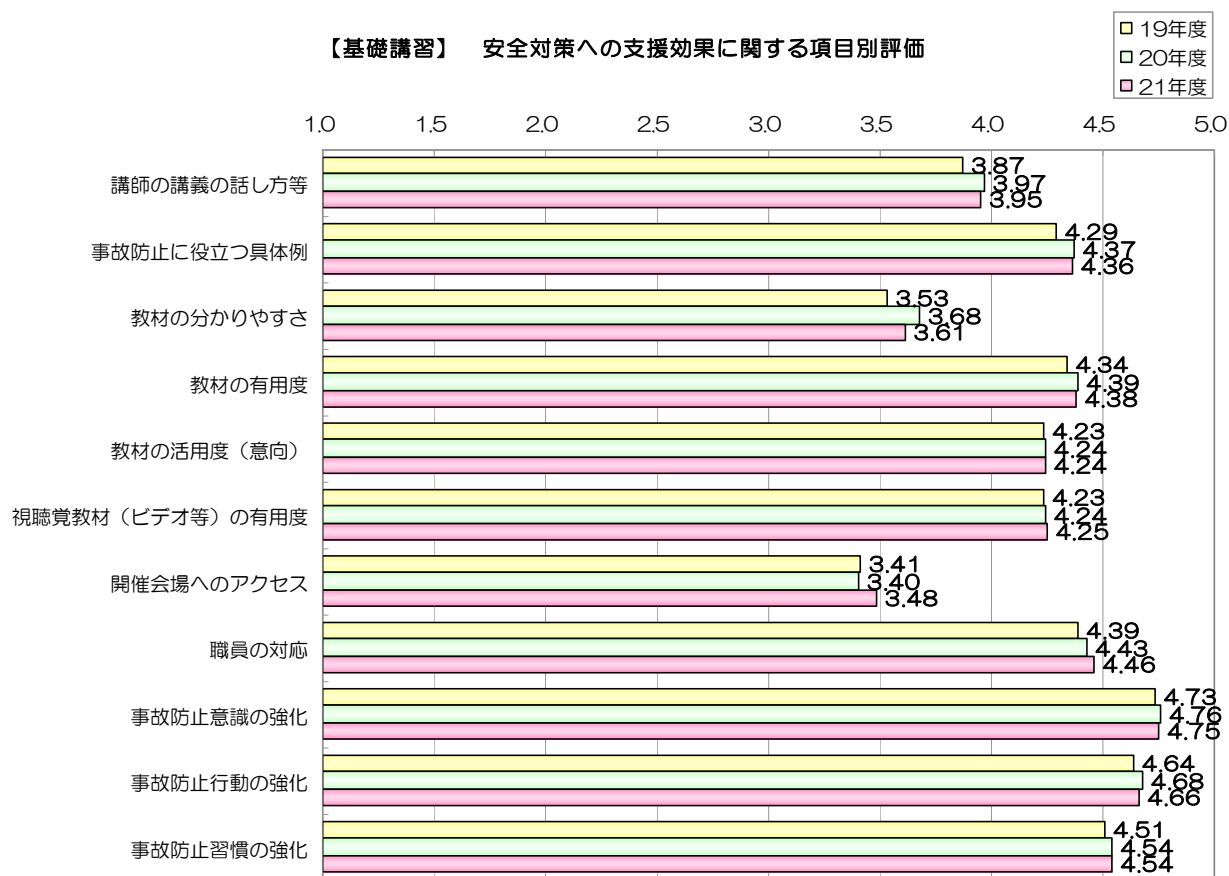
○ 受講者の評価度

講習全体で目標値の4.0を上回る4.41の評価を得た。

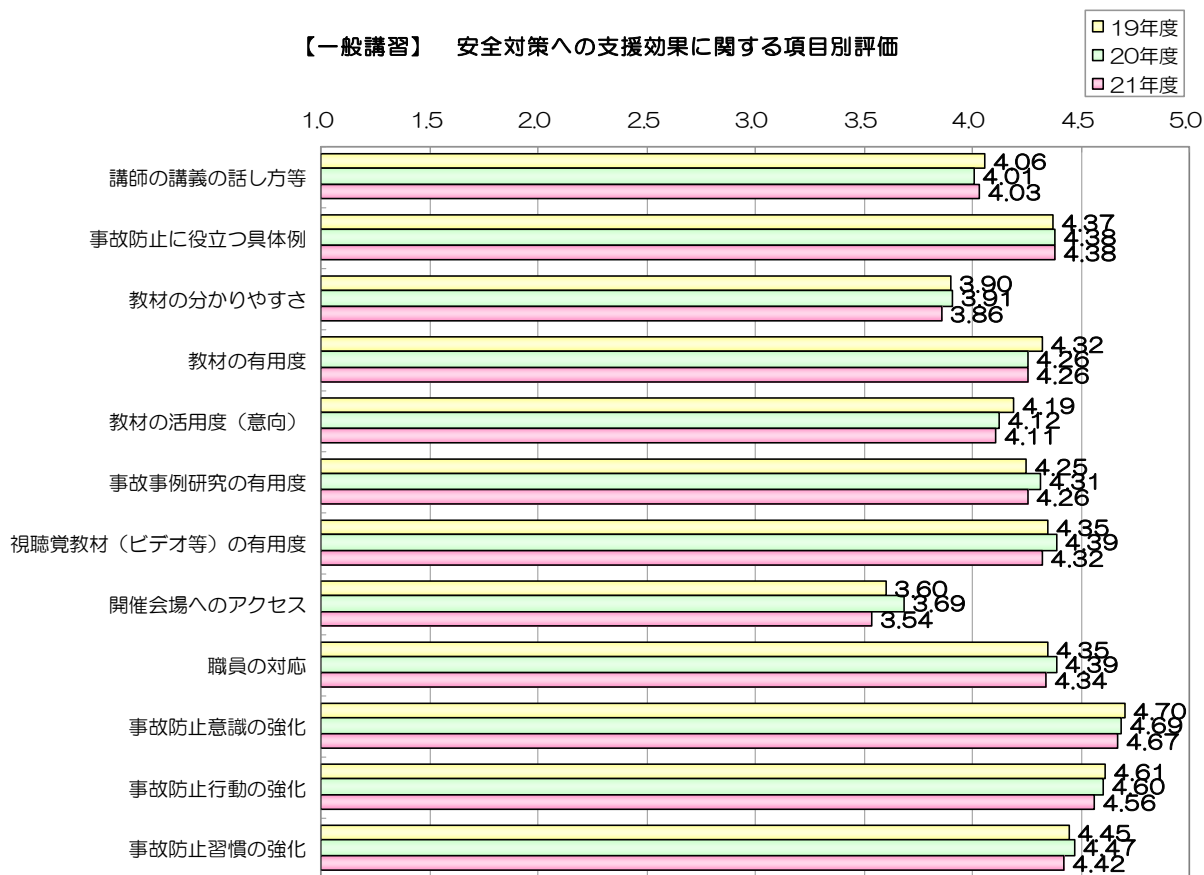
受講者における安全対策への支援効果に関する評価度

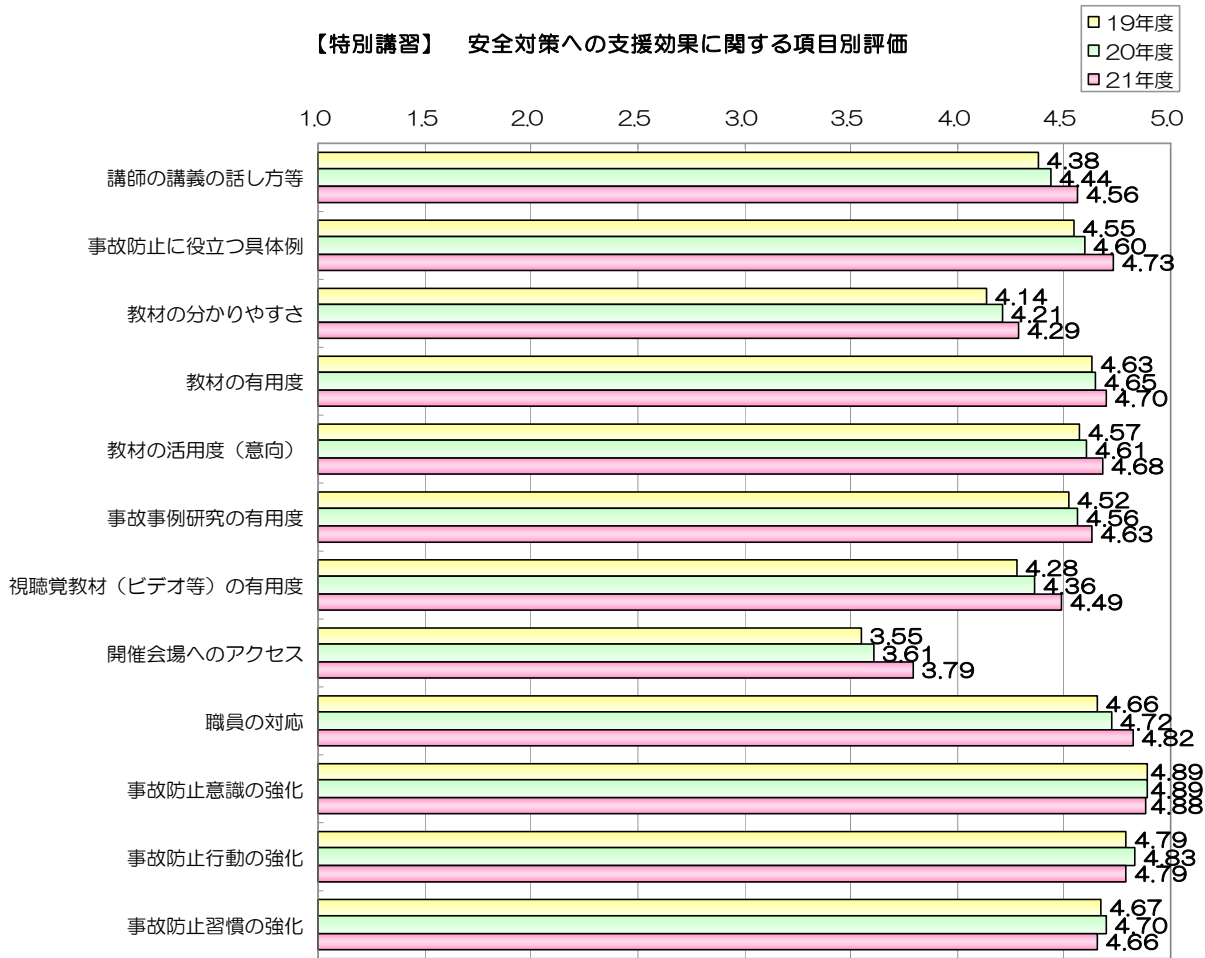


【基礎講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



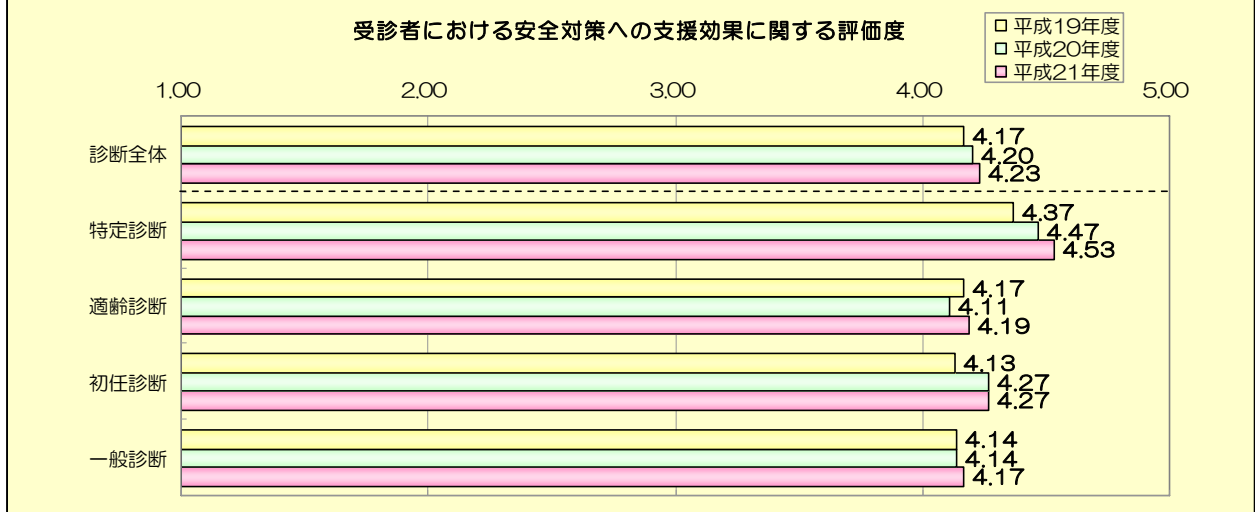
【一般講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



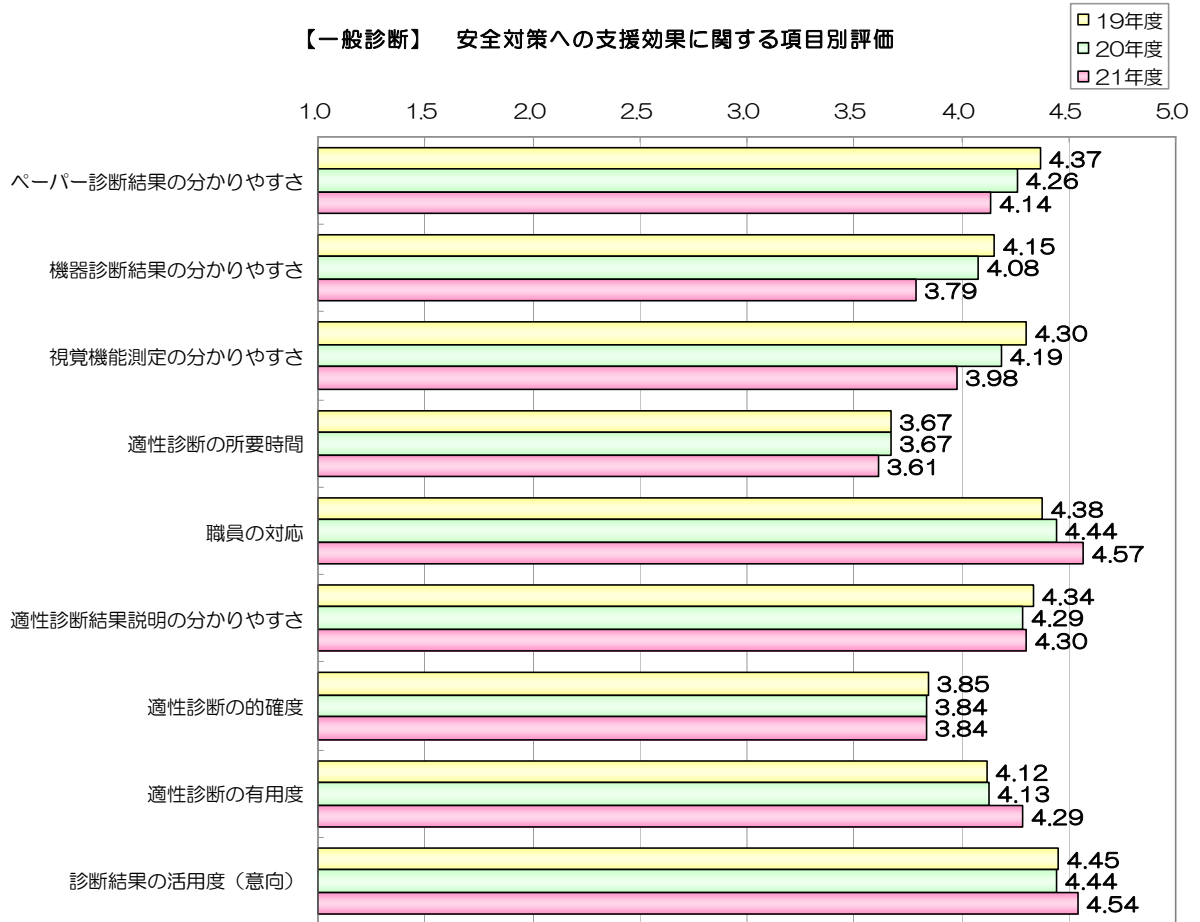


○ 受診者の評価度

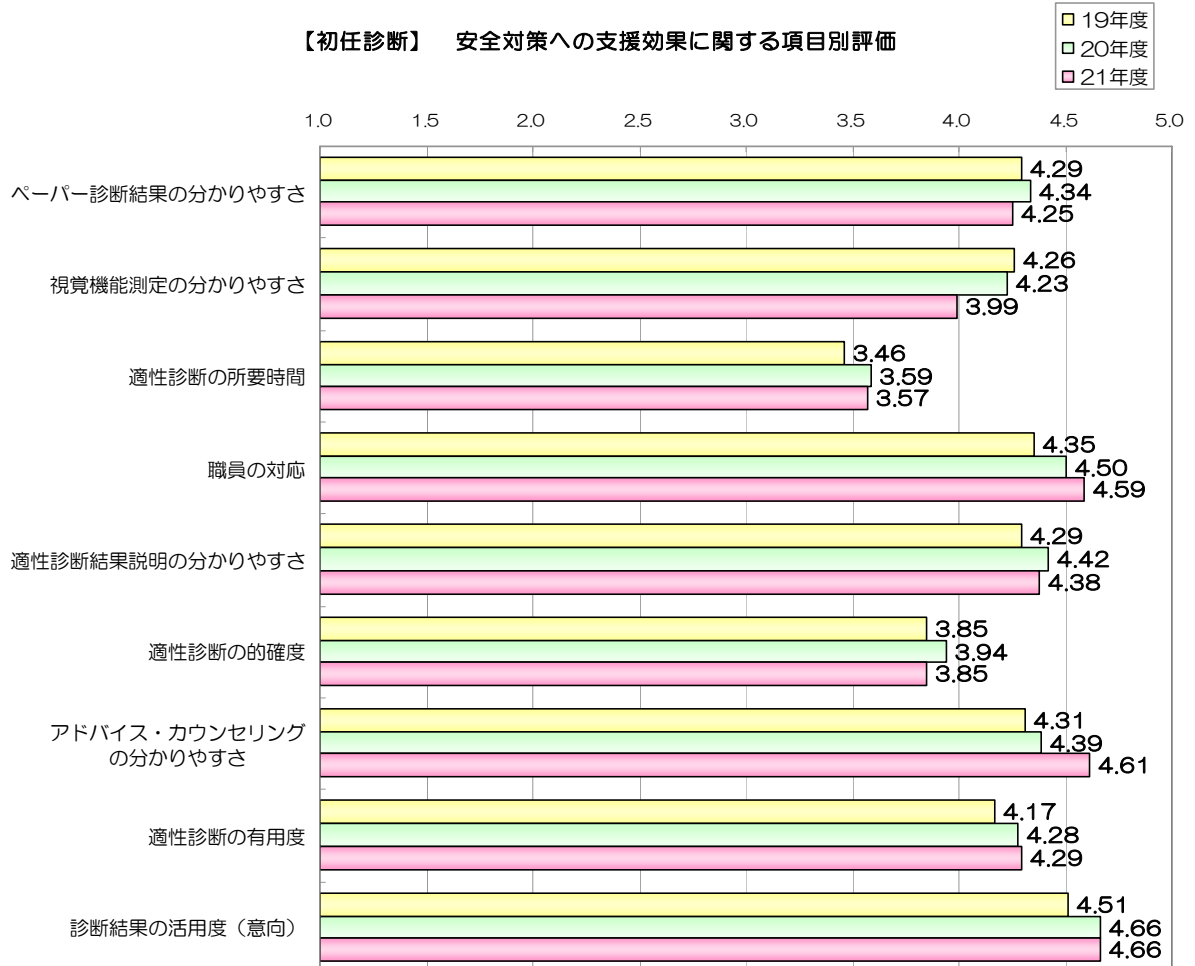
診断全体で目標値の4.0を上回る4.23の評価を得た。評価項目のうち、特に職員の対応について大幅な改善が見受けられた。



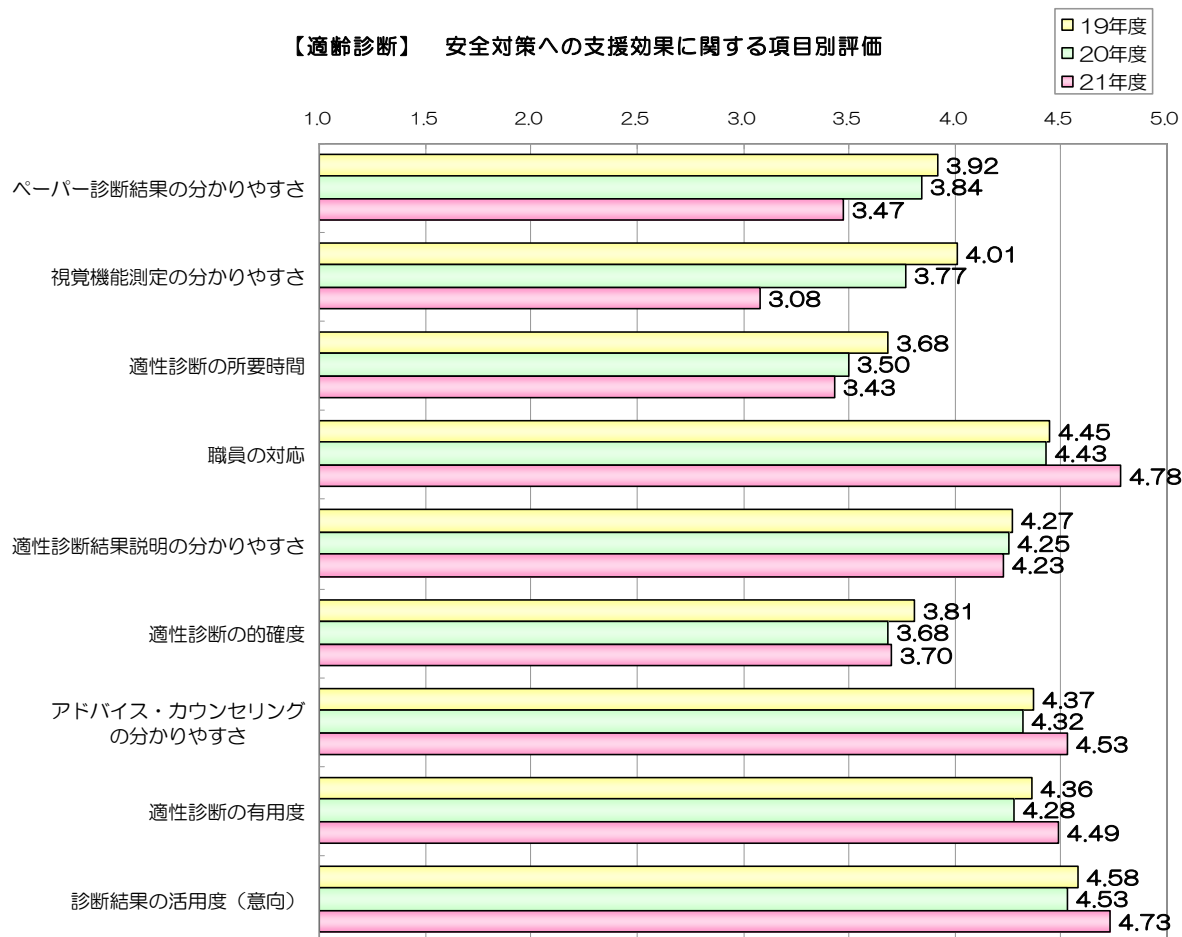
【一般診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



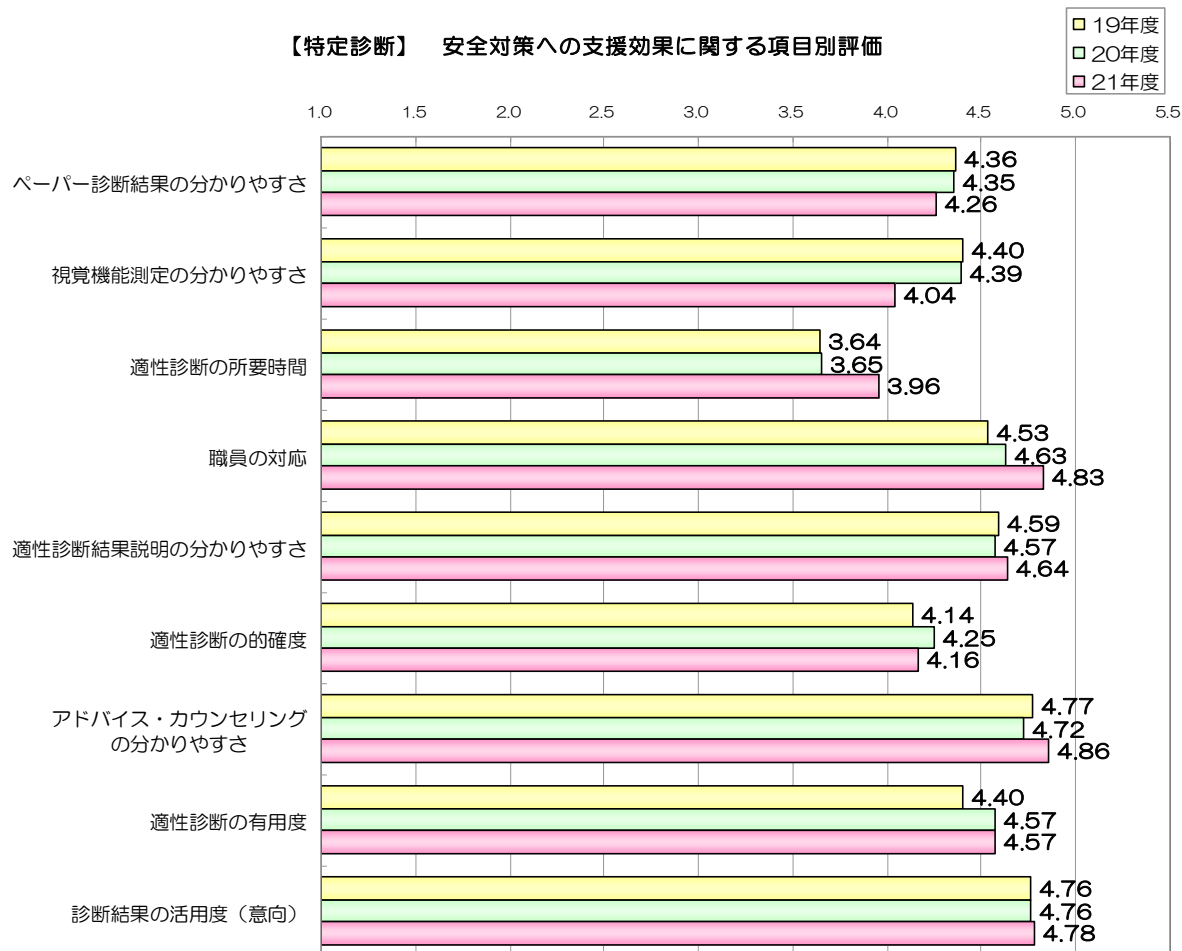
【初任診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



【適齢診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価

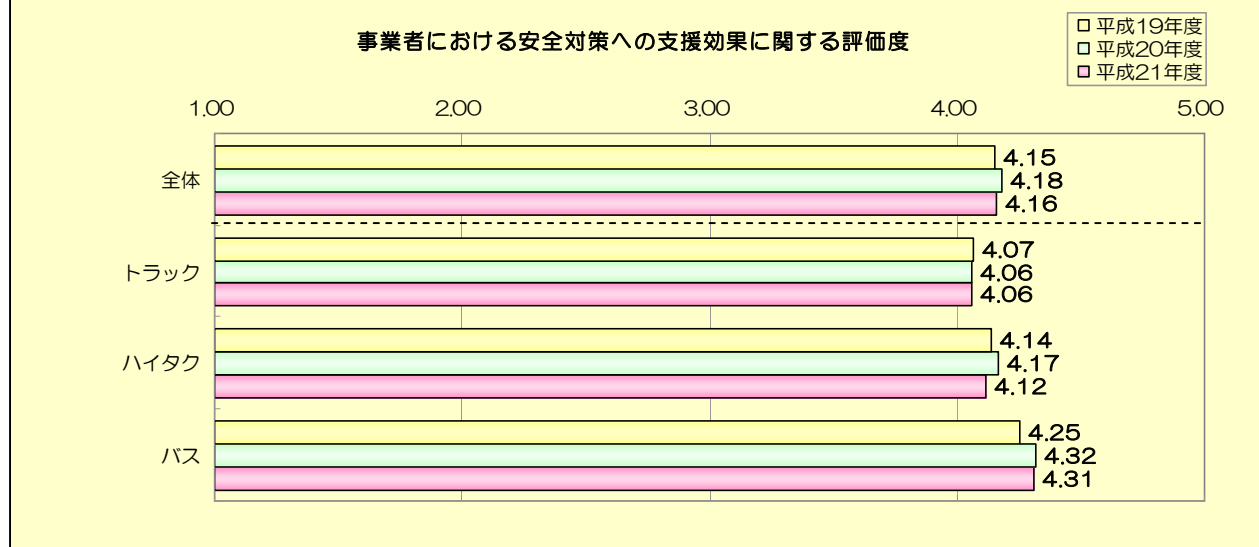


【特定診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



○ 事業者の評価度

指導講習・適性診断全体で目標値の4.0を上回る4.16の評価を得た。



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き受講者・受診者及び事業者に対する調査を実施するとともに、調査結果を分析のうえ事業の充実、改善を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援

(中期目標)

新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等について積極的に認定取得を支援する。

(中期計画)

新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施します。

(年度計画)

新たに実施機関になろうとする民間団体等へ機構の診断機器等を含む適性診断に関する情報提供や適性診断員等への教育訓練を実施します。

◎ 目標及び目標設定の考え方

- 事業用自動車の事故防止の観点から、新たに実施機関になろうとする民間団体等へは、適性診断に関する情報提供を行い積極的に支援する。また、既に実施機関となっている団体等については、診断レベルの維持・向上のための支援を行うこととする。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 新たに認定機関になろうとする民間団体に対して、以下の研修を実施した。
 - ・カウンセラー資格要件研修（2団体2名）
 - ・カウンセラー教育訓練（2団体2名）
 - ・指導主任者資格要件研修（1団体1名）
 - ・指導主任者教育訓練（1団体1名）

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き次年度においても、新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施することとしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 既に認定機関である民間団体の指導主任者に対して、教育訓練を実施（7団体23名）
- ・ 既に認定機関である民間団体のカウンセラーに対して、指導主任者資格要件研修を実施（5団体6名）

(3) 療護施設の設置・運営

(中期目標)

- ① 療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

(中期計画)

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシングや高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。

(年度計画)

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシングや高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成21年度中の脱却者の総数を15人以上とするとともに、患者の治療改善度に関する指標による治療改善度を公表します。
なお、療護施設機能の一部委託先病院においても入院患者が脱却できるよう適切な治療・看護を行います。
また、引き続きメディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を強化します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

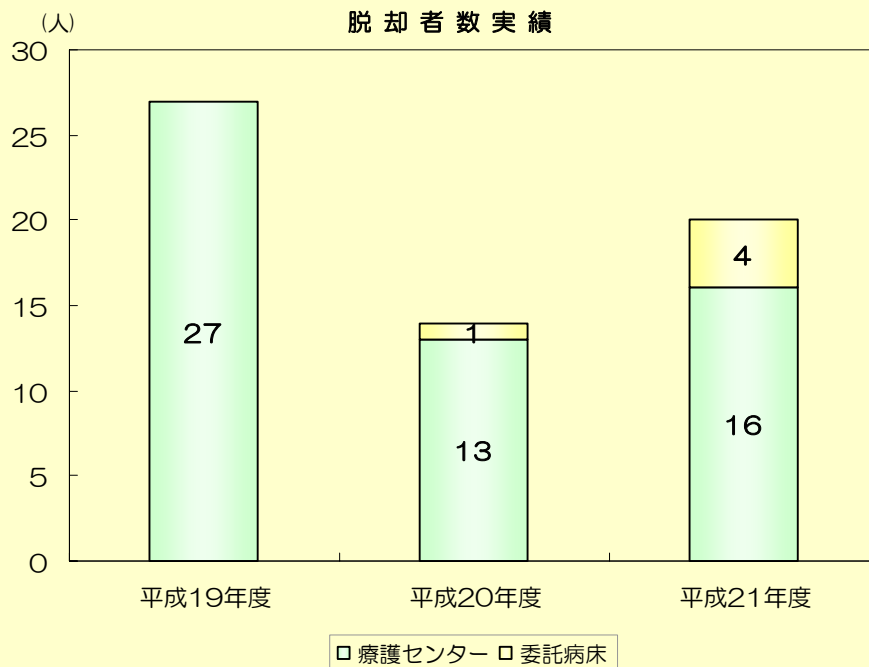
- 療護センターにおける脱却者数を中期目標期間の5年間で75人以上とするため、年間15人以上とすることとした。
- 療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価するナスバスコアにより、治療改善度を公表することとした。
- メディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対するきめ細かい支援を実施することとした。

◎ 実績値

1) 平成21年度における取組み

- 各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器による高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリー・ナーシング方式による質の高い看護を行い、平成21年度中に療護センターで脱却による退院患者数が16人あり、中期計画の5年間で75人以上に対し、平成19～21年度の3年間で56人となり74.6%を達成した。
また、委託病床においても療護センターに準じた適切な治療・看護を実施したことにより、平成21年度中に脱却による退院患者数が4人あった。

脱却者数実績



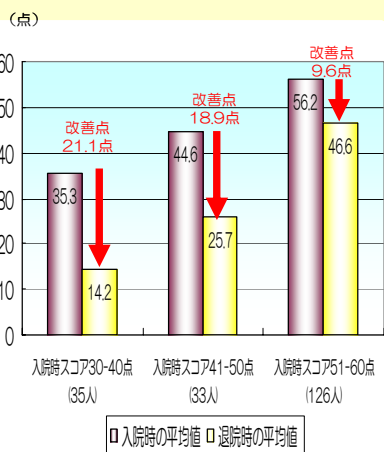
○ 平成21年度においては、療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価する「遷延性意識障害度評価表」(ナスバスコア)によるデータの蓄積を進め、平成21年12月及び平成22年3月のセンター長会議において統計的な分析及び公表内容等の検討を行い、平成22年3月末に4療護センター入院患者のナスバスコアによる治療改善効果の分析結果を初めて公表した。

分析結果では、療護センター入院時において「ナスバスコアが良いほど」、「事故からの経過期間が短いほど」、「年齢が低いほど」、より高い治療改善効果があることなどが統計的に明らかになった。

○ 入院時におけるスコアレベル別、事故からの経過期間別及び年齢別の入院から退院までのスコア平均値の変化

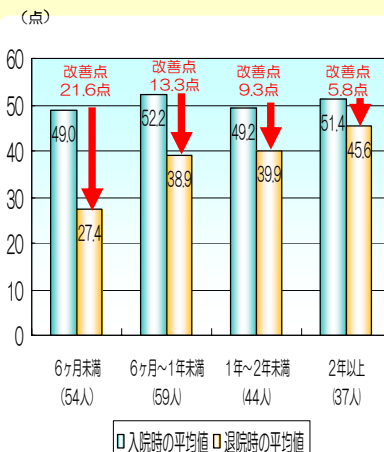
療護センターの入院時において、①スコアが良いほど、②事故からの経過期間が短いほど、③年齢が低いほど、より高い治療改善効果が認められた。

①スコアレベル別 (10点刻み) スコア平均値の改善点 (194人)



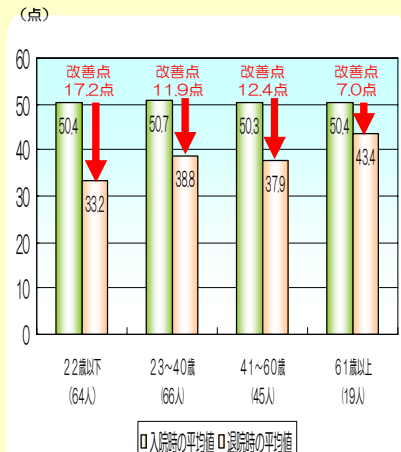
入院時スコア「30~40点」の方の改善点が、21.1点と最も大きい。

②事故からの経過期間別 スコア平均値の改善点 (194人)



事故後経過期間「6ヶ月未満」の方の改善点が、21.6点と最も大きい。

③年齢別 スコア平均値の改善点 (194人)



入院時年齢「22歳以下」の方の改善点が、17.2点と最も大きい。

【参考】療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価する「遷延性意識障害度評価表」(ナスバスコア)

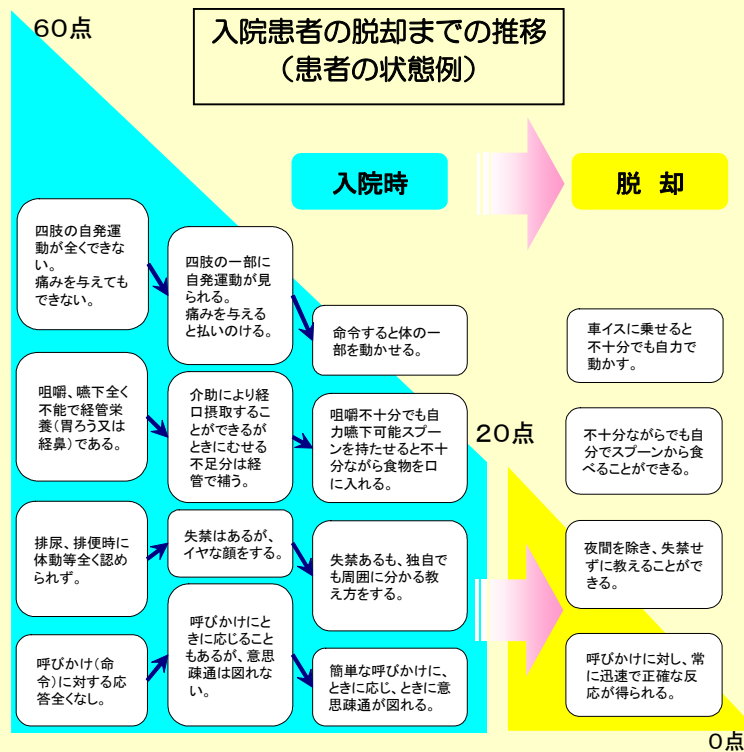
NASVA 遷延性意識障害重症度評価表 (改善指標)

	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	ごく軽度 0点
1 運動機能	□四肢の自発運動はなし、痛み刺激で四肢の動きなし	□四肢の自発運動はあるが無目的、疼痛刺激に対し四肢の動きがみられる	□四肢に合目的性のある自発運動がみられる、疼痛刺激を払いのける	□命令に従い体の一部を動かせる	□自力で体位交換が可能、車いすに乗せると不十分でも自力で浮かす
2 摂食機能	□咀嚼、嚥下全く不能で経管栄養(胃ろう又は経鼻)	□ほとんど経管栄養 □ツバを飲み込む動作又は咀嚼する動作あり □多少ならジュース、プリンなどの経口摂食の試みが可能	□咀嚼可、又は咀嚼はダメでも嚥下大略可能で、介助により経口摂取するがときにむせる □経口栄養の不足分は経管で補う	□自力嚥下可能、咀嚼不十分でもよい □全粥、キザミ食を全量介助にて摂取可 □スプーンを持たせると口に運ぶ動作あり、又は不十分ながら食物を口に入れる	□不十分ながらも自分でスプーンで食べる
3 排泄機能	□排尿、排便時に体動等全く認められず	□排尿、排便時、多少の体動等あり	□失禁はあるが、イヤな顔をする。又は体動が多いなどの合図あり	□規則的に排便、排尿させることにより、失禁を予防できる □失禁あるも、周囲にわかる(独自の)教え方をする	□夜間を除き、失禁せず教える
4 認知機能	□開眼しても瞬目反射なし	□開眼し瞬目反射あり □追視せず、焦点が定まらない	□声をかけた方を直視する □移動するものを追視する、TVを凝視するが、内容を理解していないと思われる	□近親者を判別し、表情の変化がある □気に入った絵などを見て表情が変わる	□簡単な文字を読む □数字がわかる □テレビを見てその内容に反応し、笑う
5 発声発語機能	□発声、発語全くなし □気切の場合でも口の動きもない	□発声(うめき声)等あるが発語なし □気切の場合、何らかの口の動きあり	□何らかの発語あるが全く意味不明 □呼名に、ときに不明瞭な返事がある □気切の場合、呼名に対する口の動きあり	□ときに意味のある発語あり □呼名に返事あり □気切の場合、検者の口真似をする	□簡単な問かけに言葉で応じることができる □気切の場合、口の動きが問かけの内容に合っている
6 口頭命令の理解	□呼びかけ(命令)に対する応答全くなし	□呼びかけに対し、体動、目の動きなどの何らかの反応あり	□呼びかけにときに応じることもあるが、意思疎通は図れない	□簡単な呼びかけに、ときに応じ、ときに意思疎通が図れる	□呼びかけに対し、常に迅速で正確な反応が得られる

※入院要件：上記6項目全てにおいて5点以上の症状が認められる場合(合計30点以上)

※脱却基準：療護センター入院患者の退院(=脱却)の判断は、統一スコアの合計得点が20点以下と判断される場合とする。

※例えば、認知機能5点の改善とは、「開眼しても瞬目反射なし」(10点)だった方が、「近親者を判別し、表情の変化がある」(5点)となった場合

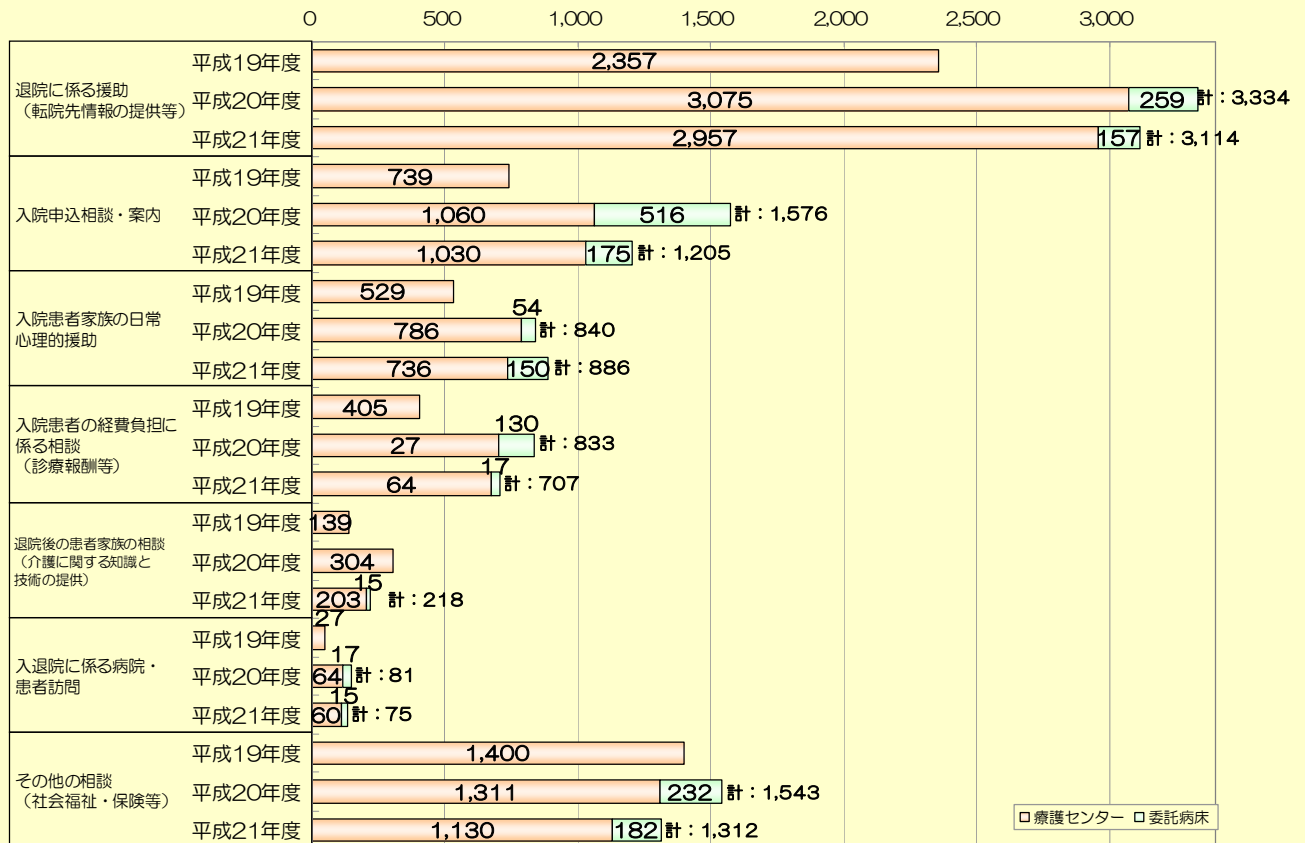


○ 各療護施設におけるメディカル・ソーシャルワーカーによる患者家族に対する入院申込に係る相談・案内や転院先情報の提供の支援業務の実績は、7,517件であった。相談内容としては、療護施設退院後の受入施設（転院先）の確保が容易でないことから、退院にかかる援助の件数が多く、支援業務全体の4割を占めている。

なお、21年8月に各療護施設のメディカル・ソーシャルワーカーを集めた会議を開催し、各施設の現状や課題について情報交換、業務検討を行い、患者家族への助言等へ反映した。

支援業務の実績

(件)



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシングや高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、平成22年度中の脱却による退院者の総数を15人以上とする。また、引き続き、改善指標（ナスバスコア）を活用した治療改善度を公表するとともに、治療改善度の分析を行う。

なお、療護施設機能の一部委託先病院においても入院患者が脱却できるよう適切な治療・看護を行う。

また、引き続きメディカルソーシャルワーカー等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

ナスバスコアによる分析結果では、療護センター入院時において「ナスバスコアが良いほど」、「事故からの経過期間が短いほど」、「年齢が低いほど」、より高い治療改善効果があることが統計的に明らかになったが、当該3条件が悪い事例であっても、顕著な改善効果が認められたものがある。

○入院時において、①スコアが悪く、②事故からの経過期間が長く、③年齢が高い方の改善症例

改善症例 1

入院時：ナスバスコア52点・事故後経過期間2年9ヶ月・年齢38歳
急性期病院を含む4病院を経由して、療護センターに入院

入院時（スコア52点）



【具体的な症状】

- 四肢の硬直が強く、殆ど動かない
- 食事は鼻からの管により摂取
- 発声、発語全くなし

運動機能	7
摂食機能	10
排泄機能	9
認知機能	7
発声発語機能	10
□頭命令の理解	9
計	52

退院時（スコア19点）



【具体的な症状】

- 自力で体位交換が可能
- 食事はスプーンにより自力で摂取
- 冗談で笑い、豊かな表情変化あり

運動機能	0
摂食機能	0
排泄機能	7
認知機能	0
発声発語機能	5
□頭命令の理解	7
計	19

33点の
改善

改善症例 2

入院時：ナスバスコア60点・事故後経過期間2年4ヶ月・年齢42歳
急性期病院を含む3病院を経由して、療護センターに入院

入院時（スコア60点）



【具体的な症状】

- 四肢の自発的な運動なし
- ほとんど開眼せず
- 命令に対する反応全くなし

運動機能	10
摂食機能	10
排泄機能	10
認知機能	10
発声発語機能	10
□頭命令の理解	10
計	60

退院時（スコア39点）



【具体的な症状】

- キーボードで簡単な曲を演奏
- 自分の周りで起きている状況を正しく理解することが可能
- Oyes/noを指のサインで返事

運動機能	5
摂食機能	9
排泄機能	10
認知機能	0
発声発語機能	10
□頭命令の理解	5
計	39

21点の
改善

(中期目標)

- ① 療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

(中期計画)

- ② 治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。

(年度計画)

- ② 設備の更新計画に基づき、中部療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）及び東北療護センターの核医学画像診断装置（RI）を更新するとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 中部療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）、東北療護センターの核医学画像診断装置（RI）を更新することとした。
- 地元大学等と連携し、研究や研修員等の引き受けを行う。
また、療護センター長等の会議を開催、情報交換、業務検討を行うとともに、療護センターにおいて職場内研修を実施、治療・看護等へ反映することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 中部療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）については、平成21年10月に機器の導入を完了した。また、東北療護センターの核医学画像診断装置（RI）については、平成22年2月に導入を完了した。

中部療護センター

磁気共鳴断層
撮影装置
(MRI)



東北療護センター

核医学画像診断装置
(R I)



○ 遷延性意識障害者に対する治療及び看護に実績のある療護センターの蓄積されたノウハウを活かし、地元大学の医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により医療に携わる人材育成や地域医療への貢献を行った。

各療護センターにおいては、入院患者の看護担当チームごとに、ケースレポート研修会や医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、療護センター特有の治療・看護技術の向上に向けた様々な職場内研修を実施した。

センター長、総看護師長、リハビリ担当者、メディカルソーシャルワーカー等の会議をそれぞれ年1回（センター長会議は2回）開催し、療護施設内の連携を図るとともに、高度先進医療機器を活用した治療、看護やリハビリ、有効な生活支援等について情報交換、業務検討等を行った。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 千葉療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）を更新する。
- ・ 地元大学等研究期間や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発、向上を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

療護センターの高度先進医療機器については、これまでは導入から一定の年数が経過し老朽化した場合には更新を行ってきたところであるが、平成22年3月のセンター長会議において、今後、療護センターの高度先進医療機器の更新を行おうとする場合には、本来の療護センター入院患者に対する検査・治療等への影響に配慮しつつ、更新による費用対効果や運用実態等を総合的に検討した上で更新を行うかどうかを判断する旨の合意を図ったところである。

(中期目標)

- ② 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。

(中期計画)

- ③ 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

(年度計画)

- ③ 引き続き、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。
また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、大学院生を受け入れ研究指導等を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、地元大学等との連携をとりながら、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において、15件以上の研究成果の発表を行うこととした。
- 短期入院協力病院の看護師等に対する研修を実施することとした。
- 連携大学院において研究指導等を行い、療護センターにおける治療・研究の更なる推進及び知見等を普及促進することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、33件の研究成果の発表を行った。

- | |
|--|
| ◎ 慢性期の重症頭部外傷患者における脳血流SPECT～ECD-SPECTによる50例の検討～ |
| ◎ 遷延性意識障害患者に対する背面開放座位の効果～表面筋電図の解析～ |
| ◎ リハビリテーションや拒薬のある高次脳機能患者の看護 |
| ◎ 高次脳機能障害患者の排尿の自立とADL拡大に伴う動作の安全 |
| ◎ 千葉療護センター入院患者の退院先についての検討～MSWの関わりを通じて～ |
| ◎ 聴性定常状態誘発磁界反応を用いた遷延性意識障害患者における聴覚残存機能評価 |
| ◎ 遷延性意識障害患者の皮膚洗浄における綿タオルと固形石鹸利用の効果 |
| ◎ 重症遷延性意識障害事例の改善例と非改善例にみられる拡散テンソル画像所見の差異 |
| ◎ 遷延性意識障害病棟における「震災時対応マニュアル」の作成と今後の課題 |
| ◎ 気管切開部周囲の皮膚消毒の必要性—遷延性意識障害患者におけるランダム化比較試験— |
| ◎ 遷延性意識障害患者に対するアキレス腱延長術後の理学療法の経験～在宅に向けて～ |

◎ 頭部外傷後遷延性意識障害患者の気道閉塞に対するスリープスプリント効果
◎ 頭部外傷後遷延性意識障害患者の足変形に対する整形外科的アプローチ
◎ DTI(Famap)とFDG-PETを用いた慢性軸索損傷の評価
◎ 頭部外傷後遺症意識障害患者におけるFDG-PET定量測定解析
◎ 頭部外傷後遷延性意識障害例に対する鍼治療—脳賦活試験(PET)を含めた検討—
◎ 気管カニューレを長期間留置している遷延性意識障害患者に発生する気管内肉芽について
◎ 慢性期意識障害における意識レベルとADLの検討
◎ 振戦に対する重錘の有効性～加速度センサーを用いた検討～
◎ 起立性低血圧に対する tilt table を用いた起立訓練の検討
◎ 頭部外傷後の重度高次脳機能障害患者の遂行機能について
◎ 情動障害患者の易怒性緩和に向けた関わり
◎ 外発的動機付けにより異常姿勢改善を認めた一例
◎ 遷延性意識障害患者を看護するスタッフへの学習支援～ポートフォリオを活用して～
◎ 在宅療養中から重症肺炎を繰り返していた遷延性意識障害患者に呼吸療法を施行して
◎ 慢性期における頭部外傷後の成長ホルモン分泌不全
◎ 小さな聴神経腫瘍における聴力を温存した腫瘍摘出
◎ Methionine PETを用いた glioma 術前診断
◎ GBM に対する IMRT を用いた低分割大量放射線治療
◎ 悪性神経膠腫と類似した画像を呈する炎症性偽腫瘍の代謝画像診断—MRSとPETを用いて—
◎ Brainstem glioma の MRI 分類と PET 評価
◎ MRI 拡散画像 ADC 値を用いたグリオーマの悪性度の評価
◎ 膠芽腫予後因子解析にみるテモゾロミド治療の意義

○ 短期入院協力病院のスタッフへの研修として、千葉療護センターにおいて3病院10名、東北療護センターにおいて2病院4名、岡山療護センターにおいて4病院6名に対し、中部療護センターにおいて1病院2名の合計10病院22名（平成20年度実績:2病院10名）に対して実務研修を実施した。

短期入院協力病院に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入院の流れ、入退院の方法 ・ 1日の患者プログラム ・ 看護計画、看護記録の作成方法 ・ 看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔ケア、清潔ケアの仕方 ・ 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 ・ 介護器具、補助具等の使い方 ・ 入浴の仕方
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅介護者へのアドバイス ・ 負担の軽減方法、医療者との連携など ・ 家族のニーズの把握

○※「連携大学院」への参画

平成21年度から中部療護センターにおいて開設した「連携大学院」については、平成21年4月に1名が入学し、同年10月には第68回日本脳神経外科学会において研究成果の発表を行っている。平成22年度においてもさらに1名の入学者が決定している。

※「連携大学院」とは大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、「中部療護センターの運営委託先である社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において引き続き、研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行う。
- ・ 中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、引き続き、研究指導を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(4) 介護料支給等支援業務

(中期目標)

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

(中期計画)

① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

(年度計画)

① 引き続き、被害者の状況及び要望に応じた介護料の支給制度の見直しを行い、被害者の利便性の向上及び手続きの簡素化を図ります。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、新規認定者等（在宅介護に限る。）に対する在宅訪問サービスを実施し、受給資格者等が抱える在宅介護に関する相談事項への対応及び各種情報提供等を行うことで受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

さらに、これらの介護に関する知識・技術等の各種情報を機関誌「ほほえみ」やホームページの活用により発信します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

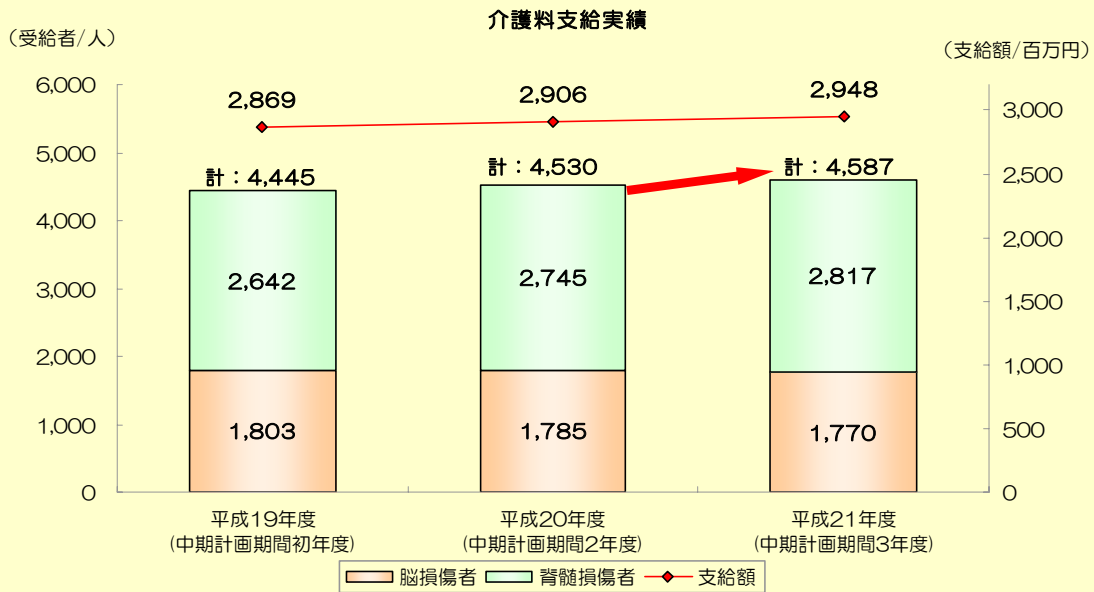
- 被害者の利便性向上及び手続き簡素化を行い、被害者の手続きの負担の軽減を図ることとした。
- 本部に介護相談ゼネラルアドバイザーを配置し、全主管支所に設置している介護に関する相談員に対し、総合的な助言を行い、重度後遺障害者及び家族に対する相談支援を療護センターと連携して効果的に実施するとともに、機関誌「ほほえみ」を通じて各種の情報提供を行うこととした。
- 療護施設や在宅介護アドバイザーとの連携の下、支所職員と受給資格者等とのフェイストウフェイスによる「訪問支援サービス」を実施し、必要に応じた情報提供などを行うこととした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 被害者の状況及び要望に応じた介護料手続きの簡素化
被害者家族からの要望を受け、脳損特I種受給者に対して2年ごとに実施してきた再審査について、平成22年3月に実施期間を3年ごとに延長し、再審査に必要となる重度後遺障害診断書取り付けのために遷延性意識障害の被害者を病院に連れて行き診断を受ける等の被害者及び家族等の経済的、時間的負担を軽減した。

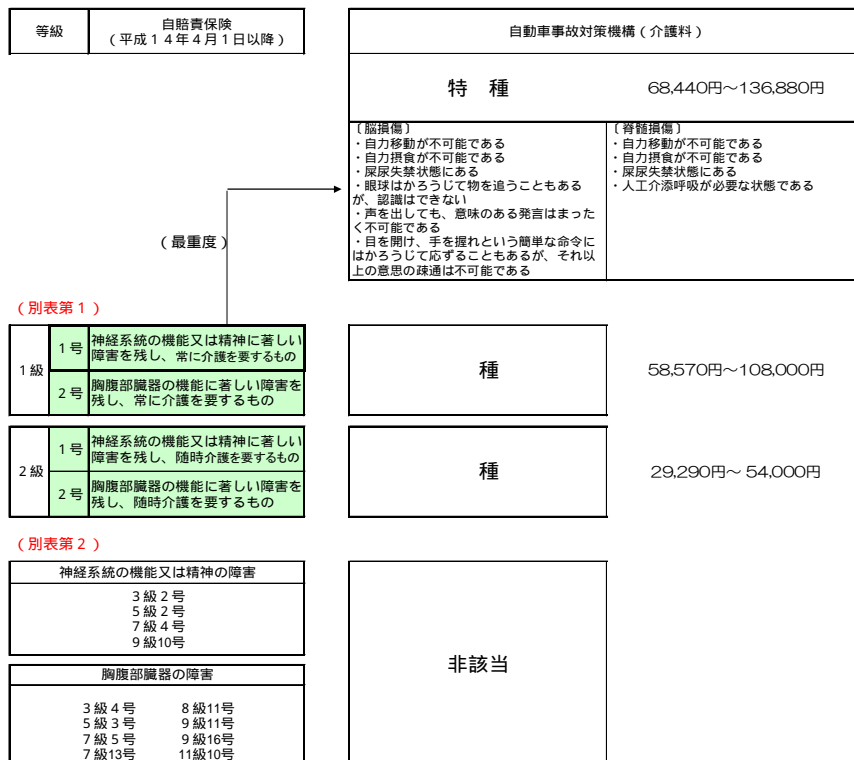
○ 後遺障害の程度、介護の状況に応じて4,587人に対し、29億4,795万円の介護料を支給した。



介護料支給制度

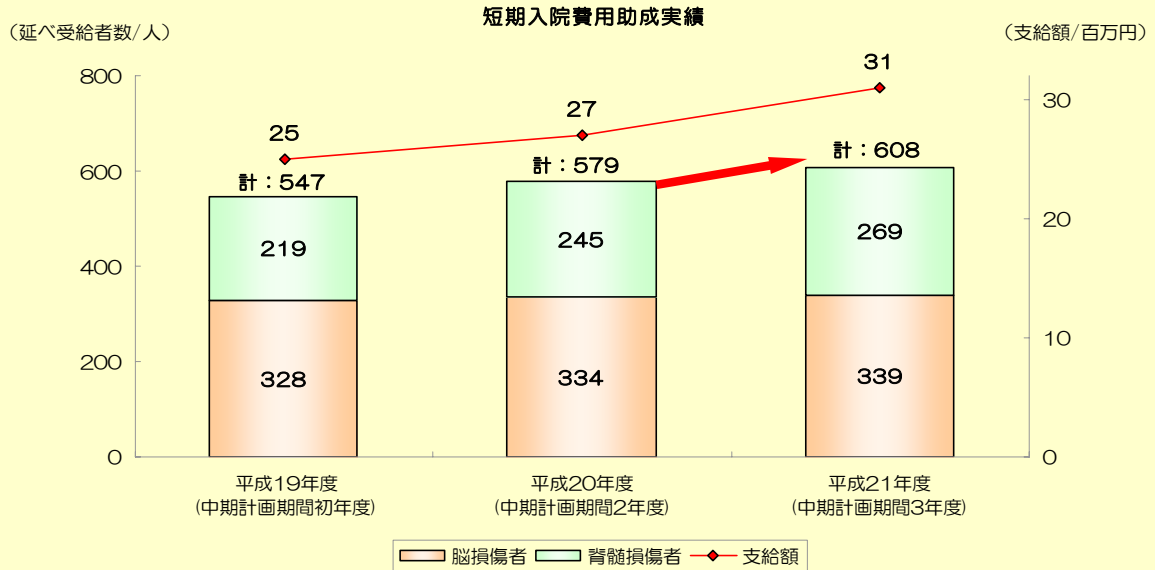
介護の程度	障害の程度	支給額等
最重度	特I種	I種のうち「最重度」とであると認められた者
常時要介護	I種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号
随時要介護	II種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号

自賠責保険と当機構介護料との関連について



注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

- 短期の治療等を目的として病院等に入院・入所した608人の短期入院者に対して、患者移送費、室料差額負担金及び食事負担金の費用の助成を行った。



短期入院費用の助成制度*

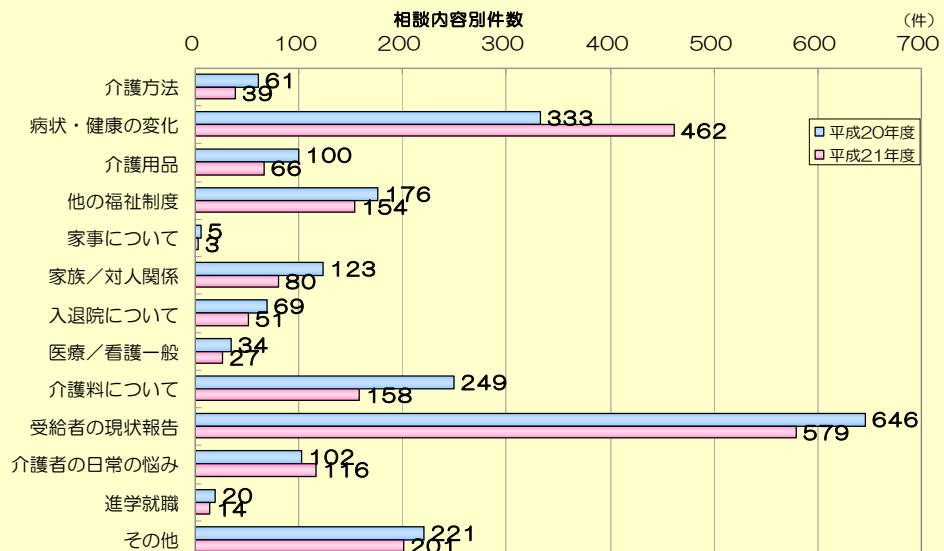
入院日数	年間支給日数	日当たり支給額	年間支給限度額
1回あたり、原則として2日以上14日以内	30日以内	10,000円以内	300,000円

※助成対象者：在宅の介護料支給者

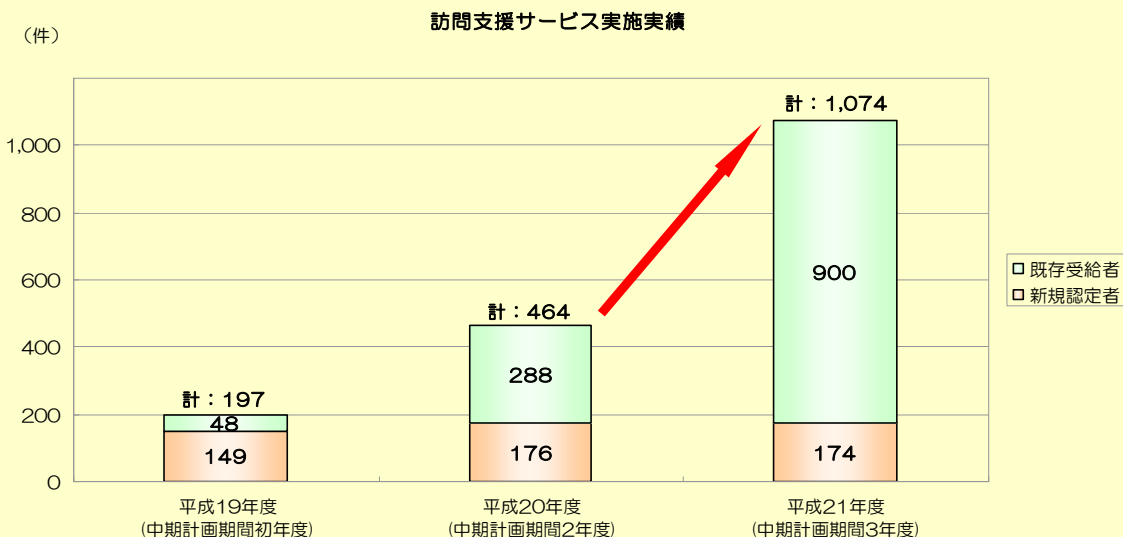
利用要件：「原則1回の入院が2日以上14日以内」。1回の入院期間が14日を超えた場合であっても、1日当たり10,000円で換算した額を上限とし、年間30日以内の範囲で助成。

- 全主管支所において、介護福祉士等による介護に関する相談支援及び知識・情報提供を1,950件行い、介護料受給者やそのご家族の精神的支援の強化を図った。
 なお、相談件数については、訪問支援サービスの中で多くの相談や情報提供を行ったことにより、電話等での相談が減少したものと考えられる。

- 名古屋と広島主管支所において、平成22年3月に相談窓口受付時間延長を実施した。



- 各主管支所及び支所において、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給資格者やそのご家族の方から介護に関する相談や各種情報の提供等を行う訪問支援サービスを1,074件実施した。



訪問支援サービスの実施内容

① 主な相談内容

- ・「親なき後の子供の将来」についての不安
- ・将来における経済的不安
- ・高次脳機能障害者に対する周囲の理解についての不安。
- ・在宅介護を続けるにあたってのストレス、健康面、体力等の不安 他

② 主な提供情報の内容

- ・身体障害者療養施設などの入院（入所）施設の案内
- ・医療機関（疼痛に関する専門医、リハビリ等）の案内
- ・介護サービス（訪問介護、デイサービス、ショートステイ）事業者の案内
- ・家族会についての情報提供要望 他

③ 受給資格者等からの感想

- ・すぐに対応して貰える。その時対応できないようなことは、後で確認し返事をもらえて助かっている。
- ・訪問後も色々な資料を送ってもらい知識を得ることが出来た。
- ・直接会うことでナスバが近く感じられ、いろいろ細かいことが聞きやすくなった。
- ・全てを話せる。頼りになる。
- ・また、こういった機会があったら助かります。他

【訪問支援サービスで介護者の相談を伺っているナスバ職員】



○ 「ほほえみ」の発行

- ・ 「ほほえみ」の発行を年4回行った。
- ・ 介護相談ゼネラルアドバイザーが有する、専門的見地からの日常介護におけるワンポイントアドバイスの掲載など有益な情報提供を行った。
- ・ 受給者の方から要望のあった受給者の方の日常生活や介護方法を掲載した。
- ・ 21年度からは文字のサイズ、色調、レイアウト等を工夫して、より見やすいようにした。

「ほほえみ」を通じて提供した内容


テーマ	内容
療護センターと連携した介護情報の提供	・ 療護センターの紹介を行い、受給者の中で入院の可能性のある方への情報提供を行った。
患者・ご家族とのふれあい	・ 在宅介護を行っている方々からの自由な投稿を「ふれあい広場」に掲載し、家族間相互のコミュニケーションを図った。 ※ 介護のアイデア紹介（内窓の設置、独自の介護用品作り等）
自分のほしい有益な情報	・ 在宅介護相談窓口寄せられた質問事項とその回答を紹介 ※ 「働きたいけど思うような就職先が見つからない。」、「自分にもできる仕事はあるだろうか。」
介護に活用できる有益な情報及び日常の介護への活用度	・ 介護方法のご案内（部屋で簡単に清潔を保てる方法とツール） ・ 「介護ロボット」等の紹介 ※ 福祉機器展、介護のコト体験フェア等で紹介された実用化又は開発中の「介護ロボット」、最新の介護機器等の情報を提供
短期入院病院	・ 短期入院協力病院一覧 ・ 短期入院協力病院の紹介

【「ほほえみ」の記事】




○ NASVAホームページに掲載している「在宅介護におけるQ&A」について、平成22年3月に受給資格者等の要望を踏まえた内容の更新を行い、在宅介護に関する知識・技術等の各種情報を発信した。

主な項目について、見やすくするための参考の写真、イラスト等を追加するとともに、解説の文章に「一言」を加えて、内容のポイントとなる部分をわかりやすくした。

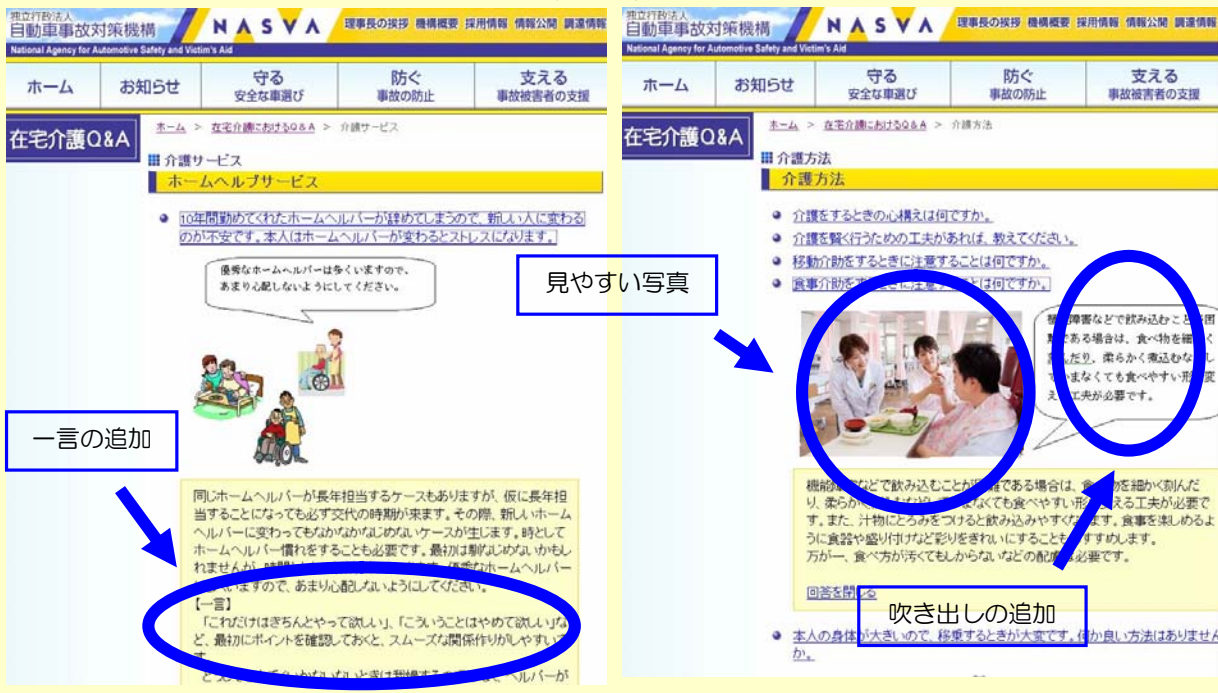


機能障害などで飲み込むことが困難である場合は、食べ物を細かく刻んだり、柔らかく煮込むなどしてかまなくても食べやすい形に変える工夫が必要です。



【一言】
「これだけはきちんとやって欲しい」、「こういうことはやめて欲しい」など、最初にポイントを確認しておく、スムーズな関係作りがしやすいです。
どうしても上手くいかないときは我慢するのではなく、ヘルパーが所属する事業所へ相談して一緒に解決を図ってもらうことも大切です。

【ホームページ：在宅介護におけるQ&A】



見やすい写真

一言の追加

吹き出しの追加

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行う。
- 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、引き続き介護福祉士等による介護相談に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護センターと連携し効果的に実施する。
- 訪問支援サービスについては引き続き、介護料受給資格の新規認定者及び既存の認定者に対し実施する。
- 「ほほえみ」の内容、紙面の見やすさ等に改善を加えること等やホームページの活用により、引き続き介護に関する各種情報を発信する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

(中期計画)

② ①の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに4.0以上とします。

(年度計画)

② 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度（平成22年度）について4.0を目標とします。

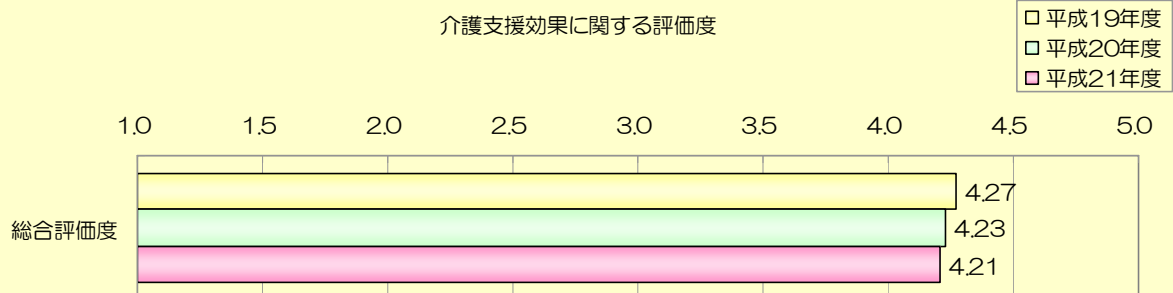
◎ 年度計画における目標設定の考え方

昨年度に引き続き、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査を行い介護支援効果に関する評価度について、4.0を目標とした。

◎ 実績値

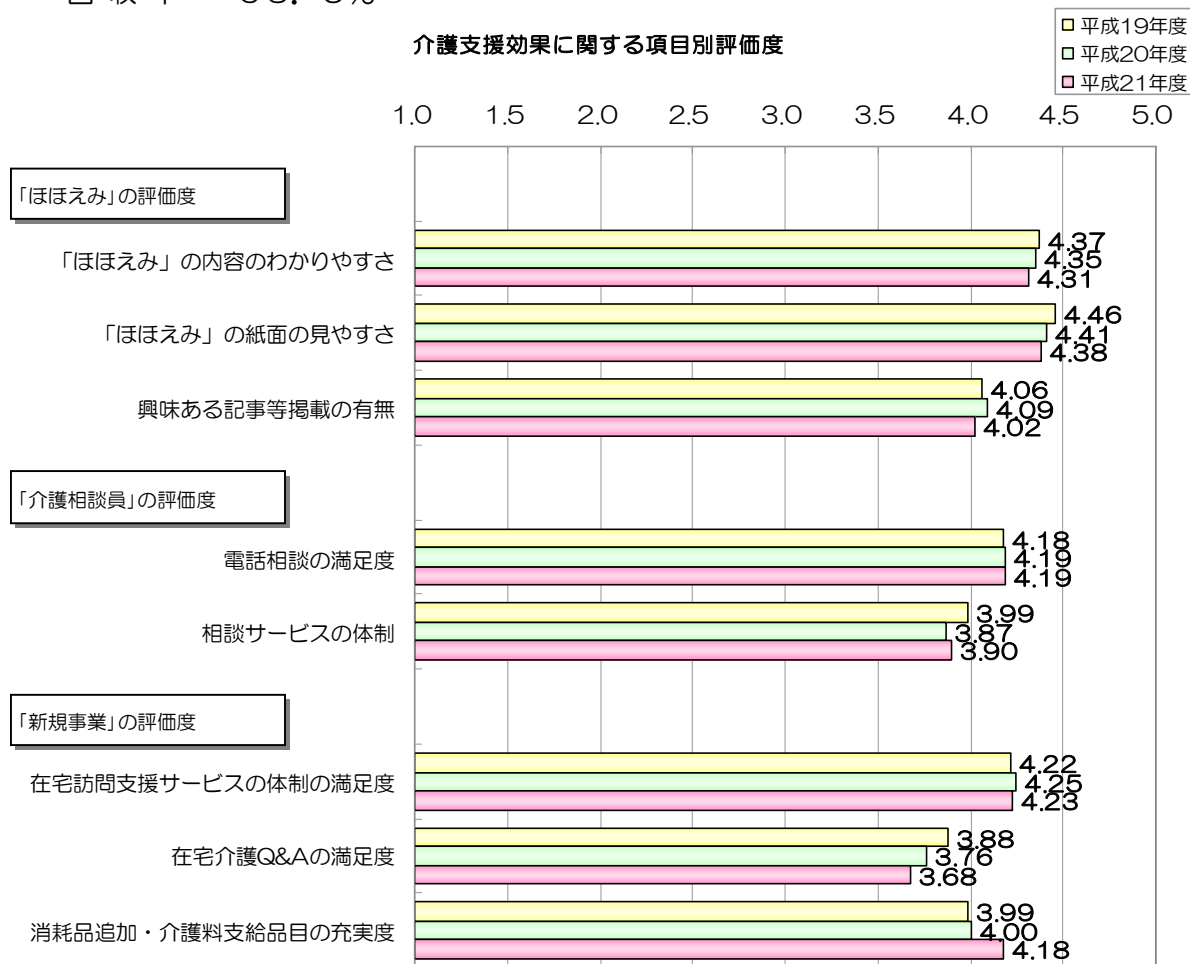
1) 平成21年度における取組み

- 重度後遺障害者の家族における介護支援効果に関する評価度
目標値の4.0を上回る 4.21の評価を得た。



【調査の概要】

- ・ 調査期間：平成22年3月
- ・ 調査対象：平成22年2月末現在の介護料受給者の家族
- ・ 調査数：4,327件
- ・ 回収数：2,747件
- ・ 回収率：63.5%



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、被害者に対する介護支援効果に関する評価度について、4.0以上の評価を得ることを目標とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

(中期計画)

① 被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。

また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。

(年度計画)

① 被害者のニーズに応じた生活資金貸付けの見直しを検討します。

また、被害者に対する相談支援の充実を図るため家庭相談員が適切な指導、助言を行えるような研修を実施して、その資質の向上を図ります。

さらに、被害者家族同士の交流の場の拡充を行うためコミュニケーションをより一層図った集いの実施により交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。

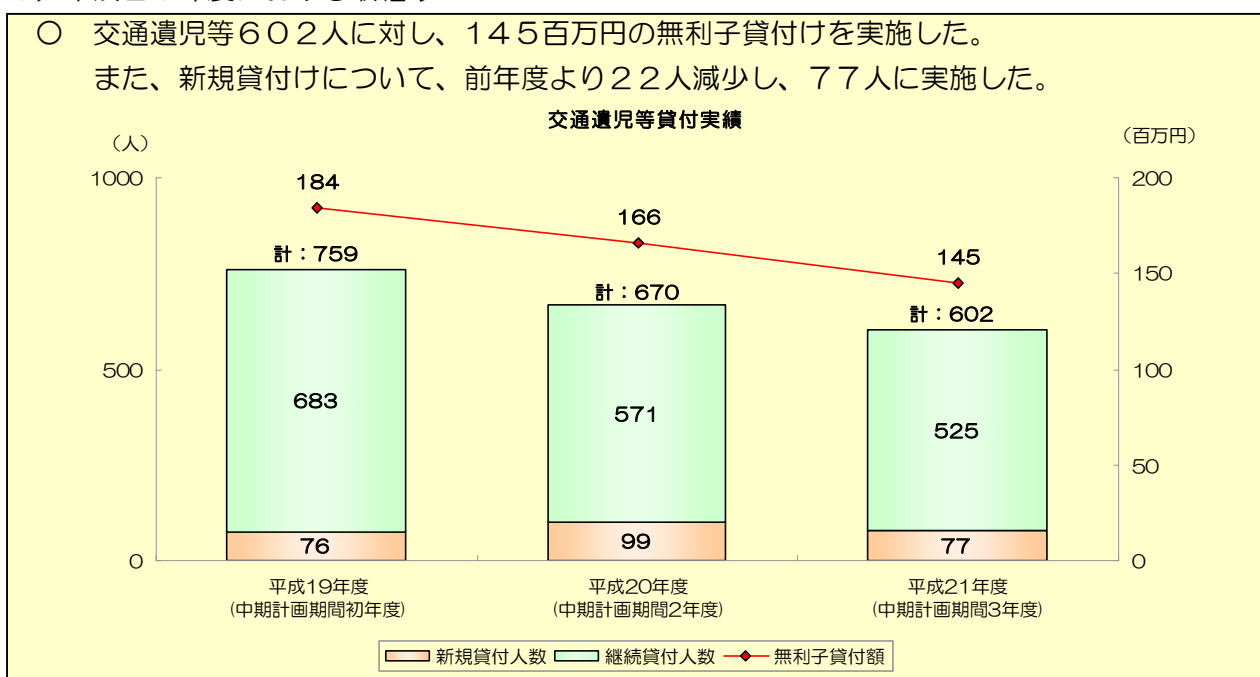
◎ 年度計画における目標設定の考え方

経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うとともに、被害者家族相互の親睦を深めるため、「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図るための「友の会の集い」や「交流会」の実施、「友の会コンテスト」の開催等により交通遺児や被害者家族への精神的支援を充実させることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 交通遺児等602人に対し、145百万円の無利子貸付けを実施した。
また、新規貸付けについて、前年度より22人減少し、77人に実施した。



- 生活資金貸付の見直しの検討については、当該貸付に関するニーズ調査などを実施したところ、「受験・入学費用のための資金があるとよい」、「貸付期間を高校卒業までにしてもらえるとありがたい」、「今のままでよい」など様々な意見があり、引き続き保護者等の意見を聴きながら、当該貸付制度の見直しの必要性を検討する。
- 被害者に対する相談支援の充実を図るため、各主管支所において管内の家庭相談員に対して、以下の知識や被害者援護業務全般の知識の習得、またコミュニケーション能力の習得を図ることなどを内容とした研修を実施し、家庭相談員の資質の向上を図った。
 - ・被害者への適切な指導、助言を行うための基礎的知識の習得
 - ・心の病を持つ相談者への対処法の心得などの習得
 - ・友の会、会員増加のための取り組み
 - ・育成資金の利用者拡大に向けた方策
 - ・療護センターでの知識の習得
- 交通遺児等貸付制度の利用者及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり、精神的支援の方策を実施した。

精神的支援の実績

「友の会の集い」

- ・全50支所において交通遺児等の相談を受けている家庭相談員のサポートのもと、被害者家族同士の交流の場としての「友の会の集い」を実施し、972人が参加。
- 特に、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図ることを目的として、28支所において、1泊2日による「友の会の集い」を実施し、589人が参加し好評を得た。
- ・その他、NASVAから積極的に企業や他の団体に対し、支援を要請した結果、各種イベント等に友の会会員538人が招待により参加。



全50支所のうち28支所において、1泊2日での「友の会の集い」を実施し、交通遺児家庭のコミュニケーションの場を設け、親同士の交流を行いました。



「友の会の集い」での保護者の交流会の様様
参加した会員からは、「親同士は、あまり他人に話せない辛い話がお互い出来たことで、自分だけじゃない！ と力をもらいました。」等の感想が多数ありました。

・参加したご家族の感想

【保護者】

- ・「同じ立場の遺児のお友だちと仲良く笑い合い、話し、とても有意義な集いでした。私も友の会で子ども達と同じ年のお母さんのお友達と受験のこと子育ての事、日々の生活の事などお話し出来て今後又、お互いに支え合いましょうと仲良くなれました」
- ・「友の会のみなさんとお話をできる時間をつくっていただき、とても有意義な時を過ごせたと思います。子どもも新しい友達もでき、とても楽しい一日だったと思います。職員の方々の心あたたまっておもてなしに感謝しています。ありがとうございました。来年もみなさんにお会いできることを楽しみにしています。」
- ・「他の家族と色々な話ができることが有意義でした。今の苦労は同じ立場の人達でないと分かり合えないと思うので…。今回の旅行が夫を亡くしてからの初めての家族旅行だったのですが、友の会の皆さんと御一緒できて本当に良かったです。」

【お子様】

- ・「私は妹としか行動できないと思っていたのですが、友達ができました。住んでいる所は少し遠いけれど、またこの会で会えたらいいなと思っています。」
- ・「いっしょに参加した子どもたちと仲よくなれたのでよかったです。来年も参加したいです。」

「友の会だより」

- ・第119号から第122号を四半期ごとに各4,400部発行し、各家庭に送付した。

「絵画コンテスト」

- ・平成21年7月21日～平成21年11月13日を募集期間として、応募作品302点の中から73点の入賞作品を選考し、本部及び各支所において受賞者に対する表彰式を実施。

優秀作品等について、国土交通省ロビーでの展示をはじめ、各主管支所、交通安全に関するイベントなどでも展示を行った。



作文コンテストの本部表彰式の模様
合計 302 点にのぼる応募の中から、最優秀賞及び優秀賞を受賞された皆さん（前列）



最優秀賞（国土交通大臣賞）

北海道 5歳 伊香 幸則くん

「ぼくのあさがお」



優秀賞（独立行政法人自動車事故対策機構理事長賞）
福井県 小学校4年生 深瀬 百香さん
「一番楽しかった日」



優秀賞（財団法人自動車事故被害者援護財団会長賞）
大阪府 高校1年生 古堅 元気さん
「僕の自慢の自転車」



優秀賞（財団法人交通遺児育成基金会長賞）
香川県 小学校3年生 濱口 福果さん
「ちょうちん祭り」



優秀賞（全国トラック交通共済協同組合連合会会長賞）
岐阜県 中学校3年生 城 朝花さん
「絵の具たっぷり花火」

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- ・ 次年度においても引き続き1泊2日の「友の会の集い」を開催するなど「友の会」の活動を充実させ精神的支援を推進することとする。
- ・ 次年度においても家庭相談員の資質の向上を図るため主管支所において研修を実施することとする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

コスモ石油(株)や(社)近畿海事広報協会・近畿地方海事産業次世代人材育成推進協議会、仙台個人タクシー事業協同組合等の支援を得て、友の会会員をスポーツ観戦やキャンプ等に招待することにより、同じ境遇者同士のコミュニケーションや精神的支援の充実を図った。なお、今後とも、企業等の支援を得ながら更なる精神的支援の充実を図っていく。



コスモ石油株式会社様のご招待により友の会会員32名が参加した「コスモわくわく探検隊」
(H21.7.30~8.1 山梨県都留市 宝の山 ふれあいの里)

社団法人近畿海事広報協会・近畿地方海事産業次世代人材育成推進協議会様のご招待により友の会会員46名が参加した「サンタマリア号による大阪湾体験クルーズ及び海遊館」(H21.11.8)



仙台個人タクシー事業協同組合有志「仙台でんでん虫の会」様のご招待により友の会会員32名が参加した「地引網&芋煮を楽しもう」(H21.9.13)

（中期目標）

被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

（中期計画）

② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

（年度計画）

② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成22年度）について、4.0以上とします。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うとともに、被害者家族相互の親睦を深めるため「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図るための「友の会の集い」の実施、「絵画コンテスト」の開催等により交通遺児や被害者家族への精神的支援を充実させることとした。

◎ 実績値

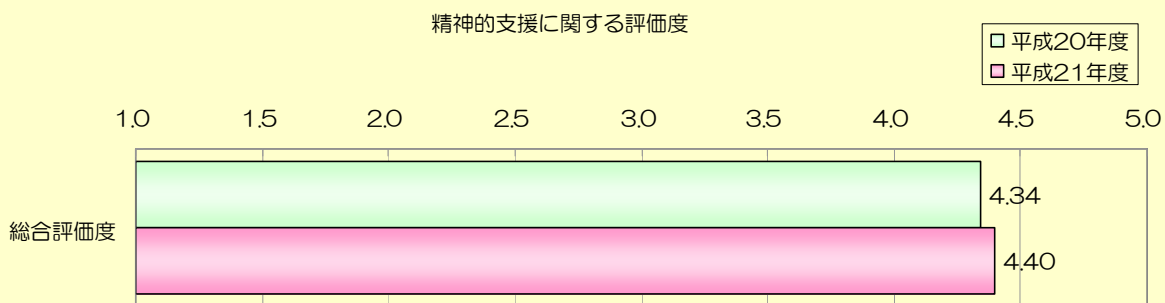
1) 平成21年度における取組み

○ 友の会会員の評価度

目標値の4.0を上回る4.40の評価を得た。

（平成20年度より調査対象を交通遺児貸付利用世帯から交通遺児友の会会員世帯へと拡大。）

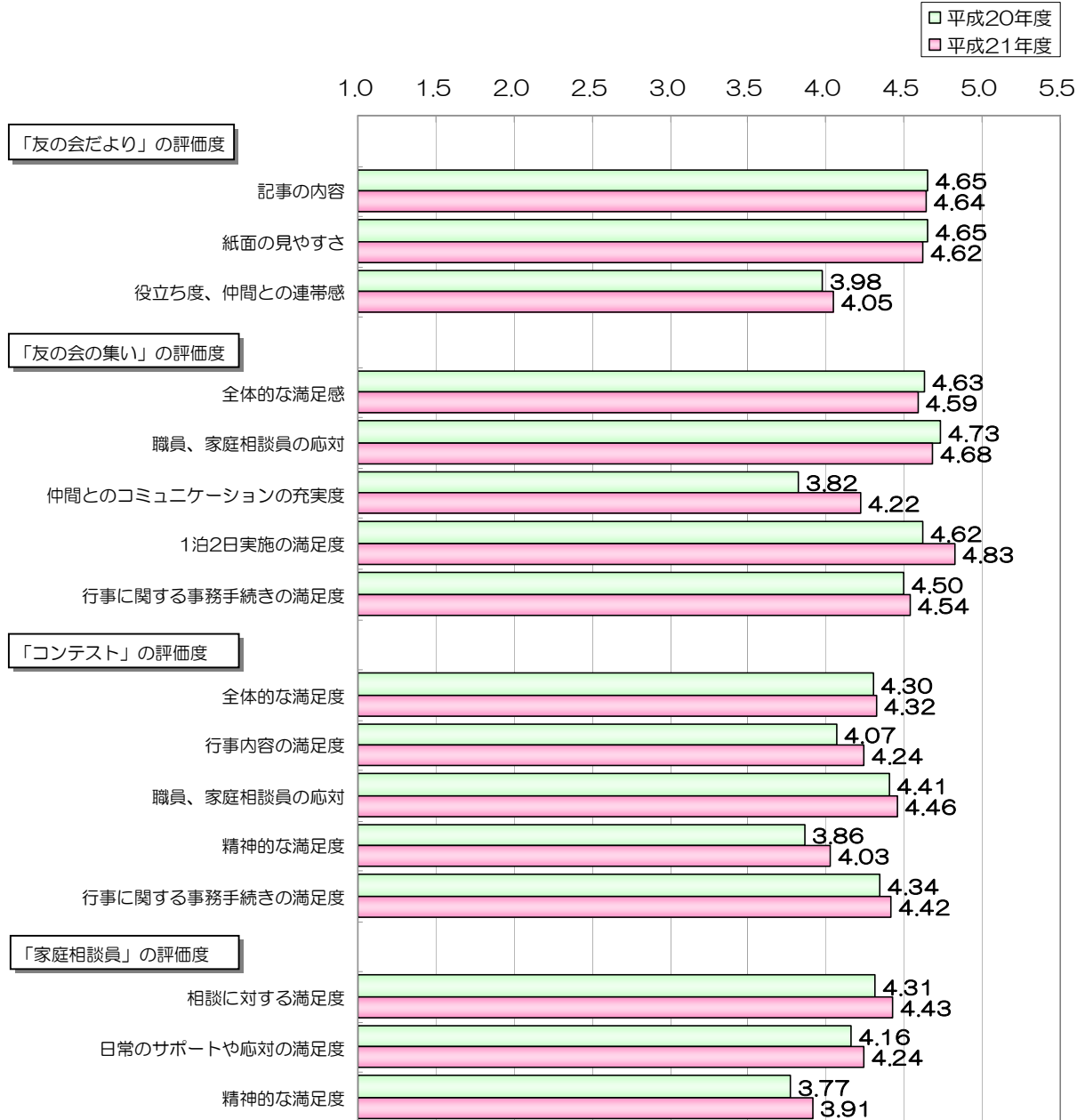
評価項目のうち、特に友の会集いにおける仲間とのコミュニケーションの充実度及び1泊2日実施の満足度について大幅な改善が見受けられた。



【調査の概要】

- ・調査期間：平成22年3月
- ・調査対象：交通遺児友の会会員世帯（1,549世帯）
- ・回収数：653世帯
- ・回収率：42.2%

精神的支援に関する項目別評価度



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き被害者に対する精神的支援に関する評価度について、4.0以上の評価を得ることを目標とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実

(中期目標)

自動車事故による被害者等の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充する。

(中期計画)

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

(年度計画)

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

また、情報案内サービスの利用向上のための積極的な広報を行います。

さらに、情報提供機能の水準を高めるため、従事する者への適切な研修等を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」（平成18年6月30日）において、被害者救済対策の一環として、全国の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充すべきと指摘された。これを踏まえ、平成19年10月1日より、自動車事故被害者に対して情報提供サービスを運営してきている。

効果的な広報による知名度向上を図り、多くの自動車事故の被害者に活用してもらう。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

○ 平成19年10月1日より運用を開始した「NASVA交通事故被害者ホットライン」の更なる周知を図り、より多くの交通事故被害者の方々に利用してもらうことを目的として、以下の広報活動を行った。

- ・ 鉄道、バス事業者の協力を得て、車両内外への広報周知を実施。
- ・ 全国ネットのラジオ放送での広報を実施（9月）
- ・ 自動車安全運転センターの発行する「交通事故証明書」の郵送用封筒にPRを印刷。
- ・ ホットラインを知った情報源として有用だった警察署、地方公共団体、医療機関等の合計約3,500箇所へのリーフレット常置、周知協力依頼を行った。

オペレーターに対して政府保障事業制度についての研修を実施し、自動車事故の被害者等に対する情報提供機能の水準の向上を図った。

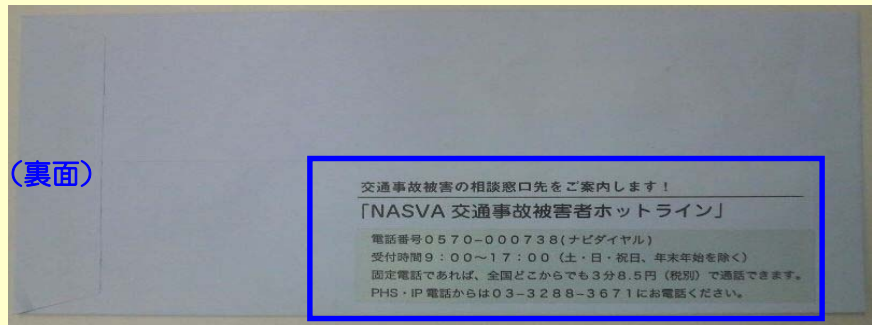
【ホットラインリーフレット】



【ホットラインシール】



【交通事故証明書 郵送用封筒印刷 例】



【全国ネットのラジオ放送】



【鉄道、バス事業者の広報周知】

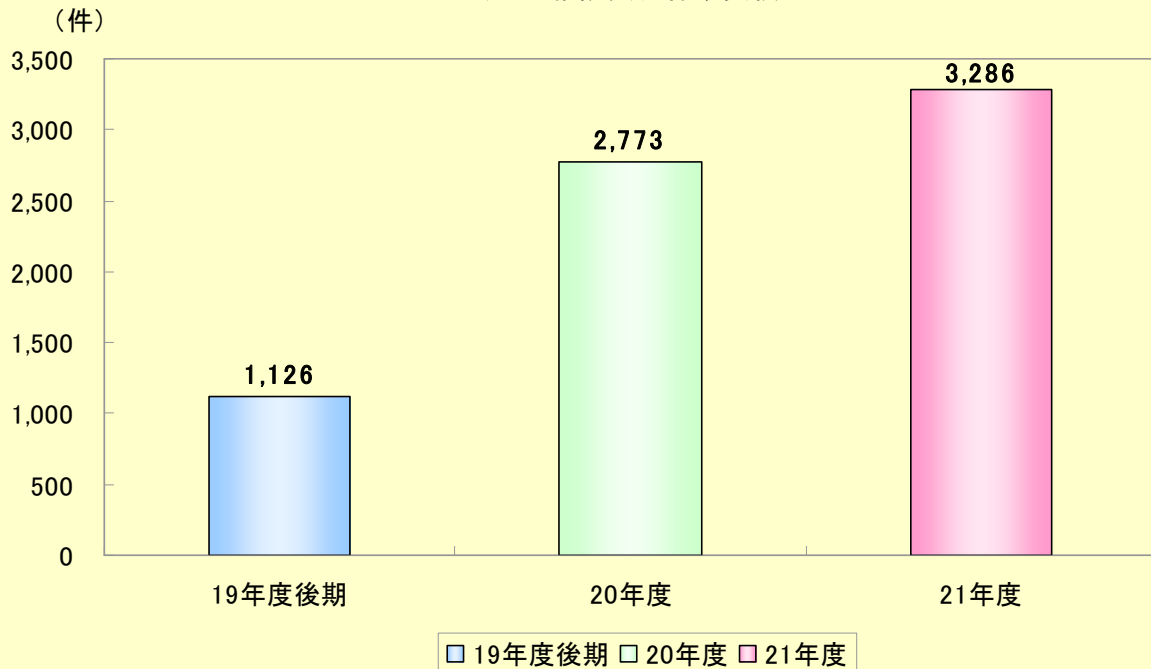


「NASVA交通事故被害者ホットライン」の実績は、以下のとおり。

受付件数 3,286件

相談窓口紹介件数 5,879件

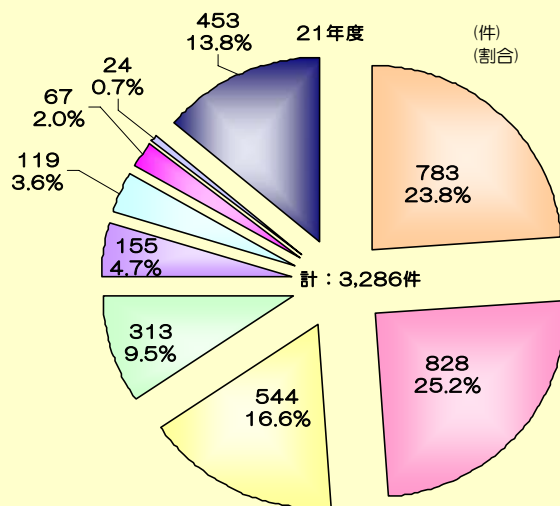
ホットライン相談受付件数実績



※ 19年度は10月からの運用開始のため後期のみの実績である。

相談者からの問い合わせ内容

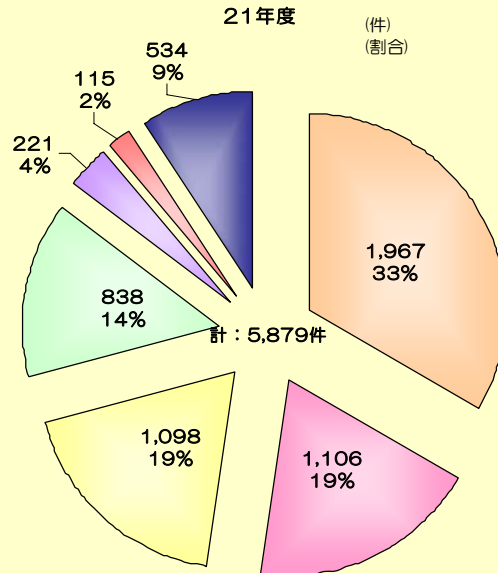
損害賠償及び事故後の対応に関連するお問い合わせが5割弱



- 損害賠償
- 交通事故の対応全般
- 保険金・損害保険会社
- NASVAのサービス
- 政府保険事業等
- 示談交渉
- 医療費・医療機関
- ホットライン業務
- その他

紹介した相談機関の相談窓口

都道府県の交通事故相談所及び(財)日弁連交通事故相談センター
(本部・支部)への紹介が7割弱



□ 都道府県の交通事故相談所等	□ (財)日弁連交通事故相談センター(本部)
□ (社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」	□ (財)日弁連交通事故相談センター(支部)
□ 自動車保険請求相談センター	□ 市区町村の交通事故相談所等
■ その他	

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度においても引き続き「NASVA交通事故被害者ホットライン」の更なる認知度の向上のため、リーフレットの配布や(社)日本損害保険協会などを通じたPR活動を継続的に行い相談件数の増加を図るとともに、情報提供機能の水準を高めるために従事する者に対する研修等を実施する。

(7) 自動車アセスメント情報提供業務

(中期目標)

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

(中期計画)

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。

これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数※及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。

※総合評価の得点率を☆の数6段階で表示

(年度計画)

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。

これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数（注7）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。

（注7）総合評価の得点率を☆の数6段階で表示

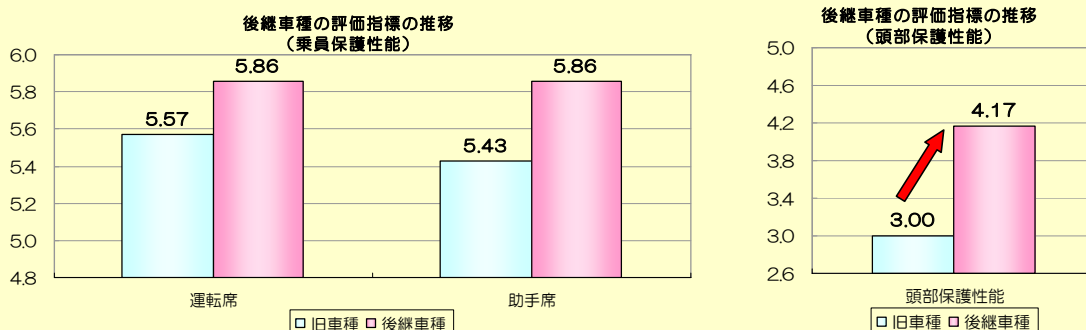
◎ 年度計画における目標値設定の考え方

安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるよう、広報等によりユーザーの安全性への関心を高めることで、安全性の高い自動車の普及を図る。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 平成21年度の自動車アセスメント試験では、後継車種（7車種（頭部保護試験車種は6車種））について評価指数の平均値が旧車種の評価指標の平均値以上となった。



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行い、評価指標の向上を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

(中期計画)

- ② パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。

(年度計画)

- ② わかりやすい情報の提供
 - ア よりわかりやすいパンフレットを配布します。
 - イ よりわかりやすくホームページを改善します。
 - ウ 自動車アセスメント試験結果発表会を開催し、併せて自動車アセスメントグランプリ及びアセスメント優秀車の発表を行います。
 - エ メディアに対して自動車アセスメントの公開を行う等メディアを積極的に活用しユーザーに対しわかりやすい情報提供を行います。
 - オ モーターショーへ出展します。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

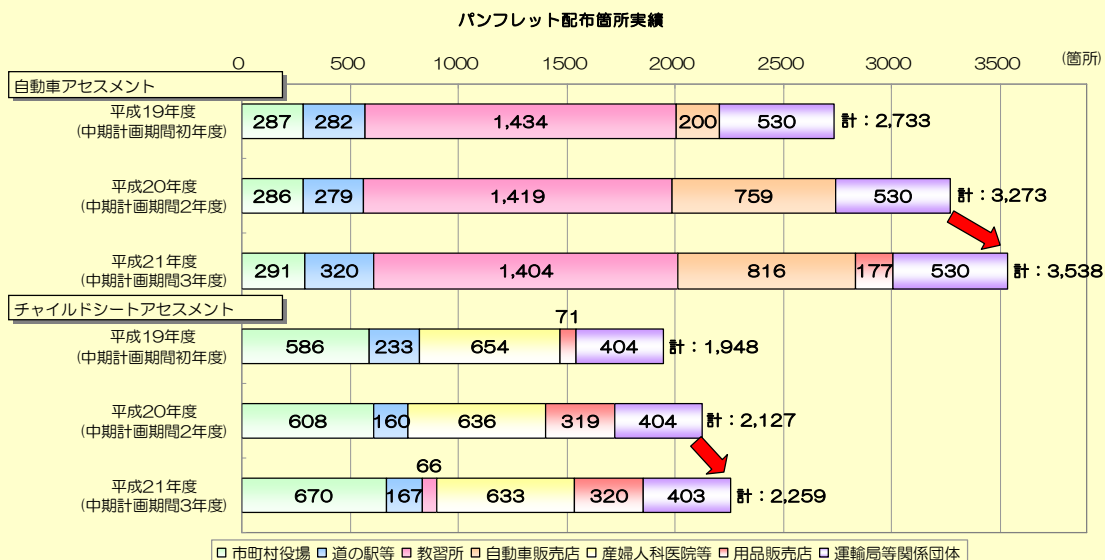
- パンフレットの配布箇所については、前年度（20年度）実績を上回ることとした。
- 利用者に対する情報提供については、パンフレット及びホームページをわかりやすいものに改善し、一般ユーザーのアクセス向上方策を図ることとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

ア. よりわかりやすいパンフレットの配布

- パンフレットの配布については、ユーザーが入手しやすい所に重点を置いて拡大を図った。特に自動車アセスメントについては、平成20年度アセスメント優秀車を受賞したメーカーを通じて自動車販売店に、チャイルドシートアセスメントについては、評価度の高いメーカーを通じて、チャイルドシートの販売店に配布を依頼するとともに、新たに自動車部品販売店で自動車アセスメントパンフレット、自動車教習所でチャイルドシートパンフレットの頒布を開始した。



○ よりわかりやすいパンフレットをめざし、以下の改善を実施した。

【自動車アセスメント】

- ・新規評価項目に係る評価結果について、わかりやすさ及び過去の試験結果との比較のしやすさを考慮した。
- ・新規評価試験については、イラスト・写真等を活用しわかりやすく概要を作成した。

【チャイルドシートアセスメント】

- ・衝突試験で使用する試験用シートの変更及び使用性評価試験で使用する車両(モックアップ)の変更項目について、写真を表示した。
- ・腹部圧迫における衝撃の度合いについて、実例により解説した。

自動車アセスメントパンフレット評価結果紙面の改善例

【平成20年度までの表示】

【平成21年度の表示】

チャイルドシートアセスメントパンフレットの改善例

【衝突試験の変更】

試験用シートが変わりました

- 2009年度の試験は、チャイルドシートを取り付ける試験用シートをトヨタ・エスティマから国の安全基準における試験で使用するチャイルドシート試験専用のシートに変更して実施しています。

●評価基準値の見直し
試験用シートの変更による影響を従来の試験との比較試験を実施して確認し、その結果に基づいて評価基準値の見直しを行いました。これは従来条件の評価結果と試験用シート変更後の評価結果をできるだけ継続して比較できるようにするための行った措置です。

【使用性評価試験のカットボディ変更】

試験用車両の変更

- チャイルドシートの取付性等を評価する場合に使用する車両(カットボディ)を「トヨタ・エスティマ」から汎用型SOFIXチャイルドシート適車の「トヨタ・ヴェルファイア」に変更しました。

【腹部圧迫に係る説明：前年度】

腹部圧迫の計測方法

最新規格に準じた腹部圧迫を計測するチャイルドシートがあるため、2008年度から幼児用チャイルドシート試験用シートに準じた高さを基準として腹部圧迫の計測を実施しています。腹部圧迫は、幼児の下半身が乗る試験用シートに設置された高さの異なる2つの位置に幼児の下半身を乗せ、その位置での腹部圧迫を計測するものと、幼児の下半身を乗せ、その位置での腹部圧迫を計測するものとを比較して、最大値を腹部圧迫の計測結果として報告しています。

【腹部圧迫に係る説明：今年度】

腹部圧迫の計測方法

最新規格に準じた腹部圧迫を計測するチャイルドシートがあるため、2009年度から幼児用チャイルドシート試験用シートに準じた高さを基準として腹部圧迫の計測を実施しています。腹部圧迫は、幼児の下半身が乗る試験用シートに設置された高さの異なる2つの位置に幼児の下半身を乗せ、その位置での腹部圧迫を計測するものと、幼児の下半身を乗せ、その位置での腹部圧迫を計測するものとを比較して、最大値を腹部圧迫の計測結果として報告しています。

5.9メートルの高さからバスケットボール(約6kg)を落下させた時に地面に当たった瞬間に発生する最大衝撃量は約1kNです。

イ. ホームページの改善

よりわかりやすいホームページをめざし、自動車アセスメントページ及びチャイルドシートアセスメントページのデザインを見やすく改善した。

【主な改善項目】

●トップページの改善（アセスメント関係）

- ・アセスメント関係トップページを刷新し、来訪者にわかりやすいよう改善した。
- ・来訪者の目的（自動車アセスメント・チャイルドアセスメント・データのダウンロード）に応じて、その場所に簡単に到達できるよう改善した。
- ・アセスメントグランプリの周知を図るため、自動車アセスメントグランプリ09/10受賞車を掲載した。
- ・多くの来訪者の目的である評価結果について、トップページで検索ができるよう改善した。
- ・多くの来訪者が興味を持つ衝突試験映像について、アセスメント関係トップページから簡単に閲覧することができるよう改善した。

●利便性の改善


- ・検索条件を幅広く提示し、目的に応じた車種の絞り込み検索が行えるよう改善した。
- ・検索の結果、複数の車種が表示される場合は、一覧表が成績順に表示されるよう改善した。
- ・サイト内での検索結果について、履歴が表示されるよう改善した。
- ・検索した同じカテゴリーの車種で成績の良いものを推奨表示するよう改善した。

●閲覧操作性の改善


- ・外部映像サイトを活用し、衝突映像がストレスなく閲覧できるよう改善した。
- ・スクロール操作を極力行わずに画面内に情報が表示されるよう改善した。

【ホームページ改善例】

【旧画面】



【新画面】



来訪目的に応じた直感的操作

評価結果のダイレクト検索

動画コンテンツへのショートカット

グランプリ車をアピール

【旧検索画面】

【新検索画面】

【旧検索結果画面】

【新検索結果画面】

検索履歴を表示。

メーカー・車種名	タイプ	衝突(運転席)	衝突(助手席)	頭部保護	ブレーキ
 2007 トヨタ ラッシュ G / ダイ ハツビョゴ	乗用車(1500cc以下) ステーションワゴン	★★★★★ 6	★★★★★ 6	4	43.0m ↑ 47.5m
 New 2009 ダイハツ ミラココア X	軽自動車 軽乗用車	★★★★☆ 5	★★★★☆ 5	4	41.5m ↑ 44.6m

ウ. 自動車アセスメント結果発表会の開催及び自動車アセスメントグランプリ等の表彰

自動車アセスメントについて一般ユーザーに対し周知を図るため、平成22年4月21日（水）にベルサール秋葉原において、メディアを対象とした自動車アセスメント結果発表会を行った。

また、安全性の優れた自動車を開発したメーカーの栄誉を称え、より一層安全な自動車の開発を促すとともに、自動車の安全性についてユーザーの関心を高め、安全な自動車の普及を促進することを目的として創設した自動車アセスメントグランプリについて、21年度に試験を行った自動車（17車種）の中から「スバル レガシィ」を選定し、結果発表会において表彰を行うとともに、併設の展示会場でグランプリ受賞車等の一般公開を行った。この表彰を行うことで受賞にかかるメーカーの広報機会の拡大と自動車アセスメント事業のさらなる知名度向上を図った。



【試験結果の発表会】

なお、結果発表会の実施にあたっては、試験車の一般公開において多くの来場者が見込める当該会場に変更するとともにメディアに素材として活用されやすいようプログラムの改善を行った。

【概要】

- 1) 自動車アセスメント結果発表会
 - ・平成21年度自動車アセスメント試験結果の発表
 - ・自動車アセスメントグランプリの表彰
 - ・メーカーの技術担当者による安全技術の紹介
- 2) 試験車両の一般公開
 - ・グランプリ受賞車及び話題性の高い試験車の展示
 - ・チャイルドシートアセスメントの成績優良チャイルドシート等の展示
 - ・自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントパンフレットの配布
 - ・平成21年度から評価を開始した評価試験等について自動車アセスメントに関するパネルの展示

3) その他

- ・結果発表会に報道関係者等140人を超える参加があった。
- ・試験車の一般公開において、自動車・チャイルドシートアセスメントのパンフレットを約1000部配布した。



【試験車両の一般公開（グランプリ受賞車の前で）】

4) 報道の実績



平成22年4月21日 18:25～
テレビ朝日「スーパーJチャンネル」
-最も安全な車は・・・-
(放映時間：2分50秒)

・テレビ(2社3番組)

- テレビ朝日 (4月21日) 18:25～ スーパーJチャンネル (放映時間2分50秒)
- 東京MXテレビ (4月21日) 18:00～ TOKYOMXニュース (放映時間 1分58秒)
- 20:00～ TOKYOMXニュース (放映時間 1分31秒)

・新聞(53社)

- 読売新聞 (4月22日)、朝日新聞 (4月22日)、東京新聞(4月22日)、日本経済新聞(4月22日)、日刊自動車新聞 (4月22日) 他48地方新聞

・Web(117サイト)

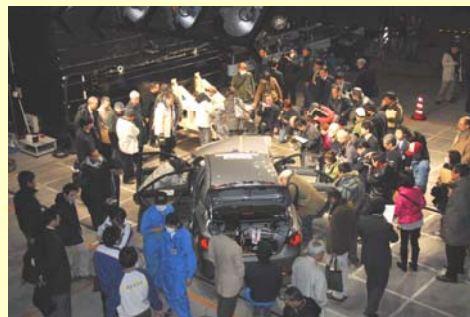
- スポーツ報知、日本掲載新聞、東京新聞、日経ブロードバンドニュース Yahooニュース、carview、Response、@niftyニュース、西日本新聞、静岡新聞、大阪日日新聞等

・カー雑誌(15誌)

- ドライバー6/5号、XaCAR6月号、ホリデーオート6月号、ベストカー6月10日・26日号、自動車セミナー6月号、カーグッズマガジン7月号、CARトップ7月号、ルポラン7月号、ボディショップレポート6月号、自動車工学7月号、CAR&MAINTENANCE7月号、月刊自動車管理6月号、MoterMagazin7月号、月刊自家用自動車7月号、AUTO ROUTE(夏号)

エ. 公開試験の実施

平成22年1月20日（水）に今年度導入した後席乗員保護評価に係るオフセット前面衝突試験及び後面衝突頸部保護性能試験について公開を行った。



○ 公開試験に係る報道の実績

・新聞（2社）

日刊自動車新聞（平成22年1月23日、2月1日）、
カー&レジャー（平成22年2月6日）

・雑誌（10社）

Motor Fan illustrated vol41、カーグッズマガジン4月号、カーセンサー3/18号、
ルポラン4月号、カーグッズマガジン4月、月刊ボディショップレポート3月号、
CARトップ4月号、NAV I 4月号、新電気4月号、自動車工学4月号

・web（8箇所）

Response 1月21日、goo（自動車&バイク）1月21日、msn自動車 1月22日、
webCG 1月22日、GAZOOcom 1月22日、tweetbuzz1月22日、Carwatch
1月22日、BIGLOBE1月22日

オ. モーターショーへの出展

○ 第41回東京モーターショー（来場者数：約61万4千人）

一般ユーザーへの自動車アセスメントの周知を図るため、平成21年10月23日～11月4日まで千葉県幕張で開催された第41回東京モーターショーに出展した。アセスメントグランプリ車のカットモデルの展示や衝突試験映像の放映を行うとともに、自動車アセスメントパンフレット及びチャイルドシートアセスメントパンフレットをあわせて6万部（自動車3万部、チャイルド3万部）配布し、自動車アセスメントの周知を図った。

【出展ブースの全景】



【開催期間中の状況】



○ 仙台モーターショーへの出展(来場者数：約3万3千人)

平成21年11月28日～29日、第8回仙台モーターショーに仙台主管支所が出展した際、自動車アセスメントに関するパネルの展示及び試験映像の放映を行うとともに、自動車アセスメントパンフレット及びチャイルドシートアセスメントパンフレットをあわせて1,200部(自動車600部、チャイルド600部)配布し、自動車アセスメントの周知を図った。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、公正でわかりやすい情報提供に努め、ユーザーがより容易に情報を入手できる配布先の拡充等、効果的な広報について検討することとしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

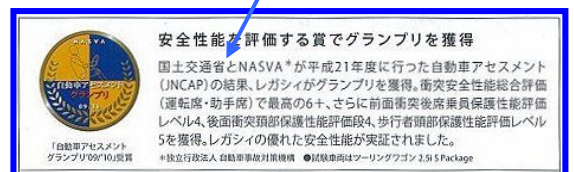
○自動車メーカーによるグランプリの活用例

【新聞広告(日本経済新聞(全面広告))】

【販促用パンフレット】



【販売店掲出用ポスター】



(中期目標)

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

(中期計画)

- ③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

(年度計画)

- ③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度(21年度)について、4.0以上とします。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

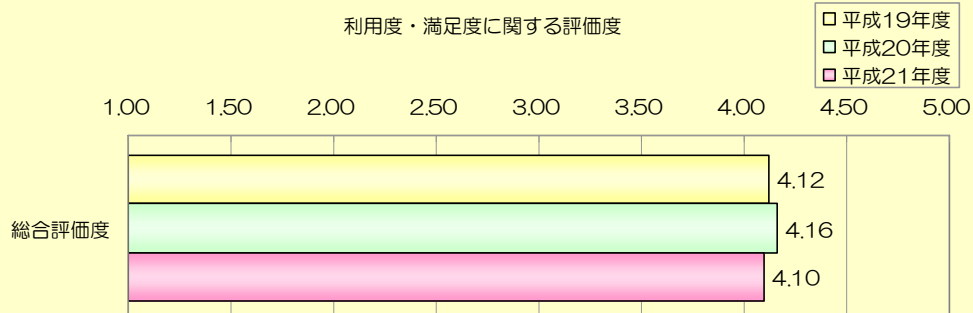
ユーザーに対する満足度調査を行い、5段階評価による評価度について4.0を上回ることを目標とした。

◎ 実績値

1) 平成21年度における取組み

○ ユーザーの評価度

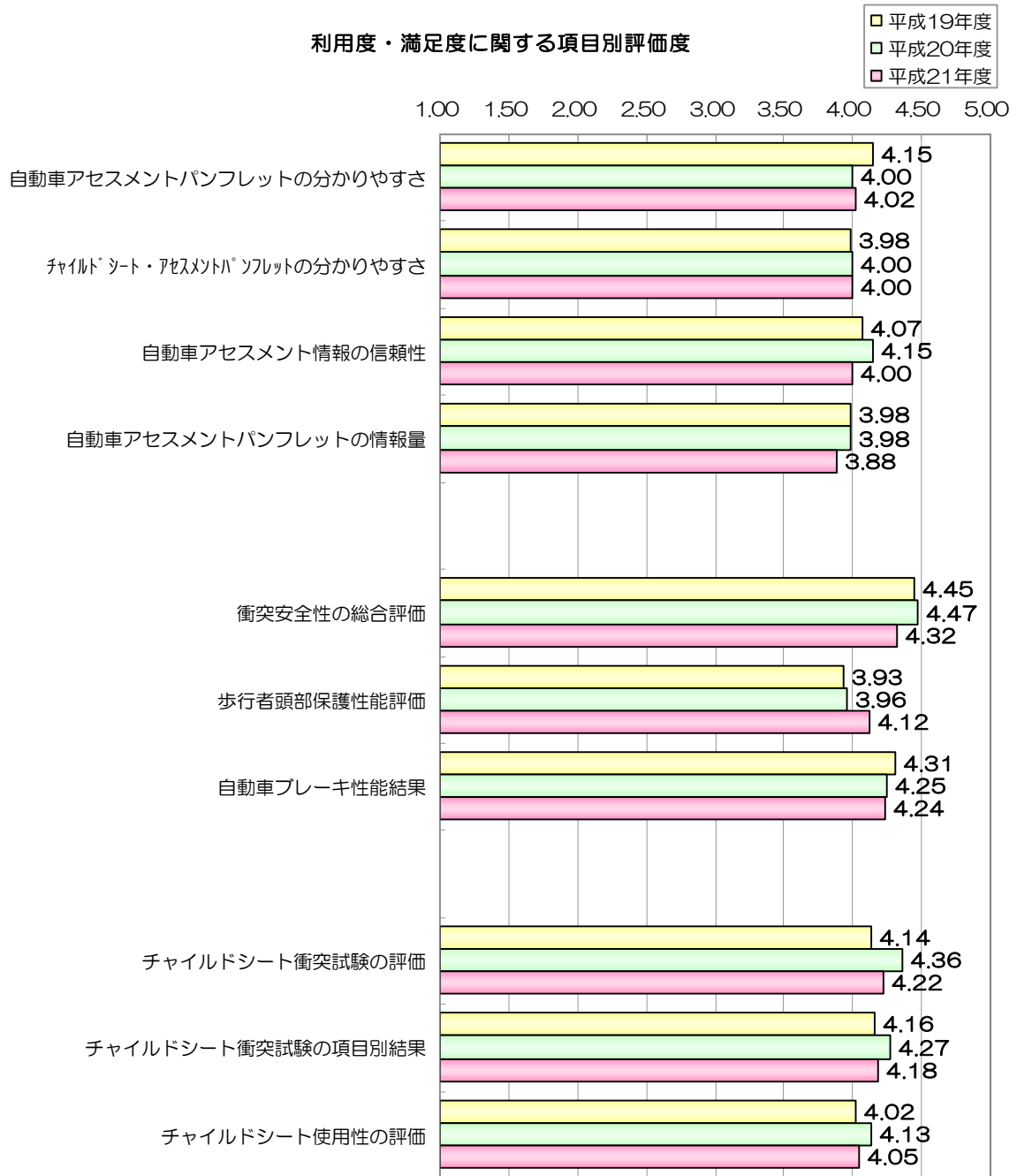
目標値の4.0を上回る 4.10の評価を得た。



【調査の概要】

- ・ 調査期間：平成21年8月5日～21年8月31日
- ・ 調査対象：自動車ユーザー団体機関誌アンケート回答者及び^{*}スクリーニング調査(運転免許保有者)によるモニター回答者 *アンケートを行うにあたって、指定された条件にあう対象者を選ぶ調査
- ・ 有効回答数：685件

利用度・満足度に関する項目別評価度



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き中期計画上の目標値を達成するよう業務を遂行することとしている。また、平成21年度の項目別評価結果も踏まえ、業務の改善を図ることとしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ② 質の高いアセスメント試験を行うとともに、アセスメントをより効果的なものとするため、実事故との相関を分析し、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。

(中期計画)

- ④ 予防安全性能、衝突時の乗員対策及び歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。
また、後遺障害者数が多い実態を踏まえ、後遺障害対策にも取り組みます。

(年度計画)

- ④ 新たに、車両後部への衝突による頸部傷害を軽減させるため、後突頸部傷害保護性能試験を導入します。
- ⑤ 新たに、後席乗員の安全評価のため、後席乗員保護性能試験を導入します。併せて、容易に装着できるシートベルトの普及のため、後席シートベルトの使用性の評価を行います。
- ⑥ 調査研究の実施
 - ア 新たに、Flex インパクトを利用した歩行者脚部保護性能評価法導入のための調査研究を実施します。
 - イ 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査を行います。
 - ウ 最近の交通事故の実態を踏まえつつ、21年度以降、新たに自動車アセスメントへ導入される予定の評価項目を考慮した新総合評価法を検討します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

今後導入すべき各種試験に関する、調査研究を進める。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

○ 後突頸部傷害保護性能試験の導入

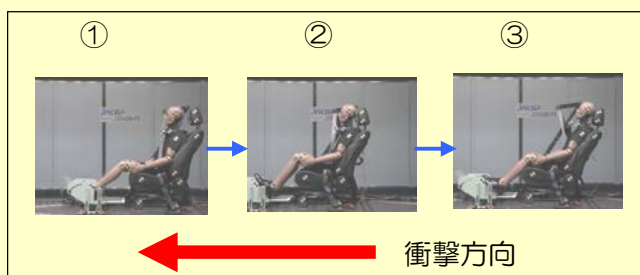
本年度より、車両後部への衝突による頸部傷害を軽減させるため、平成18年度～20年度の調査研究を踏まえ、追突された際に乗員の頸部に与える傷害の保護性能試験をアセスメント評価試験として導入した。

なお、「自動車アセスメントグランプリ」の選定にあたり、当該評価試験の結果を選定の際の要件として加え、保護性能の向上が図られるよう方策を講じた。

【後面衝突頸部保護性能評価】



【後面衝突頸部保護性能試験連続写真】



○ 後席乗員保護性能評価及び後席シートベルト使用性評価の導入

本年度より、前面衝突時における後席乗員の被害を低減させるため、平成20年度の調査研究を踏まえ、後席乗員保護性能試験をアセスメント評価試験として導入した。また、容易に装着できる後席シートベルトの普及させるための後席シートベルトの使用性試験及び座席ベルトの非着用時警報装置の有無をアセスメント評価試験として導入した。

なお、「自動車アセスメントグランプリ」の選定にあたり、当該評価試験の結果を選定の際の要件として加え、保護性能の向上が図られるよう方策を講じた。

・ 後席乗員保護性能評価

【試験前セットアップ】



【衝突時の後席の映像】



・ 後席シートベルトの使用性評価

【アクセス性評価】



【快適性評価（官能評価者）】



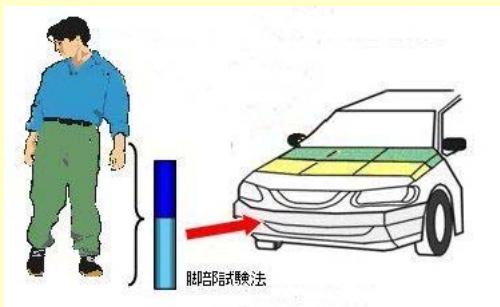
○ 調査研究の実施

ア. 歩行者脚部保護性能評価試験導入のための調査研究

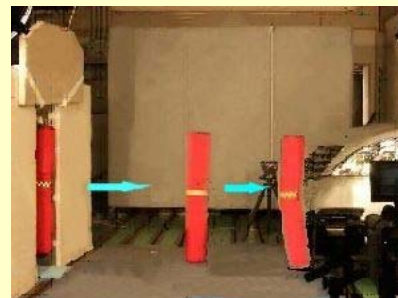
新たに、歩行者脚部保護性能評価のために必要なリスクカーブ及びスライディングスケールの検討、レイティングを行うための基礎データの収集等を行った。

なお、21年度の調査結果に基づく知見をもとに、22年度において歩行者脚部保護性能評価法導入のための取りまとめを行うこととしている。

【歩行者脚部保護性能試験イメージ】



【インパクトを使用した試験】



イ. 交通事故を未然に防止するため予防安全装置の効果評価のための基礎調査

予防安全技術検討WGを開催し、新安全性能総合評価への主要な予防安全装備の装備状況の反映手法について検討した。また主要な予防安全装備の装備状況について調査を実施し、自動車アセスメント冊子及びホームページにおいて公表するとともに、アセスメント結果発表会等の機会を捉え普及状況について紹介した。

ウ. 新たに自動車アセスメントへ導入される評価項目を考慮した新総合評価の検討

平成21年8月に新安全性能総合評価検討ワーキンググループを設置し、本年度から新たに導入した評価項目及び今後導入を予定している歩行者脚部保護性能評価を考慮した新総合評価の導入について検討した。また、総合評価に盛り込むべき項目及び試験間毎の「重み付け」について調査研究を行った。

なお、21年度の調査結果に基づく知見をもとに、22年度において新安全性能総合評価法の取りまとめを行うこととしている。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続きアセスメントをより効果的なものとするため、車両等の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図ることとしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

- ③ 海外のアセスメント関係機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図る。

(中期計画)

- ⑤ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立ってます。

(年度計画)

- ⑥ 海外の関係機関との情報交換等
 - ア アジア諸外国をはじめ、海外のアセスメント関係機関との情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法等の改善に役立ってます。
 - イ 世界NCAP会議等に参加し、わが国が新たに導入する後席乗員保護性能評価等の自動車アセスメント試験法について、情報提供を行います。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

各国アセスメント関連機関、専門家等と継続的に討論及び情報交換を行い、試験法、評価法等の開発に資するために、各種国際会議に参加する。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

ア 海外のアセスメント関係機関との情報交換

- ・ 平成21年6月 ドイツシュツガルトにおいて開催された、ESV世界会議に参加。NASVAが平成21年度より開始した後突頸部傷害保護性能試験及び後席乗員保護性能試験について情報提供。
- ・ 平成21年6月 ESV世界会議の機会を捉え開催されたアセスメント関係機関による「世界NCAPインフォーマル会議」において、21年度導入した最新の後突頸部保護性能試験等について情報提供。

【ESV世界会議】



【世界NCAPインフォーマル会議】



イ アジア諸外国との連携

- ・ E S V世界会議の機会を捉え、前年度の「Inter national NCAP Workshop」に参集したJNCAP・ANCAP・K-NCAP・Euro-NCAPによる会議を開催。アセスメント試験法、同一車種の定義、車種選定方法、試験データの共有化に関する意見交換及び将来の試験方法の見直しにかかる意見交換を行った。
- ・ 平成21年11月 来日したANCAPマッキントッシュ会長と日・豪NCAP会議を実施。NASVAが平成21年度より導入した後席乗員保護性能試験及び後面衝突頸部保護性能評価試験について紹介した。このほか、ANCAPが今後導入を予定している歩行者脚部保護性能評価にかかる試験法・評価法について、意見交換を行った。

【日・豪・韓・EuroNCAP会議】



【日・豪NCAP会議】



2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き海外アセスメント関係機関と情報交換を行い試験開発能力の向上を図ることとしている。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

④ 外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(中期計画)

⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

(年度計画)

⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

平成21年度の実績値について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

(1) 安全性の向上

自動車の衝突安全性能については、乗員保護性能及び歩行者頭部保護性能ともに過去に自動車アセスメントを実施した車種の評価指標の平均値を上回り、安全性能の向上が認められる。

今後も、自動車メーカーに対してより安全性能の高い車両の開発を促すため、アセスメント事業の更なる充実を図るとともに、ユーザーの関心を高めるための広報活動等を行う等、安全性能の向上に取り組む必要がある。

特に、平成21年度から新たに導入した後席乗員保護性能や後面衝突頸部保護性能については、今後、安全性能の向上が図られるよう検証する必要がある。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

これまでの試験方法の検討を踏まえ、平成21年度からは、①後席乗員保護性能評価②後面衝突頸部保護性能評価③後席シートベルト使用性評価④座席ベルトの非着用時警報装置の有無について、新たに導入を実施し結果の公表を行うなど、一定の努力が認められる。

また、今後導入を予定する「歩行者脚部保護性能試験」の性能評価のために必要な調査研究をすすめるとともに、これら新たな試験を踏まえた総合評価の導入について検討が進められている。

さらに、ドイツにおいて開催された世界NCAPインフォーマル会議に参加し、本年度から導入した後突頸部傷害保護性能試験及び後席乗員保護性能試験について紹介するとともに、諸外国との情報交換・情報収集を進めている。

今後も交通事故を未然に防止するという視点を含め、自動車の安全性能向上のために試験方法等導入に向けた調査研究を進める必要がある。

特に、試験の実施方法及び実施主体については、平成22年4月27日に行われた行政刷新会議WGによる「他の法人で実施し、コストを縮減」との事業仕分けがなされたが、今後の自動車アセスメント事業に大きな問題が生ずることのないよう、これまでナスバに蓄えられた知見を活用しつつ慎重に検討を進めていく必要がある。

(3) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

東京モーターショーへの出展、自動車アセスメント試験公開、自動車アセスメント結果発表会の開催及び自動車アセスメントグランプリ表彰等に係る6回のプレスリリースを行い、メディアに取り上げられるよう努力した結果、テレビ報道が延べ3回、新聞報道延べ63回、雑誌への掲載15誌、その他インターネット上でも多くメディアを通じ自動車アセスメントに関する広報がなされた。



【「業績評価のための特別なタスクフォース」における審議の様子（H22.6.16）】

このほか、ホームページのアクセス向上のための大幅な改善が行われたほか、パンフレットの頒布先の開拓などの努力が認められる。

今後もパンフレットの配布先の拡充やさらなるホームページのアクセス向上のための改善等、効率的かつ効果的な広報手法について検討を進める必要がある。

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表するとともに、評価結果に基づき改善を図ることとする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(8) 自動車事故対策に関する広報活動

(中期目標)

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度と機構業務について効果的に広報活動を行う。

(中期計画)

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施します。

(年度計画)

後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知など機構業務の認知度向上のため、各種イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関（者）への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進します。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

- 事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施することとした。
- 交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施することとした。

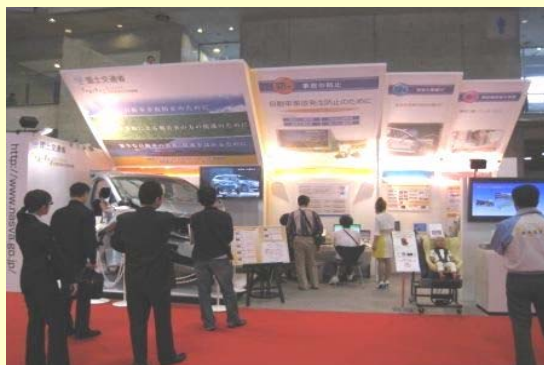
◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

1) 平成21年度における取組み

- ・ 各種イベントへ下表のとおり出展し、参加体験型としてナスバネットによる運転適性診断の実施、会場でのビデオ放映、パネルの展示、ポスターの掲示、各種リーフレットの配布等により機構業務及び自動車損害賠償保障制度等の周知宣伝活動を行った。
また、21年度は運送事業関係者を対象としたイベントに参加し、指導講習業務・適性診断業務の周知を図った。

イベント名	主催者	開催日
交通安全。アクション	(社)自動車会議所	4月11日～12日
安全健康快適フェア	中央労働災害防止協会	6月16日～18日
物流ソリューション	(株)物流ニッポン新聞社	7月14日～15日
交通安全運動ゼロの日フォーラム	内閣府	9月14日
交通安全キャンペーン	(社)自動車会議所	9月24日
東京モーターショー	(社)日本自動車工業会	10月24日～11月4日
東京トラックショー	(株)日新出版	10月29日～31日
仙台モーターショー	(社)日本自動車販売協会連合会	11月28日～29日
「犯罪被害者週間」国民のつどい 中央大会	内閣府	12月1日

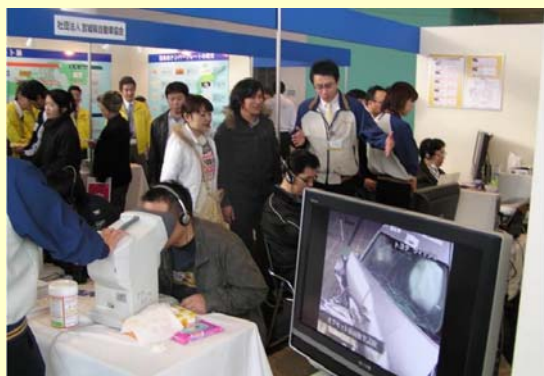
【東京モーターショーでの出展の様子】



【トラックショーでのナスバネット体験受診】



【仙台モーターショーでの出展の様子】



【ゼロの日フォーラムでのパネル展示によるPR】



・ 今年度から新たに開始した「運輸安全マネジメント評価事業」について、専門紙を活用し、広く周知を行った。

- 交通事故死「ゼロ」への挑戦（交通毎日新聞 H21. 9. 28）
- 安全を担保できる事業者が生き残れる仕組みを（交通界21 新年特別号）
- 「運輸安全マネジメント評価」本格始動（交通毎日新聞 H21. 3. 29）

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

引き続き、後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶等の事故防止対策事業や被害者への各種情報提供等の被害者援護対策事業、さらには自動車損害賠償保障制度の周知などNASVA業務の認知度向上のため、交通安全フェア等各種イベントへの参画、国・地方自治体等の関係機関と連携した広報活動、また、ポスター、パンフレット、インターネット、マスメディア等を活用した国民・関係機関（者）への周知宣伝活動により、積極的な広報活動を推進する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

（1）予算 （2）収支計画 （3）資金計画については以下のとおり

中期計画予算（平成 19 年度～平成 23 年度）

予算

収支計画

資金計画

（単位：百万円）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

区 分	金額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	42,556
施設整備費補助金	2,409
政府補助金	17,487
回収金等収入	4,273
業務収入	7,751
その他収入	254
計	74,730
支出	
人件費	17,590
業務経費	44,494
施設整備費	2,409
一般管理費	5,771
貸付金	1,368
借入金償還	4,786
計	76,419

区 分	金額
費用の部	68,231
経常費用	68,229
人件費	17,590
業務費	42,896
管理関係業務費	7,728
一般管理費	5,632
減価償却費	2,096
財務費用	
支払利息	16
臨時損失	2
固定資産除却損	2
貸倒損失	0
収益の部	68,883
運営費交付金収益	41,858
政府補助金	17,487
業務収入	7,751
その他収入	299
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	1,327
資産見返補助金戻入	120
資産見返物品受贈額戻入	4
貸倒引当金戻入	37
臨時利益	0
純利益	652
目的積立金取崩額	0
総利益	652

区 分	金額
資金支出	84,391
業務活動による支出	73,425
投資活動による支出	3,107
財務活動による支出	5,438
次期中期目標の期間への繰越金	2,421
資金収入	84,391
業務活動による収入	74,176
運営費交付金による収入	42,556
政府補助金による収入	17,487
業務収入	12,027
その他収入	2,105
投資活動による収入	4,219
有価証券の償還による収入	1,810
施設整備費による収入	2,409
投資その他の資産の精算による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	5,995

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13,882 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）
次頁のとおり。

運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額±退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

19年度…18年度×0.97

20年度以降…対前年度×0.99

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額

－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（20年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課、事務所借料の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：新規・拡充事業費など特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.98として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.99として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

(年度計画)

(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画については以下のとおり

中期計画予算 (平成21年度)

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	7,819
施設整備費補助金	456
政府補助金	3,125
回収金等収入	805
業務収入	1,802
その他収入	69
計	14,076
支出	
人件費	3,514
業務経費	8,098
施設整備費	456
一般管理費	1,153
貸付金	273
借入金償還	1,040
計	14,533

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	12,946
経常費用	12,946
人件費	3,514
業務費	7,848
管理関係業務費	1,580
一般管理費	1,137
減価償却費	443
財務費用	
支払利息	4
臨時損失	0
固定資産除却損	0
貸倒損失	0
収益の部	13,045
運営費交付金収益	7,650
政府補助金	3,125
業務収入	1,802
その他収入	85
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	342
資産見返補助金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	0
貸倒引当金戻入	32
臨時利益	0
純利益	100
目的積立金取崩額	0
総利益	100

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	17,042
業務活動による支出	12,762
投資活動による支出	625
財務活動による支出	1,132
翌年度への繰越金	2,523
資金収入	17,042
業務活動による収入	13,616
運営費交付金による収入	7,819
政府補助金による収入	3,125
業務収入	2,604
その他収入	69
投資活動による収入	464
有価証券の償還による収入	0
施設整備費による収入	456
投資その他の資産の精算による収入	8
その他収入	0
財務活動による収入	
政府借入金による収入	0
前年度よりの繰越金	2,961

(予算の説明)

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額2,714百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものとして決定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

(運営費交付金の算定ルール)

中期計画(19年度~23年度)に同じ。

◎ 実績値

中期計画実績（平成21年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
収入			
運営費交付金	7,819	7,819	0
施設整備費補助金	456	453	2
政府補助金	3,125	3,004	120
回収金等収入	805	799	6
業務収入	1,802	2,220	▲418
その他収入	69	98	▲29
計	14,076	14,393	▲318
支出			
人件費	3,514	3,225	289
業務経費	8,098	7,423	675
施設整備費	456	453	2
一般管理費	1,153	1,142	11
貸付金	273	145	129
借入金償還	1,040	1,040	0
計	14,533	13,428	1,105

※ 各々、百万円未満を四捨五入

収支計画

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
費用の部	12,946	11,861	1,085
経常費用	12,946	11,856	1,090
人件費	3,514	3,225	289
業務費	7,848	7,084	764
管理関係業務費	1,580	1,543	37
一般管理費	1,137	1,093	44
減価償却費	443	450	▲7
財務費用			
支払利息	4	4	0
臨時損失	0	5	▲5
固定資産除却損	0	5	▲5
貸倒損失	0	0	0
収益の部	13,045	11,886	1,159
運営費交付金収益	7,650	6,221	1,429
政府補助金	3,125	2,979	146
業務収入	1,802	2,220	▲418
その他収入	85	103	▲18
寄付金収益	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	342	354	▲12
資産見返補助金戻入	9	10	▲1
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0
貸倒引当金戻入	32	0	32
臨時利益	0	0	0
純利益	100	26	74
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	45	▲45
総利益	100	71	29

資金計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差
資金支出	17,042	19,655	▲2,613
業務活動による支出	12,762	11,839	923
投資活動による支出	625	4,715	▲4,090
財務活動による支出	1,132	1,130	2
翌年度への繰越金	2,523	1,971	▲552
資金収入	17,042	19,655	▲2,613
業務活動による収入	13,616	13,929	▲313
運営費交付金による収入	7,819	7,819	0
政府補助金による収入	3,125	3,004	121
業務収入	2,604	3,024	▲420
その他収入	69	82	▲13
投資活動による収入	464	3,071	▲2,607
有価証券の償還による収入	0	2,600	▲2,600
施設整備費による収入	456	453	2
投資その他の資産の精算による収入	8	18	▲10
その他収入	0	0	0
財務活動による収入			
政府借入金による収入	0	0	0
前年度よりの繰越金	2,961	2,655	306

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 当期総利益 71百万円の発生要因
 当期総利益71百万円は、当期純利益26百万円に前中期目標期間繰越積立金取崩額45百万円を加えたものであり、それぞれの発生要因等は以下のとおりである。
 - ① 当期純利益は、主として運営費交付金の対象となっていない貸付業務勘定に係るものであり、国債等有価証券の受取利息等による収益である。
 - ② 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第2期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた142百万円のうち、当期費用の財源に充てるために取崩したものであり、主として貸倒引当金である。

このため、当該総利益については、「独立行政法人会計基準」及び総務省行政管理局「独立行政法人の経営努力認定」(H19.7.4)について示されている経営努力基準に該当しないため、独法通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金として処理することとしている。

4. 短期借入金の限度額

(中期目標)

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

(中期計画)

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。

(年度計画)

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 1) 平成21年度における取組み（実績値）
短期借入は行わなかった。
- 2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し
中期計画のとおり

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

(中期目標)

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

(中期計画)

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

(年度計画)

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画のとおりなし

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 1) 平成21年度における取組み（実績値）
なし
- 2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し
中期計画のとおりなし

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

6. 剰余金の使途（目的積立金として承認された場合）

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

（年度計画）

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

◎ 年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

なし

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する事項

(中期目標)

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

(中期計画)

施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	407	施設整備費補助金
千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置(CT)の更新	191	同上
東北療護センター 脳磁計(MEG)の更新	510	同上
東北療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
岡山療護センター 医療パネル及び空調機器の改修	176	同上
岡山療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	409	同上
中部療護センター 陽電子断層撮影装置(PET)の更新	400	同上

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

(年度計画)

施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
東北療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	121	施設整備費補助金
中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	335	同上

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

◎ 年度計画における目標値設定の考え方

平成21年度は、中期計画に基づき、以下の整備を行うこととした。

- ① 東北療護センター 核医学画像診断装置（RI）更新
- ② 中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（MRI）更新

◎ 実績値

1) 平成21年度における取組み（実績値）

平成21年度は、中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	実績額
① 東北療護センター 核医学画像診断装置（RI）更新	121	119
② 中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（MRI）更新	335	334

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度（平成22年度）については、中期計画に基づき、千葉療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）の更新を行うこととしている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成21年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 東北療護センター 核医学画像診断装置（RI）更新 → 一般競争入札（総合評価方式）
- ② 中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（MRI）更新 → 一般競争入札（総合評価方式）

(2) 人事に関する計画

(中期目標)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度における額の5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(中期計画)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。

〔参考〕

- 1) 期初の常勤職員数
334人
- 2) 期末の常勤職員見込み
334人

(年度計画)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成20年度予算比で1%以上の削減を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。

◎ 年度計画における目標設定の考え方

人件費（退職手当等を除く。）について、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等に基づき、平成20年度比1%以上の削減を行う。

◎ 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度の見通し

1) 平成21年度における取組み

- 平成21年度は、以下の削減方策を講じたこと等により、年度計画（前年度予算に比して1%削減）を上回る人件費（退職手当等を除く。）の削減（▲8.8%）を達成
 - ・ 役職員の俸給の削減 (▲4.2%)
 - ・ 交流者等の新陳代謝 (▲2.2%)
 - ・ 国家公務員の給与構造改革及び人事院勧告を踏まえた給与体系の見直し効果等 (▲2.4%)

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 28百万円	▲ 247百万円	▲ 8.8%
削減目標額 ▲ 28百万円 = 前年度予算額 2,796百万円 × 削減目標率 ▲ 1.0%	削減実績額 ▲ 247百万円 = 平成21年度決算額 2,549百万円 - 前年度予算額 2,796百万円	対前年度予算比 ▲8.8% = 削減実績額 ▲247百万円 ÷ 前年度予算額 2,796百万円

2) 中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

次年度は、引き続き、人件費（退職手当等を除く。）については、平成21年度予算比で1%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与体系の見直しを行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

■ 役職員の給与水準について

1) 平成21年度の給与水準（ラスパイレス指数）

104.2（前年度 110.1）

2) 1) の給与水準となった理由

① 国家公務員より管理職員数割合が高いこと

・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門知識と経験を有する管理職員を配置しているため。

② 国家公務員より大卒者割合が高いこと

・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。

③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと

・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

3) 給与水準の適正化に向けた取り組み

① 平成21年度初より全職員の俸給月額5%の引き下げを実施した。

② 管理職員数の削減（194人→165人 ▲29人）を実施したほか、国家公務員の給与構造改革及び人事院勧告（期末勤勉手当の支給率の減等）を踏まえた給与体系の見直しを行った。

今後も、引き続き、国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図る。

II. 自主改善努力評価に関する事項

1. 自動車事故被害者団体との意見交換

(1) 活動状況

20年度より、本部だけではなく、各主管支所や支所においても各地域の自動車事故の被害者団体との意見交換をより積極的に行っている。

平成21年度においても各地域の被害者団体主催の会議、総会、セミナー等に19件出席するとともに、犯罪被害者支援連絡協議会等の関係団体の主催する会議等に48件出席し、合計で前年度実績(61件)を上回る67件の会議等に参加した。

(2) 効果

自動車事故被害者団体等との意見交換により、被害者の状況や意見等を把握するとともに、被害者団体を通じてNASVAの被害者援護事業の周知を図ることができた。

(3) 今後の課題

都道府県単位の小規模な被害者団体や支部等との意見交換について取り組みを進めたが、引き続き地元自治体福祉部局等や被害者団体のセミナー等を通じて情報入手し、複数の団体と合同で意見交換を行う等、効率的できめ細やかな対応を図っていく。

主な被害者団体との意見交換実績		
4月16日	新潟県	全国脊髄損傷者連合会新潟支部新潟県車椅子友の会 障害者団体の現状を聞くとともに介護料の説明を行い、ナスバの被害者援護にかかる周知への協力をお願いした。
5月30日	鹿児島県	高次脳機能障害「ぶらむ」鹿児島 家族交流会 ナスバの事業と自動車事故被害者援護制度を説明した際、参加者の中で自動車事故で障害を負った方がおり受給資格等の質問を受けた。
9月19日	京都府	「頭部外傷や病気による後遺症を持つ若者と家族の会」京都支部例会 京都大学付属病院准教授の講演を聴講するとともに、介護料についての説明及び周知協力を依頼した。
11月7日	大阪府	全国遷延性意識障害者・家族の会 設立5周年記念講演会 国土交通省と共に記念講演会の後援を行い、ナスバの被害者援護事業等についての説明を行った。
11月28日	東京都	高次脳機能障害若者の会 高次脳機能障害者とその家族のための相談交流会 障害者本人による実情の発表及びそれに対する問題解決策を伺うとともに、ナスバの被害者援護業務についての説明を行った。
12月5日	東京都	頭部外傷等による重度後遺障害者と家族の会 わかば(定例会及び学習会) 嚙下訓練について医師による実演を交えた説明を聴講するとともに、ナスバの被害者援護業務についての説明を行った。

【意見交換における意見、感想】

(NASVAへの意見・感想)

- ・ NASVAの介護料制度は非常にありがたい制度。
- ・ 後遺障害が軽度の者にも対応して欲しい。
- ・ NASVAが自動車事故被害者援護をしていることの認知度が低いように思われる。
- ・ 重度後遺障害者への介護料なのだから「自動車学校」で教えてらどうか。等

(事故後の対応・介護等についての意見・感想)

- ・ 同じ境遇を持つ者同士の良い出会いが今の介護生活を支える力となっている。
- ・ 突然の事故でパニックの中、助けになるような有益な情報が入ってこない。
- ・ 病院からは「援護」、「相談」、「案内」の情報がない。
- ・ 長い入院になっても、次に行く病院・施設がわからないし、紹介もない。等

【自動車事故被害者団体等との意見交換会の様子】



【全国遷延性意識障害者・家族の会
設立5周年記念講演会】



【頭部外傷や病気による後遺症を持つ
若者と家族の会」京都支部例会】

2. 療護センター担当者会議の活動内容

(1) 活動状況

療護センターの効率的な運営及び療護施設の医療・看護技術等の開発・向上並びに各療護施設間の連携強化を図るため、各療護センターのセンター長（委託病床については、委託先の病院長）、看護師長及び医療関係スタッフ並びに機構担当職員をメンバーとする会議を定期的（センター長会議は年2回、看護師長、リハビリ担当責任者、メディカル・ソーシャルワーカーはそれぞれ年1回）に開催し、現状及び課題の精査を行い、今後の対応策など業務検討を行った。

(2) 効果

療護センター等の現状及び課題の整理を行い、医師、看護師、リハビリ担当者（療法士）、メディカル・ソーシャルワーカーといった各職種ごとに、それぞれの今後の取り組みや対応策などの業務検討を行うとともに、各療護施設間で情報の共有を図り、入院患者等への質の高い治療・看護等の充実を図った。

- ① 業務運営の効率化（医療機器の有効利用と維持管理）
- ② 治療・看護・リハビリ技術等の開発・向上
- ③ 治療・看護・リハビリ技術の社会還元（学会、他の医療施設、在宅患者の介護者等）
- ④ 治療効果の測定方法、効果分析等
- ⑤ 患者の退院後のフォロー
- ⑥ 患者の入院期間の短縮
- ⑦ 療護センター機能の病床委託病院への協力・支援
- ⑧ 患者家族等への支援の充実強化
- ⑨ 短期入院協力病院としての対応及び他の協力病院への支援について 等

(3) 今後の課題

今後も、療護施設の入院患者に対し、より質の高い治療・看護等を提供していくことが必要である。

そのため、今後も定期的に各職種毎にすべての療護施設スタッフが参加する連絡会議を開催し、療護施設間の情報の共有、連携をさらに深めていくことが必要である。

3. 療護センターの広報（パンフレット、DVD）

（1）活動状況

平成21年度においては、平成20年度実績に対するタスクフォースによる外部評価を踏まえ、一般の方々に広くPRするための6分版DVDを新たに作成し、全国のNASVAの各主管支所及び支所へ配布した。

NASVAの各（主管）支所においては、各種イベントや被害者家族の会などの場において、パンフレットの配布に加え、この6分版DVDの上映、配布を行い、療護センターで培われた質の高い治療・看護技術の伝播及び療護センターの周知に努めた。

また、（社）日本医療社会事業協会による医療機関のソーシャルワーカーに対する「交通事故被害者生活支援研修」の場において、NASVAの各（主管）支所担当者が療護施設のPRを行うなどのほか、研修受講者へ6分版DVDの配布し、周知に努めた。

（2）効果

新たに作成した一般向けの6分版DVDについては、平成20年度において作成したDVDをもとに、療護センターの取り組みを簡潔かつ端的に紹介するDVDとして再編集したものであることから、各種イベント等での上映において、療護センターの概要、取り組み等について、分かりやすい紹介を行った。

（3）今後の課題

平成22年度以降、入院期間を3年間とする患者の退院が増加し、入退院サイクルが早まることが予想されるため、今後も安定した入院患者数の確保が図られるよう、療護センター等の役割、その活動内容についての引き続き広報を行っていく必要がある。

また、平成21年度に実施した「療護センターの治療効果等に関する統計データの分析」により、事故後経過期間がより短く、早期に治療を開始した入院患者の方が、治療による改善効果が高いことが統計的に明らかになったことから、第三次救命救急機関である救命救急センターに対しても療護センター等の概要、役割、その活動内容についての広報を行っていく必要もある。

【療護センターDVD『NASVA療護センター～重度後遺障害からの回復に向けて～』



4. 積極的な広報の実施

(ホームページの活用)

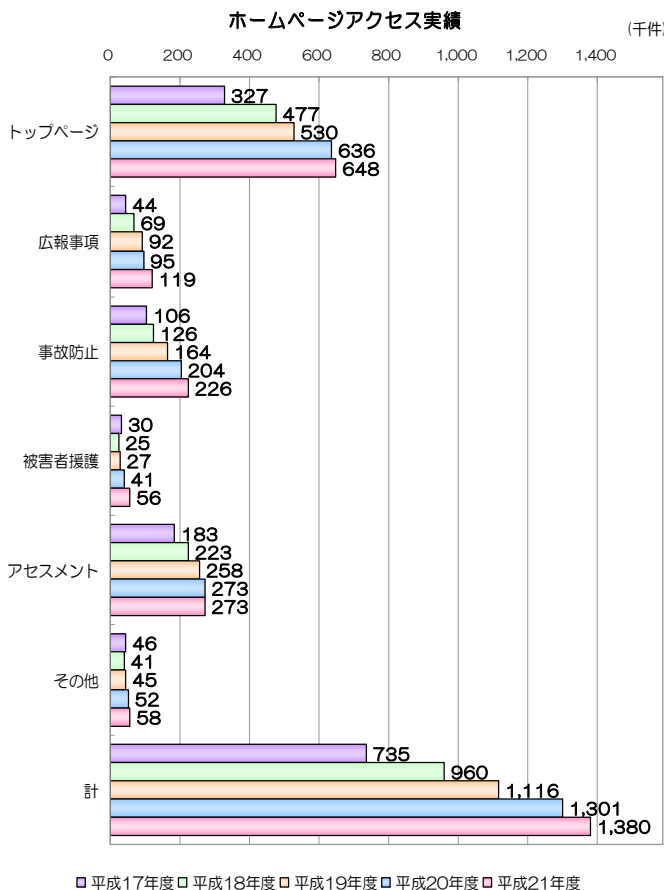
(1) 活動状況

機構一体として広報活動を積極的に展開するため、ホームページについてはアクセスしやすいサイトを目指して、随時データの更新を行った。また、NASVAメールマガジンを発行し、タイムリーな情報を提供した。

(2) 効果

ユーザーの視点に立った見やすいホームページを目指し、コンテンツの追加やメンテナンスを随時行なった結果、約138万件のアクセスを記録し、前年度に比べ7万8千件（+6.1ポイント）上回った。

また、NASVAメールマガジンは昨年を上回る9回の発行を行い、安全情報や被害者援護制度などに関するタイムリーな情報提供を行った。



【新しい自動車アセスメントのページ】



(3) 今後の課題

今後、さらなる広報活動の展開を図るため、広報プロジェクトチームの活用を含め、さらに機構の認知度の一層の向上を図り、業務全般の理解を得ることに努める。

5. 内部統制に関する取り組み

(1) 活動状況

21年度においては、NASVAの保有する個人情報の保護、業務に関わる法令等遵守および職員倫理の確立等のため、コンプライアンス委員会を設置するとともに基本計画を策定し、コンプライアンスの推進を図った。

(2) 効果

平成15年度の機構設立当初から、全役職員の服務に係る倫理の保持及び職務の公正な執行を目的とする役職員倫理規定を整備し、その徹底を図ることにより当機構業務に対する国民の信頼の確保に努め、また、監事による本部、主管支所及び支所への現地監査を行うとともに、監事について、理事会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧をすることにより、財務・業務に関する内部統制を図ってきた。

更なるコンプライアンス体制の強化を図るため、平成21年度においてコンプライアンス委員会の設置、基本計画を策定するとともに、コンプライアンス実践マニュアルを作成し、職員へ配付、周知することにより、日常業務における職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の高揚が図られた。

(3) 今後の課題

日頃より職員一人ひとりが常にコンプライアンスの意識を持続させることが必要であることから、コンプライアンスの実践について機会あるごとに周知する必要がある。